明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表（第三条関係）

行為	書類
（略）	（略）
法第二十二条の二第四項第二号に掲げる行為	別記様式第二の三による書類及び森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第四条各号に掲げる書類
法第二十二条の二第四項第三号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の四による書類及び森林法施行規則第五十九条第一項各号に掲げる書類（同条第二項の規定により添付を省略することができるものを除く。）
法第二十二条の二第四項第三号に掲げる行為（森林法第三十四条第二項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の五による書類及び森林法施行規則第六十一条第一項各号に掲げる書類（同条第二項の規定により添付を省略することができるものを除く。）
法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の六による書類及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第三十条第一項各号に掲げる書類
法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の七による書類及び農地法施行規則第五十七条の四第二項各号（第五号を除く。）に掲げる書類
法第二十二条の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の八による書類並びに自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十条第二項各号に掲げる図面、同条第三項に規定する書類及び同条第四項各号に掲げる事項を記載した書類
（略）	（略）

別記様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２関係）

（略）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

１・２　（略）

別表（第三条関係）

行為	書類
（略）	（略）
法第二十二条の二第四項第二号に掲げる行為	別記様式第二の三による書類並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第四条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類
法第二十二条の二第四項第三号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の四による書類及び森林法施行規則第五十九条第二項に規定する図面
法第二十二条の二第四項第三号に掲げる行為（森林法第三十四条第二項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の五による書類及び森林法施行規則第六十一条に規定する図面
法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の六による書類及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第三十条各号に掲げる書類
法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の七による書類及び農地法施行規則第五十七条の四第二項各号に掲げる書類
法第二十二条の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の八による書類並びに自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十条第二項各号に掲げる図面及び第三項各号に掲げる事項を記載した書類
（略）	（略）

別記様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２関係）

（略）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

１・２　（略）

3　地域脱炭素化促進施設の整備の内容

⑴　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

①　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設（附属設備を除く。）

（略）

㈱1　「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。）第４条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

＜参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）（抄）＞

第４条

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　太陽熱

六　大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）

七　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（（中略）化石燃料を除く。）をいう。）

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第４条第４号に掲げるものを用いる場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第６号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類（地中熱、雪氷熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか）を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第７号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類も記載すること。

２・３　（略）

②・③　（略）

⑵～⑷　（略）

４～９　（略）

（別表１）・（別表２）　（略）

別記様式第２の３

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第２号）関係

（略）	（略）
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備　　考	

3　地域脱炭素化促進施設の整備の内容

⑴　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

①　再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設（附属設備を除く。）

（略）

㈱1　「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。）第４条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

＜参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）（抄）＞

第４条

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　太陽熱

六　大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）

七　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（（中略）化石燃料を除く。）をいう。）

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第４条第４号に掲げるものを用いる場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第６号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか）を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第４条第７号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類も記載すること。

２・３　（略）

②・③　（略）

⑵～⑷　（略）

４～９　（略）

（別表１）・（別表２）　（略）

別記様式第２の３

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第２号）関係

（略）	（略）
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
（新設）	
備　　考	

㈱１　（略） ２　開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。 ３～５　（略） ６　「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。	㈱１　（略） ２　開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の２第４項第１号及び第３号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）にあっては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。 ３～５　（略） （新設）
（添付書類） 以下の書類を添付すること。 ⑴～⑶　（略） ⑷　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 ⑸　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の２第４項各号（第２号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類） ⑹　当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類 ⑺　その他必要と認める書類	（添付書類） 以下の書類を添付すること。 ⑴～⑶　（略） ⑷　申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書 （新設） （新設） （新設）
別記様式第２の４ 別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号 森林法第34条第１項の特例措置 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第３号）関係 （略） ㈱　（略） （添付書類） 以下の書類を添付すること。 ⑴　当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）	別記様式第２の４ 別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号 森林法第34条第１項の特例措置 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第３号）関係 （略） ㈱　（略） （添付書類） 以下の書類を添付すること。 保安林の境界線及び当該行為に係る区域（皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）

⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）
⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の２第４項各号（第３号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	（新設）
⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類	（新設）
⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第59条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）	（新設）
⑺　その他必要と認める書類	（新設）
別記様式第２の５	別記様式第２の５
別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号
森林法第34条第２項の特例措置 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第３号）関係	森林法第34条第２項の特例措置 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第３号）関係
（略）	（略）
㈱　（略）	㈱　（略）
（添付書類）	（添付書類）
以下の書類を添付すること。	以下の書類を添付すること。
⑴　当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）	保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）
⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）
⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の２第４項各号（第３号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	（新設）

⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類

⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）

⑺　その他必要と認める書類

別記様式第２の８

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条各項に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷～⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

別記様式第２の９

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第33条第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式第２の８

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条各号に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷～⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

別記様式第２の９

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

自然公園法第33条第１項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第５号又は第６号）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

⑴　（略）

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真

（3）　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

（4）・（5）　（略）

（6）　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十四条及び第十五条第三項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動公衆送信により公衆の閲覧に供する必要のない場合） **第八条の二**　法第十四条に規定する主務省令で定める場合は、常時使用する従業者の数が四人以下である場合とする。	（新設）
（閲覧に供する方法） **第八条の三**　法第十四条の規定による公衆の閲覧は、別記様式の登録再生利用事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（新設）
（料金の公示方法） **第九条**　法第十五条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十一条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、登録再生利用事業者が常時使用する従業者の数が四人以下である場合を除き、法第十四条に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することにより行わなければならない。 ２　前項の規定による公衆の閲覧は、登録再生利用事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（料金の公示方法） **第九条**　法第十五条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十一条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省環境省令第一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第二項第五号の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤信太郎

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成二十六年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（設備整備計画の認定の申請） **第一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類 イ～ハ　（略） ニ　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 ホ　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類） ヘ　当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類 ト　その他必要と認める書類 七　設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類 イ　当該行為に係る森林の位置図及び区域図 ロ　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（設備整備計画の認定の申請） **第一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類 イ～ハ　（略） ニ　申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書 （新設） （新設） 七　設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面 （新設） （新設）

ハ　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

ニ　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

ホ　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類

ヘ　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第五十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）

ト　その他必要と認める書類

八　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる図面（行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面）

イ　当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

ロ　当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

ハ　当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

ニ　当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

ホ　（略）

九　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる図面

十・十一　（略）

3　計画作成市町村は、前項第八号イからホまでに掲げるもののほか、法第七条第四項第七号又は第八号の規定による協議（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　当該行為の施行体制

七・八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

八　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は八号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

ロ　当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

ハ　当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

ニ　当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

ホ　（略）

九　設備整備計画に法第七条第四項第七号又は八号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる図面

十・十一　（略）

（新設）

（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（新設）

七・八　（略）

九　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容

十～十四　（略）

別記様式第１号（第７条関係）

（略）

（別紙）

設備整備計画

１～６　（略）

７　特例措置に関する事項（別表３－１～別表３－６）

㈱１～５　（略）

６　漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。

７～14　（略）

（添付書類）　（略）

（別表１～３－１－②）　（略）

（別表３－２－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置（法第11条第１項）関係

（略）	（略）
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備考	

㈱１　（略）

２　開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。

３～５　（略）

６　「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

九　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容

十～十四　（略）

別記様式第１号（第７条関係）

（略）

（別紙）

設備整備計画

１～６　（略）

７　特例措置に関する事項（別表３－１～別表３－６）

㈱１～５　（略）

６　漁港漁場整備法第39条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。

７～14　（略）

（添付書類）　（略）

（別表１～３－１－②）　（略）

（別表３－２－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第10条の２第１項の特例措置（法第11条第１項）関係

（略）	（略）
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
（新設）	
備考	

㈱１　（略）

２　開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号、第２号及び第４号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）にあっては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。

３～５　（略）

（新設）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴～⑶　（略）

⑷　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

⑸　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号、第２号及び第４号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

⑹　当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

⑺　その他必要と認める書類

（別表３－２－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第34条第１項の特例措置（法第11条第２項）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）

⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号から第３号まで及び第５号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴～⑶　（略）

⑷　申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

（新設）

（新設）

（新設）

（別表３－２－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第34条第１項の特例措置（法第11条第２項）関係

（略）

㈱　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

保安林の境界線及び当該行為に係る区域（皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第59条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）	（新設）
⑺　その他必要と認める書類	（新設）
（別表３－２－③）	（別表３－２－③）
（別紙）の設備又は施設の番号	（別紙）の設備又は施設の番号
森林法第34条第２項の特例措置（法第11条第２項）関係	森林法第34条第２項の特例措置（法第11条第２項）関係
（略）	（略）
㈱　（略）	㈱　（略）
（添付書類）	（添付書類）
以下の書類を添付すること。	以下の書類を添付すること。
⑴　当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）	保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）
⑵　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）
⑶　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４項第１号から第３号まで及び第５号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
⑷　当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	（新設）
⑸　申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類	（新設）
⑹　申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）	（新設）
⑺　その他必要と認める書類	（新設）
（別表３－３）	（別表３－３）
（別紙）の設備又は施設の番号	（別紙）の設備又は施設の番号
漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の特例措置（法第12条）関係	漁港漁場整備法第39条第１項の特例措置（法第12条）関係
（略）	（略）
㈱　（略）	㈱　（略）
（別表３－４－①～３－４－④）　（略）	（別表３－４－①～３－４－④）　（略）

（別表３－５－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置（法第14条第１項）関係

（略）

㈱１～７　（略）

８　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

９～11　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000程度の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の修景図

⑸・⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

（別表３－５－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第33条第１項及び第２項の特例措置（法第14条第２項）関係

（略）

㈱１～６　（略）

７　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

８～10　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000程度の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の修景図

⑸　（略）

⑹　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

（別表３－６－①・３－６－②）　（略）

（別表３－５－①）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置（法第14条第１項）関係

（略）

㈱１～７　（略）

８　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土処理、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

９～11　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の修景図

⑸・⑹　（略）

⑺　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

（別表３－５－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

自然公園法第33条第１項及び第２項の特例措置（法第14条第２項）関係

（略）

㈱１～６　（略）

７　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土処理、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

８～10　（略）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

⑴　行為の場所を明らかにした縮尺１：25,000以上の地形図

⑵　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000以上の概況図及び天然色写真

⑶　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

⑷　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺１：1,000以上の修景図

⑸　（略）

⑹　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

（別表３－６－①・３－６－②）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第五（第五条関係）	**別表第五**（第五条関係）
番号	業種	業種の範囲	番号	業種	業種の範囲
一～三	［略］	［略］	一～三	［略］	［略］
四	その他の事業サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類九二―その他の事業サービス業（小分類九二二―建物等維持管理業、小分類九二三―警備業及び細分類九二九五―ペストコントロール業を除く。）	四	その他の事業サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類九二―その他の事業サービス業（小分類九二二―建物サービス業及び小分類九二三―警備業を除く。）
備考　表中の［　］は注記である。					

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第一条の七）	第一章　総則（第一条―第一条の六）
第二章～第十四章　［略］	第二章～第十四章　［略］
附則	附則
（定置式製造設備に係る技術上の基準）	（定置式製造設備に係る技術上の基準）
第四条　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	**第四条**　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一～五の二　［略］	一～五の二　［略］

六　爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合にあっては、建築材料については、この限りでない。

七～二十八　［略］

２・３　［略］

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条　法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第四号の二、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　前条第一項の表(6)イの規定によりがん具煙火を貯蔵する場合にあっては、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあっては、床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十九センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とすること。

ロ　がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ　がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。

三　前条第一項の表(1)イ又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあっては、次のイからトまでに定めるところによること。

イ　建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

ロ　建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ　建築物の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

ホ　建築物の床面には、できるだけ鉄類を表さないこと。

ヘ・ト　［略］

六　爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七～二十八　［略］

２・３　［略］

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条　法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　前条第一項の表(6)イの規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

イ　周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとすること。

ロ　入口の扉（とびら）は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉（とびら）とすること。

ハ　窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ　自動消火設備を設けること。

三　前条第一項の表(1)イ又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ　建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ　建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ　建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

［新設］

ホ・ヘ　［略］

三の二　前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合にあっては、前号ヘ及びトの規定によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

イ　建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ　建築物の入口の扉は、内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管を貯蔵する場合にあっては、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。

［削る］

［削る］

四　前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他の堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあっては、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ　［略］

ハ　設備の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ・ホ　［略］

四の二　前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合にあっては、前号イからホまでの規定によるほか、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　［略］

ロ　設備は、盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するものとすること。

［削る］

ハ　設備内に棚を設ける場合にあっては、棚は、落下を防止するための措置を講じた堅固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

三の二　前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ　建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ　建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ　爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ　個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ヘ　建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱（以下「雷管収納箱」という。）を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四　前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ　［略］

ハ　設備の内面は、板張りとすること。

ニ・ホ　［略］

四の二　前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ　［略］

ロ　設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとすること。

ハ　設備の扉は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ニ　設備内に棚を設け、棚は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。

ニ　設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五　前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあっては、堅固な設備に収納し、盗難を防止するための措置を講ずること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条　火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合にあっては第八号及び第八号の二、信号炎管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合にあっては第八号及び第八号の二（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）並びに第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合にあっては第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一　［略］

二　火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

三　［略］

三の二　火薬庫は、火薬類の貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

四　火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び第四条第一項第二十七号の運搬車を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

四の二　電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合にあっては、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

五　火薬庫内に入る場合にあっては、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、火薬類が摩擦により爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

五の二　火薬庫の入口の扉を開ける場合にあっては、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六　火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし、火薬又は爆薬に直接触れない作業であって、ファイバ板箱の開函その他の安全に当該作業をすることができる場合にあっては、この限りでない。

七　火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合にあっては、最高の温度及び最低の温度を計測し、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八　火薬類を収納した容器包装は、通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合にあっては、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。

八の二　火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。

ホ　設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五　前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、堅固な設備に収納し施錠すること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条　火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焔管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一　［略］

二　火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

三　［略］

三の二　火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

四　火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

［新設］

五　火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫については、この限りでない。

五の二　火薬類の搬出入作業を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六　火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。

七　火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八　火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあっては四メートル以下）とすること。

［新設］

九　火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあっては、この限りでない。

十　火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合にあっては、異常の有無に注意をすること。

十一　ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分解して除去すること。

十二　外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合にあっては、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあっては二十センチメートル以上とすること。

四　［略］

五　火薬庫に窓を設ける場合にあっては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

六　火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七　火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

七の二　火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

八　火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

九　火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十　火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残つている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一　ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリツトルに溶解し、これにアルコール一リツトルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二　外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロツク造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロツク造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四　［略］

五　窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。

六　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

［新設］

八　換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

九　火薬庫に暖房設備を設ける場合にあっては、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。

十　火薬庫内に照明設備を設ける場合にあっては、照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。

十一　火薬庫の屋根の外面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあっては、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二　火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十三　火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四　火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五・十六　［略］

（地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条の二　地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

三　削除

四　火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五　火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条　地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二　［略］

三　建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四～六　［略］

七　火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規定する土堤を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

九　火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十　火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一　小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

十二　火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三　火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四　火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五・十六　［略］

（地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十四条の二　地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

三　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四　火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五　火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条　地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二　［略］

三　建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

四～六　［略］

七　火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。

［削る］

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二　地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二　［略］

三　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四　［略］

五　火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六　［略］

七　第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　［略］

ロ　放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質で覆うこと。

ハ　放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ　［略］

八・九　［略］

十　火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとすること。

十一　［略］

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条　地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

［削る］

二　火薬庫には、できるだけ第三十条に規定する避雷装置を設けること。

三　火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

四　［略］

八　火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二　地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二　［略］

三　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四　［略］

五　火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六　［略］

七　第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　［略］

ロ　放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ　放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

ニ　［略］

八・九　［略］

十　土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。

十一　［略］

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条　地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

一の二　小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二　火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

三　火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。

四　［略］

２　地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の構造は、盗難を防止するための措置を講じたものとすること。

二　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合にあっては、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとすること。

（三級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条　地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二　削除

三　火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合にあっては、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四　火薬庫の入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の付近には、消火の活動のために必要な措置を講ずること。

五　火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で囲むこと。

２　地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二　［略］

（水蓄火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条の二　ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁及び底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

二　火薬庫の屋根には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三　火薬庫には、水位計及び自動給水装置を設置すること。

四　火薬庫には、水があふれ出ることにより火薬類が流失することを防止するための措置を講ずること。

２　地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　構造は、盗難を防ぎ得るものとすること。

二　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとすること。

（三級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条　地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二　小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。

三　火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四　入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。

五　火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。

２　地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一　地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二　［略］

（水蓄火薬庫の位置、構造および設備）

第二十七条の二　ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二　火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三　火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四　火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

第二十七条の三　横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第三号及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

二　火薬庫の前面の擁壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三　火薬庫の前面の擁壁に出入口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四　火薬庫の出入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

（実包火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条の四　実包火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあっては三十センチメートル以上とすること。

二　［略］

［削る］

2　最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であって、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　火薬庫には、窓が設けられていないこと。

三・四　［略］

（煙火火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十八条　煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

［削る］

二　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては十九センチメートル以上とすること。

三　削除

四　火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあっては第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあっては第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁で囲むこと。

第二十七条の三　横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二　火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三　よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。

四　出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。

（実包火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十七条の四　実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロツク造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二　［略］

三　火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。

2　最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　窓が設けられていないこと。

三・四　［略］

（煙火火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十八条　煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロツク造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

一の二　入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

二　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロツク造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

三　火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四　火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンをこえる場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。

（がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備）

第二十九条　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

（土堤）

第三十一条　土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない。

一　土堤は、その内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二　土堤に切通の出入口を設けた場合にあっては、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁から外方に引いた全ての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。

三　土堤にトンネルを掘って出入口とする場合にあっては、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁からトンネルの方に引いた全ての直線が必ずトンネルの壁の線と交差するような構造とすること。

四　土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあっては、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二　土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ　煙火火薬庫又は煙火等の製造所の爆発の危険のある工室若しくは火薬類一時置場（以下「煙火火薬庫等」という。）　軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上

ロ　煙火火薬庫等以外の火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場　屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上

四の三　土堤の頂部の厚さは、一メートル以上とすること。

五　土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあっては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六　火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七　土堤の堤面には、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置を講ずること。

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一　簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とすること。

（がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置、構造および設備）

第二十九条　がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一　構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二　入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。

（土堤）

第三十一条　火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

一　土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二　土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。

三　土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。

四　土堤は、四十五度（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度）より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

［新設］

五　土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

［新設］

六　火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七　土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。

（簡易土堤）

第三十一条の二　火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。

一の二　簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ　三級火薬庫　屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上

ロ　煙火火薬庫等　軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上

一の三　簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二　簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三　簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

（防爆壁）

第三十一条の三　防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

（危険のおそれがない場合の特則）

第三十二条　第二十条、第二十一条及び第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2　［略］

3　第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

三の二　火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四～十三　［略］

4　［略］

第六十七条　火薬類（不発弾等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない方法により行わなければならない。

2　火薬類の爆発処理又は燃焼処理をする場合にあっては、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～六　［略］

3・4　［略］

［新設］

二　充分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三　頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

（防爆壁）

第三十一条の三　防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

（危険の虞のない場合の特則）

第三十二条　第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2　［略］

3　第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

三の二　火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四～十三　［略］

4　［略］

第六十七条　火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

2　前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～六　［略］

3・4　［略］

5　不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合にあっては、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であって不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項及び第二項の規定によることができる。

一～三　［略］

四　燃焼処理するときは、火炎や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五　［略］

6・7　［略］

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　［略］ 2　地上式一級火薬庫の基準 一～四　［略］ 五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	1　［略］ 一～四　［略］ 五　火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

5　不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合には、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項第一号及び第二項の規定によることができる。

一～三　［略］

四　燃焼処理するときは、火焔や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五　［略］

6・7　［略］

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　［略］ 2　地上式一級火薬庫の基準 一～四　［略］ 五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	1　［略］ 一～四　［略］ 五　火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該窓に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
七　第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の材質及び床面の状況を、目視及び図面により検査する。

七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　削除

七の二　火薬庫の床面の材料を、目視又は図面により検査する。

八　火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視又は図面により検査する。

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視又は図面により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十六　［略］

一　前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　削除

［新設］

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備

十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔

［新設］

八　火薬庫の換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

九　暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。

十　照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。

十一　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火設備及び警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。

十六　［略］

一　前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

［削る］

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

［削る］

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

八　第二十五条第八号の火薬庫の照明設備

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造

三　削除

四　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根

五～七　［略］

五　火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

八　照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　削除

四　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

五～七　［略］

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

イ　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

(1)　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

(2)　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

ロ　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

(1)　第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

(2)　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

(3)　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

一　第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

一　第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視又は図面により検査する。

六　［略］

一　第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

イ　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

(1)　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

(2)　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

ロ　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

(1)　第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

(2)　火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

(3)　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

二　［略］

三　第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根

イ　第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

ロ　火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

六　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

一　第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

三　［略］
四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準
一　［略］
二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面
三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁
四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口
五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準
一　第二十七条の四第一項の基準
イ～ハ　［略］
［削る］
二　第二十七条の四第二項の基準
イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる検査項目
ロ～ホ　［略］

13　煙火火薬庫の基準
一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目
二　［略］
三　削除

三　［略］
四　火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

一　［略］
二　火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査する。
三　火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視により検査する。
四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。
五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］
［削る］
イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
ロ～ホ　［略］

一　第二項第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二　［略］
三　削除

三　［略］
四　第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等

11　横穴式水蓄火薬庫の基準
一　［略］
二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面
三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁
四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口
五　第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置

12　実包火薬庫の基準
一　第二十七条の四第一項の基準
イ～ハ　［略］
ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備
二　第二十七条の四第二項の基準
イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十七条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目
ロ～ホ　［略］

13　煙火火薬庫の基準
一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目
二　［略］
三　第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉

三　［略］
四　火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］
二　火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。
三　火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、目視により検査する。
四　火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。
五　火薬庫の出入口の盗難防止の措置の状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］
ニ　火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。
イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
ロ～ホ　［略］

一　第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二　［略］
三　火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四　［略］
五　削除
六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］
二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造
三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

15　［略］

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離
二　第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造
三　第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造
四　第三十一条第四号の土堤の勾配

四　［略］
五　削除
六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］
二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視又は図面により検査する。
三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

15　［略］

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
二　切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。
三　トンネルの出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。
四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四　［略］
五　第二十八条第三号の火薬庫の通気孔

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］
二　第二十九条第一号の貯蔵庫の構造
三　第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉

15　［略］

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離
二　第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造
三　第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造
四　第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ

四　［略］
五　通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　［略］

一　［略］
二　がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。
三　がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

15　［略］

一　内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
二　切通の出入口を通して火薬庫の本屋の外壁を見ることができない構造となつていることを、目視により検査する。
三　トンネルの出入口を通して火薬庫の本屋の外壁を見ることができない構造となつていることを、目視により検査する。
四　土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ	四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ	四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
五・六　［略］	五・六　［略］
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　［略］	一　［略］
二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配	二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
五・六　［略］	五・六　［略］
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の堤面の被覆の状況を目視により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　［略］	一　［略］
二　第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	二　簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］

三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部　簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
18　［略］　18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六　第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六　火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面	七の二　火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　第三十一条の二第二号の土堤の土留　土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。
四　第三十一条の二第三号の土堤の頂部　土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
18　［略］　18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1　［略］	1　［略］
2　地上式一級火薬庫の基準	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第二十四条第五号の火薬庫の窓	五　火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。
六　第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。
七　第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。
［新設］	［新設］
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	九　暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　削除

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

［削る］

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　削除

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

［削る］

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備

十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔

五　第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土

4　地中式一級火薬庫の基準

一　第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目

二～七　［略］

八　第二十五条第八号の火薬庫の照明設備

十　照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十一　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火設備及び警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十六　［略］

一　前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

五　火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

一　第二項第七号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～七　［略］

八　照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　［略］

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号に掲げる検査項目

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　［略］

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

一　第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

一　第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置措置の維持管理状況を、目視により検査する。

六　［略］

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根

五～七　［略］

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘つて設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

二　［略］

三　第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　［略］

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視により検査する。

五～七　［略］

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、目視により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

一　第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。

六　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

三　［略］

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一・二　［略］

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ～ハ　［略］

［削る］

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる検査項目

ロ～ホ　［略］

一　第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

一　［略］

二　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　［略］

四　火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

一・二　［略］

三　火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］

［削る］

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

ロ～ホ　［略］

9　地中式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目

二・三　［略］

10　水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

三　［略］

四　第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一・二　［略］

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口

五　第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ～ハ　［略］

ニ　第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目

ロ～ホ　［略］

一　第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

一　［略］

二　火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

三　［略］

四　火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。

一・二　［略］

三　火薬庫の前面のよう壁の維持管理状況を、目視により検査する。

四　火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

五　火薬庫の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。

イ～ハ　［略］

ニ　火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により検査する。

イ　第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号ニに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

ロ～ホ　［略］

13　煙火火薬庫の基準

一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　削除

六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

15　［略］

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

二・三　［略］

四　第三十一条第四号の土堤の勾配

一　第二項第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　削除

六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

15　［略］

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

二・三　［略］

四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

13　煙火火薬庫の基準

一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉

四　［略］

五　第二十八条第三号の火薬庫の通気孔

六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　第二十九条第一号の貯蔵庫の構造

三　第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉

15　［略］

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離

二・三　［略］

四　第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ

一　第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。

四　［略］

五　通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。

六　［略］

一　［略］

二　がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三　がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。

15　［略］

一　内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

二・三　［略］

四　土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二　第三十一条第四号の二の土堤の高さ

四の三　第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ

五・六　［略］

七　第三十一条第七号の土堤の堤面

17　簡易土堤の基準

一　［略］

二　第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配

二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ

二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ

四の二　土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

五・六　［略］

七　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

一　［略］

二　簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

［新設］

［新設］

五・六　［略］

七　第三十一条第七号の土堤の堤面

17　簡易土堤の基準

一　［略］

二　第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ

［新設］

［新設］

五・六　［略］

七　土堤の堤面の被覆の維持管理状況を目視により検査する。

一　［略］

二　簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

［新設］

［新設］

三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。
18　［略］	18　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○経済産業省令第十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の種類及び範囲） **第四条**　［略］ 2～4　［略］ 5　丁一調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五六三一―コンビニエンスストアに属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。 6　［略］ 7　丁三調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五六四一―ドラッグストアに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。 8　丁四調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五六五一―ホームセンターに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。	（調査の種類及び範囲） **第四条**　［略］ 2～4　［略］ 5　丁一調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五八九一―コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。 6　［略］ 7　丁三調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類六〇三一―ドラッグストアに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。 8　丁四調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類六〇九一―ホームセンターに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本標準産業分類（令和五年総務省告示第二百五十六号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の商業動態統計調査規則第四条第五項、第七項及び第八項の規定の適用については、統計法（平成十九年法律第五十三号）第九条第二項第四号に掲げる事項（経済センサス活動調査に係る事項に限る。）に変更があるまでの間は、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第二十号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　［略］	第一章～第四章　［略］
第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）	第五章　雑則（第三十五条）
附則	附則
（再生可能エネルギー発電設備の区分等）	（再生可能エネルギー発電設備の区分等）
第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。	**第三条**　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。
一～十七の三　［略］	一～十七の三　［略］
十七の四　地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（第十九号の四及び第二十一号の四に掲げるものを除く。）	十八　地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの（第二十号及び第二十二号に掲げるものを除く。）
十八　地熱発電設備であって、その出力が三万キロワット以上のもの（第二十号及び第二十二号に掲げるものを除く。）	十九～十九の三　［略］
十九～十九の三　［略］	［新設］
十九の四　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの
二十　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が三万キロワット以上のもの	二十一～二十一の三　［略］
二十一～二十一の三　［略］	［新設］
二十一の四　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十二　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの
二十二　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が三万キロワット以上のもの	二十三　［略］
二十三　［略］	［新設］
二十三の二　メタン発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの	二十三の二　メタン発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの
［新設］	［新設］
二十三の二の二　メタン発電設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの	二十三の三～二十四　［略］
［新設］	［新設］
二十三の三～二十四　［略］	二十四の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの
［新設］	［新設］
二十四の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの	二十四の二の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの
［新設］	［新設］
二十四の三・二十五　［略］	二十四の三・二十五　［略］
二十六　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。以下同じ。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（第二十三号から前号まで及び第二十九号から第二十九号の四までに掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの	二十六　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。以下同じ。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（第二十三号から前号まで及び第二十九号から第二十九号の三に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

二十六の二　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

二十六の二の二　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの

二十六の三～二十八　［略］

二十九　建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。次号から第二十九号の四までにおいて同じ。）であるバイオマスを電気に変換する設備（メタン発電設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号から第二十九号の四において同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

二十九の二　建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

二十九の二の二　建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの

二十九の三～三十　［略］

三十の二　一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

三十の二の二　一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であって、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの

三十の三・三十の四　［略］

（供給促進交付金単価の算定方法）

第三条の五　法第二条の四第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間中に卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）における同一時間帯の売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格（翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。以下この条において同じ。）における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額をいう。ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均し、さらに、その額を同一の時間帯における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均した額とする。）に第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号及び第四号の額を控除する（ただし、第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号の額を控除した額が基準価格を超える場合には、その額を基準価格とし、当該控除した額が負の値となる場合には、その額を零とした上で、第四号の額を控除する方法とする。）。

一～四　［略］

二十六の二　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの

［新設］

二十六の三～二十八　［略］

二十九　建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。次号から第二十九号の四において同じ。）であるバイオマスを電気に変換する設備（メタン発電設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるもの除く。次号から第二十九号の四において同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

二十九の二　建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの

［新設］

二十九の三～三十　［略］

三十の二　一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの

［新設］

三十の三・三十の四　［略］

（供給促進交付金単価の算定方法）

第三条の五　法第二条の四第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間中に卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）における同一時間帯の売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格（翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。以下この条において同じ。）における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額をいう。ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均し、さらに、その額を同一の時間帯における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均した額とする。）に第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号及び第四号の額を控除する（ただし、第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号の額を控除した額が基準価格を超える場合には、その額を基準価格とし、当該控除した額が負の値となる場合には、その額を零とした上で、第四号の額を控除する方法とする。）。

一～四　［略］

（一時調達価格の算定方法）

第三条の八　［略］

２　一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金（以下「発電側託送供給料金」という。）を支払う者（以下「発電側託送供給料金の支払者」という。）である場合における法第二条の七第一項の経済産業省令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、基準価格から発電側託送供給料金に相当する額として経済産業大臣が別に告示する方法により計算した額（以下「発電側託送供給料金に相当する額」という。）を控除して得た額に百分の八十を乗じ、これに発電側託送供給料金に相当する額（認定事業者が適格請求書発行事業者である場合にあっては、消費税及び地方消費税に相当する額及び発電側託送供給料金に相当する額）を加える方法とする。

（認定手続）

第四条の二　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～八　［略］

八の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあっては、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合をいう。以下同じ。）を営む者からの認定の申請である場合に限る。）であるときは、次に掲げる書類（ただし、イ及びロに掲げる書類並びにハに掲げる工事計画（変更）届出書の写しについては、当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該書類を当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類をもって代えることができる。）

イ・ロ　［略］

ハ　当該屋根設置太陽光発電設備に係る電気事業法施行規則第六十六条第一項に規定する工事計画（変更）届出書の写し又は同令第七十八条第一項に規定する使用前自己確認結果届出書の写し若しくは当該使用前自己確認結果届出書の写しを当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類（複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合を除く。）

ニ　当該屋根設置太陽光発電設備に係る太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す写真又は当該写真を当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類

ホ　当該屋根設置太陽光発電設備に係る太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す図面

九・十　［略］

３・４　［略］

（一時調達価格の算定方法）

第三条の八　［略］

［新設］

（認定手続）

第四条の二　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～八　［略］

八の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあっては、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合をいう。以下同じ。）を営む者からの認定の申請である場合に限る。）であるときは、次に掲げる書類（当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該書類を当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類）及び当該屋根設置太陽光発電設備に係る太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す図面

イ・ロ　［略］

ハ　当該屋根設置太陽光発電設備に係る電気事業法施行規則第六十六条第一項に規定する工事計画（変更）届出書の写し又は同法第七十八条第一項に規定する使用前自己確認結果届出書の写し（複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合を除く。）

［新設］

ニ　当該屋根設置太陽光発電設備に係る太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す写真

九・十　［略］

３・４　［略］

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八の三　［略］

八の四　前号イに定める出力の抑制を行うために必要な事項は、次に掲げるものとする。

イ　電気事業者が、次の(1)から(3)までに掲げる措置（以下この号及び第十四条第一項第八号において「回避措置」という。）を講じたとしてもなお電気事業者の一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この号並びに第十四条第一項第四号及び第八号において同じ。）、配電事業（電気事業法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業をいう。以下この号並びに第十四条第一項第四号及び第八号において同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。以下この号並びに第十四条第一項第四号及び第八号において同じ。）のための電気の供給量（電気事業法第二十八条の四十四第一項の規定による電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の指示により供給を受けた電気の供給量を含む。以下同じ。）がその需要量を上回ることが見込まれる場合（認定申請発電設備が第三条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備である場合にあっては、電気事業者が回避措置を講じ、並びに第三条第三号、第三号の二、第四号及び第四号の二に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロからニまでにおいて同じ。）を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において、当該認定申請発電設備により認定を申請する者（認定申請発電設備として太陽光発電設備又は風力発電設備を用いるものに限る。）は、電気事業者の指示に従い当該認定申請発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が当該申請をする者に書面等により、回避措置を講じたこと及び回避措置を講じてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1)～(3)　［略］

ロ・ハ　［略］

ニ　電気事業者が回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、認定申請発電設備により認定を申請する者（地域資源バイオマス発電設備（第三条第二十三号から第三十号の四までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。）を用いる者に限る。以下このニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が認定事業者に書面等により、回避措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと並びに回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ホ～チ　［略］

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八の三　［略］

八の四　前号イに定める出力の抑制を行うために必要な事項は、次に掲げるものとする。

イ　電気事業者が、次の(1)から(3)までに掲げる措置（以下この号及び第十四条第一項第八号において「回避措置」という。）を講じたとしてもなお電気事業者の一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この号並びに第十四条第一項第四号及び第八号において同じ。）、配電事業（電気事業法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業をいう。以下この号並びに第十四条第一項第四号及び第八号において同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。以下この号並びに第十四条第一項第四号及び第八号において同じ。）のための電気の供給量（電気事業法第二十八条の四十四第一項の規定による電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の指示により供給を受けた電気の供給量を含む。以下同じ。）がその需要量を上回ることが見込まれる場合（認定申請発電設備が第三条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備である場合にあっては、電気事業者が回避措置を講じ、並びに第三条第三号、第三号の二、第四号及び第四号の二に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロからニまでにおいて同じ。）を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において、当該認定申請発電設備により認定を申請する者（認定申請発電設備として太陽光発電設備又は風力発電設備を用いるものに限る。）は、電気事業者の指示に従い当該認定申請発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が当該申請をする者に書面等により、回避措置を講じたこと及び回避措置を講じてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1)～(3)　［略］

ロ・ハ　［略］

ニ　電気事業者が回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、認定申請発電設備により認定を申請する者（地域資源バイオマス発電設備（第三条第二十三号から第三十号の三までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。）を用いる者に限る。以下このニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が認定事業者に書面等により、回避措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと並びに回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ホ～チ　［略］

八の五～十　［略］

十の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあっては、複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）であるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ　［略］

ニ　当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、第四条の二第二項第八号の二イ及びロに掲げる書類を提出するものであること。

ホ　当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、第四条の二第二項第八号の二ニの写真を提出するものであること。

十の三～十二　［略］

十二の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備（当該発電設備が特定契約により電気を供給するために用いられるものに限り、当該発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等に属する場合を除く。以下この号、第二項第七号の二及び第七号の三において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれかに適合するものであること。

イ～ヘ　［略］

十二の三　［略］

十二の四　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置を実施する場合にあっては、その実施に当たって取り扱う個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の漏えいの防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること。

十三～十五　［略］

2　法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。ただし、次のイからニまでに掲げる要件を全て満たす再生可能エネルギー発電設備に含まれる蓄電池において使用する電気については、この限りでない。

イ　当該再生可能エネルギー発電設備が市場取引等により電気を供給するために用いられるものであること。

ロ　当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が設置されていないこと。

ハ　供給促進交付金の算定に必要なものとして、当該再生可能エネルギー発電設備について、当該蓄電池に供給される電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できる構造であること。

八の五～十　［略］

十の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあっては、複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）であるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ　［略］

ニ　当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、第四条の二第二項第八号の二イ、ロ及びニに掲げる書類を提出するものであること。

［新設］

十の三～十二　［略］

十二の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備（当該発電設備が特定契約により電気を供給するために用いられるものに限り、当該発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等に属する場合を除く。以下この号、第二項第七号の二及び第七号の三並びに第九条第一項第十五号の三において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれかに適合するものであること。

イ～ヘ　［略］

十二の三　［略］

［新設］

十三～十五　［略］

2　法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。

［新設］

［新設］

［新設］

二　当該再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が発電側託送供給料金の支払者であること。

五～十　［略］

3　［略］

第五条の二　法第九条第四項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものに限る。）であるときは、電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく届出を行っていること（当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、当該屋根設置太陽光発電設備に係る電気事業法施行規則第六十六条第一項に規定する工事計画（変更）届出書の写しを提出するものであること。）又は当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、同令第七十八条第一項に規定する使用前自己確認結果届出書の写しを提出するものであること。

（内部積立金の積立ての要件）

第六条の二　法第九条第四項第八号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の十二第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てること。

ロ　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～四　［略］

四の二　最大受電電力（発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値をいう。）の変更

五～十九　［略］

2　［略］

（交付金相当額積立金の額）

第十三条の三の八　法第十五条の七第一号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、第一号に掲げる量に第二号に掲げる額を乗じて得た額を控除する方法とする。

一　認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量

二　第三条の五第四号の額（認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合にあっては、同号の額及び発電側託送供給料金に相当する額）

2　［略］

［新設］

五～十　［略］

3　［略］

第五条の二　法第九条第四項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものに限る。）であるときは、電気事業法第四十八条第一項又は第五十一条の二第三項の規定に基づく届出を行っていること（当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、第四条の二第二項第八号の二ハに掲げる書類を提出するものであること。）。

（内部積立金の積立ての要件）

第六条の二　法第九条第四項第八号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の十二第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること。

ロ　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～四　［略］

［新設］

五～十九　［略］

2　［略］

（交付金相当額積立金の額）

第十三条の三の八　法第十五条の七第一号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、第一号に掲げる量に第二号に掲げる額を乗じて得た額を控除する方法とする。

一　認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量

二　第三条の五第四号の額

2　［略］

３　認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）及び当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量に発電側託送供給料金に相当する額を乗じた額の合計額を控除する方法とする。

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　［略］

２・３　［略］

４　経済産業大臣が、法第十五条の十一第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者は、第一項第三号の場合に該当することについて法第十五条の九の確認を受けたものとみなす。

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　［略］

２　［略］

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあっては、解体等を行うことを証する書面（解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面（当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面を含む。）

二　第一項第一号の場合にあっては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面（当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面を含む。）

三・四　［略］

４　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～九　［略］

十　特定契約申込者の認定発電設備が屋根設置太陽光発電設備である場合であって、第四条の二第二項第八号の二イ及びロに掲げる書類、同号ハの工事計画（変更）届出書の写し又は使用前自己確認結果届出書の写し並びに同号ニの写真が提出されていないとき。

２～４　［略］

（一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条の三　法第十六条第二項の経済産業省令で定める正当な理由については、第十四条の規定を準用するほか、一時調達契約の申込みを行う者の認定発電設備において使用する電気について、当該認定発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造となっていないこととする。

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　［略］

２・３　［略］

［新設］

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　［略］

２　［略］

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあっては、解体等を行うことを証する書面（解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面

二　第一項第一号の場合にあっては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面

三・四　［略］

４　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～九　［略］

［新設］

２～４　［略］

（一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条の三　法第十六条第二項の経済産業省令で定める正当な理由については、第十四条の規定を準用する。

様式第１から第七まで、第七の三、第七の四、第七の六及び第七の七を次のように改める。

様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（１０ｋW未満、１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

<table>
<tr><th colspan="6">事　業　計　画　内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">事業者名（注３）</td><td colspan="4"></td><td>□地方税法第七十二条の四に規定する法人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">課税事業者の該否（注４）</td><td colspan="3">□課税事業者に該当する
（消費税を申告・納付されている方）</td><td>□インボイス発行事業者に該当する
（登録年月日）
年　月　日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">□課税事業者に該当しない
（消費税を申告・納付されていない方）</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人番号／
インボイス発行事業者の登録番号（注５）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人の代表者氏名（注３）</td><td>役職</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人の役員氏名（注６）</td><td>役職</td><td colspan="4"></td><td rowspan="6">□別紙あり</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">密接関係者（注７）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業者の住所（注３）</td><td colspan="4">（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備の区分（注８）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">既設設備の更新（注９）</td><td rowspan="4">□　有</td><td>既設設備ＩＤ</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の出力（ｋW）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の名称</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>既設設備の設置場所</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備の出力（ｋW）（注１０）</td><td colspan="4"></td><td>□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中
□条例に基づく環境影響評価の手続を実施中</td></tr>
</table>

最大受電電力（ｋＷ）（注１１）	□　発電側託送供給料金の支払者							
発電設備の名称								
発電設備の設置場所（注１２）	（〒　－　）							□別紙あり
事業区域の面積（㎡）								
太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置 （□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有					
		建物の種類	□　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）					
	□地上設置 （□野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有					
太陽電池に係る事項（注１３）	製造事業者名							
	種類							
	変換効率							□除外事項該当性
	型式番号							□別紙あり
	枚数（枚）							
	合計出力（ｋＷ）							
風車に係る事項（注１４）	製造事業者名							
	型式番号							□別紙あり
	ＮＫ認証番号							
配線方法（注１５）								
自家発電設備等の設置の有無（注１６）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	蓄電池の位置	□　PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可	

			□　PCSより系統側	
			□　その他（　　）	
	□　無			
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）				
系統接続に係る事項（注１８）	接続契約締結日	年　月　日		
	接続契約締結先			
	工事費負担金（円[税抜き]）			
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）	□　有　□　無		
	電源線の継承	□　有　□　無		
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日	年　月　日		
	系統連系予定日	年　月　日		
	運転開始予定日	年　月　日		□運転開始済み
	設備廃止予定日	年　月　日		
保守点検責任者	法人名（法人の場合）			
	責任者氏名			
	所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			
	法人番号（法人の場合）			
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり			
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）				
解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）			□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）			
	算定方法			
	積立開始時期	年　月		
	積立終了時期	年　月		

	毎月積立金額（円［税抜き］）		
補助金の受給額（円） （注２６）			
選択する地域活用要件 （地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		
	□ ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□ ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□ ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	（２）地域一体型		
	□ ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
	□ ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		
	□ ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		
自家消費・地域消費等計画 （注２７）	当該発電設備における 発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無 （注２８）	□ 有　□ 無	

遵守事項（注２９）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３０）		□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。		□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。		□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。		□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注３１）		□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３２）		□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】		□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】		□
添付書類	書類の種類	書類名	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３３）		
	②印鑑証明書（注３３）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３３）		
	④土地の取得を証する書類等（注３４）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）（注３７）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根		

設置太陽光発電設備のみ）（注38）			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注39）			
⑩発電設備の内容を証する書類（注40）			
⑪構造図（注31）（注32）			
⑫配線図（単線結線図）（注40）（注42）			
⑬接続の同意を証する書類の写し			
⑭最大受電電力を証する書類（注43）			
⑮事業実施体制図（注44）			
⑯関係法令手続状況報告書（注45）			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注45）			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注45）			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注45）			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注45）			
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注45）			
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注46）			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注46）			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体			

公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注46）（注47）			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注46）			
㉖説明会における配布資料（注46）			
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注46）（注47）			
㉘説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注46）（注47）			
㉙説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注46）（注47）			
㉚再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注48）			
㉛再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注49）			
㉜補助金確定通知書（注50）			
㉝発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの			
㉞再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの			
㉟当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、			

	災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
	㊱地方公共団体の出資を証するもの		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５１）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５２）	燃料名（注５３）	バイオマス比率（%）（注５４）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注５５）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス計			

ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５６）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５７）	km （　燃料名　：　）

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注８）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備１Ｄを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注１０）発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ未満となる場合は様式第２、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合は様式第１の２により申請すること。

（注１１）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１２）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。

（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。

（注２３）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。

（注２４）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。

（注２５）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又は、バイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。

（注２７）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。

（注２８）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。

（注２９）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注３０）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注３１）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。

（注３２）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

（注３３）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。

（注３４）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注３５）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注３６）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３７）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３８）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３９）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注４０）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。

（注４１）当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。

（注４２）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。

（注４３）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。

（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。

（注４５）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注４６）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。

（注４７）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４８）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４９）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注５０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５２）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５３）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５４）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５５）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５６）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５７）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第１の２（第４条の２関係）

１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電事業計画　　第１表による

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容				備考
事業者名（注３）				□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注４）		□課税事業者に該当する（消費税を申告・納付されている方）	□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日	
		□課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）		
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注５）				
法人の代表者氏名（注３）	役職			
	氏名			
法人の役員氏名（注６）	役職			□別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
密接関係者（注７）				
事業者の住所（注３）		（〒　－　）		
発電設備の出力（ｋＷ）（注８）				□条例に基づく環境影響評価の手続を実施中 □屋根設置太陽光発電設備に該当
最大受電電力（ｋＷ）（注９）		□　発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無		□　有　（　　ｋＷ）（自立運転機能　　ｋＷ）		
		□　無		
給電用コンセントの有無		□　有		
		□　無		

発電設備の名称							
発電設備の設置場所（注１０）	（〒　－　）						□別紙あり
事業区域の面積（㎡）							
太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置 （□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有				
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）				
	□地上設置 （□野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有				
農地一時転用許可申請予定の有無	□　有	一時転用許可期間（見込み）　年 □　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。					
	□　無						
太陽電池に係る事項（注１１）	製造事業者名						
	種類						
	変換効率						□除外事項該当性
	型式番号						□別紙あり
	枚数（枚）						
	合計出力（ｋＷ）						
配線方法（注１２）							
自家発電設備等の設置の有無（注１３）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	蓄電池の位置	□　PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可
					□　PCSより系統側		
			□　その他（　　）				

	□　無		
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１４）			
系統接続に係る事項（注１５）	接続契約締結日	年　月　日	
	接続契約締結先		
	工事費負担金（円[税抜き]）		
事業実施工程（注１６）	設置工事開始予定日	年　月　日	
	系統連系予定日	年　月　日	
	運転開始予定日	年　月　日	□運転開始済み
	設備廃止予定日	年　月　日	
保守点検責任者	法人名（法人の場合）		
	責任者氏名		
	所属・役職（法人の場合）		
	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注１７）	別紙のとおり		
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注１８）			
解体等に要する費用（注１９）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		
補助金の受給額（円）（注２０）			
自家消費・地域消費等計画（注２１）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無（注２２）	□　有　□　無	

遵守事項（注２３）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２４）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注２５）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２６）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備（１０ｋＷ以上２０ｋＷ未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。）において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２７）		
	②印鑑証明書（注２７）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２７）		
	④土地の取得を証する書類等（注２８）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２９）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３０）（注３１）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３０）		
	⑧使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設		

	置太陽光発電設備のみ）（注３２）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３３）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３４）		
	⑪構造図（注２５）（注２６）		
	⑫配線図（単線結線図）（注３５）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注３６）		
	⑮事業実施体制図（注３７）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注３８）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３８）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３８）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注３８）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３８）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３８）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注３９）		
	㉓説明会の開催に当たり周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注３９）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注３９）（注４０）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注３９）		
	㉖説明会における配布資料（注３９）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注３９）（注４０）		
	㉘説明会の議事録（注３９）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注３９）（注４０）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注３９）（注４０）		
	㉛補助金確定通知書（注４１）		
	㉜その他１		
	㉝その他２		
	㉞その他３（注４２）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注８）　発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ未満となる場合は様式第２、出力が５０ｋＷ以上となる場合は様式第１により申請すること。

（注９）　発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上

利用できる電力の最大値を記載すること。
（注１０）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注１１）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１２）配線方法は、次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
（注１３）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注１４）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
（注１５）当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。
（注１６）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
（注１７）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
（注１８）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注１９）解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
（注２０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注２１）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２２）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
（注２３）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２４）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２５）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注２６）当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注２７）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２８）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注２９）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３０）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３１）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号および交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３２）認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３３）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３４）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注３５）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
（注３６）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３７）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注３８）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注３９）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４０）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４１）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注４２）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２（第４条の２関係）

１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第１項の規定に基づき、１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画　　第１表による

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　１０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容				備考
事業者名（注３）				□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注４）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納付されている方）	□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日		
	□課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）			
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注５）				
法人の代表者氏名（注３）	役職			
	氏名			
法人の役員氏名（注６）	役職			□別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
密接関係者（注７）				
事業者の住所（注３）	（〒　　－　　）			
発電設備の出力（ｋＷ）（注８）				
最大受電電力（ｋＷ）（注９）	□　発電側託送供給料金の支払者			
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有　（　　ｋＷ）（自立運転機能　　ｋＷ）			
	□　無			
給電用コンセントの有無	□　有			
	□　無			
発電設備の名称				
発電設備の設置場所（注１０）	（〒　　－　　）			□別紙あり
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１１）	□　該当する	□　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業		
	□　該当しない			

太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置 （□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）	
	□地上設置 （□野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
太陽電池に係る事項（注１２）	製造事業者名			
	種類			
	変換効率			□除外事項該当性
	型式番号			□別紙あり
	枚数（枚）			
	合計出力（ｋＷ）			
配線方法（注１３）				
自家発電設備等の設置の有無（注１４）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	押し上げ効果の有無　□　有　□　無
			□　その他（　　）	
	□　無			
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１５）				
系統接続に係る事項（注１６）	接続契約締結日		年　月　日	
	接続契約締結先			
事業実施工程（注１７）	設置工事開始予定日		年　月　日	
	系統連系予定日		年　月　日	
	運転開始予定日		年　月　日	□運転開始済み
	設備廃止予定日		年　月　日	

保守点検責任者	法人名（法人の場合）		
	責任者氏名		
	所属・役職（法人の場合）		
	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注１８）			□別紙あり
解体等に要する費用	□　外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
自家消費等計画（注１９）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	％	

遵守事項（注２０）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２１）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２２）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し及び建物の登記事項証明書を提出すること。また、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①印鑑証明書（注２３）		
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２３）		
	③土地の取得を証する書類等（注２４）		
	④建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２５）		
	⑤検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）（注２６）（注２７）		
	⑥建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）（注２６）		
	⑦太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）（注２８）		
	⑧構造図（注２２）（注２９）		
	⑨配線図（単線結線図）（注２９）		
	⑩接続の同意を証する書類の写し		
	⑪最大受電電力を証する書類（注３０）		
	⑫森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３１）		
	⑬宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３１）		
	⑭砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注３１）		
	⑮地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３１）		
	⑯急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３１）		
	⑰その他１		
	⑱その他２		
	⑲その他３（注３２）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注８）　発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合は様式第１の２、５０ｋＷ以上となる場合は様式第１により申請すること。

（注９）　発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１０）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１１）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。

（注１２）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注１３）配線方法は次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

（注１４）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、押し上げ効果の有無を記載すること。

（注１５）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。

（注１６）当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１７）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注１８）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスに

チェックを付して、別紙として作成すること。
（注１９）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２０）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２１）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２２）当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注２３）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２４）登記簿謄本上の名義が事業者でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注２５）建物の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２６）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注２７）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注２８）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注２９）構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。
（注３０）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３１）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注３２）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２の２（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容				備考
事業者名（注３）				□地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人番号（注４）				
法人の代表者氏名（注３）	役職			
	氏名			
法人の役員氏名（注５）	役職			□別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
密接関係者（注６）				
事業者の住所（注３）	（〒　－　）			
発電設備の区分（注７）				
既設設備の更新（注８）	□　有	既設設備ＩＤ		
		既設設備の出力（ｋW）		
		既設設備の名称		
		既設設備の設置場所		
	□　無			
発電設備の出力（ｋW）（注９）				□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中 □条例に基づく環境影響評価の手続を実施中
最大受電電力（ｋW）（注１０）	□　発電側託送供給料金の支払者			
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有　（　　ｋW）（自立運転機能　　ｋW）			１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	□　無			

給電用コンセントの有無	□　有			
	□　無			
発電設備の名称				
発電設備の設置場所（注１１）	（〒　－　）			□別紙あり
事業区域の面積（㎡）				
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１２）	□　該当する	□　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業		
	□　該当しない			
太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）	
	□地上設置（□野立て　□営農型　□水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
太陽電池に係る事項（注１３）	製造事業者名			
	種類			
	変換効率			□除外事項該当性
	型式番号			□別紙あり
	枚数（枚）			
	合計出力（ｋW）			
風車に係る事項（注１４）	製造事業者名			
	型式番号			□別紙あり
	ＮＫ認証番号			
配線方法（注１５）				

自家発電設備等の設置の有無（注１６）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	蓄電池の位置	□PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可	
					□PCSより系統側	系統からの充電	□有 □無	
			□　その他（　　）					
	□　無							
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）								
系統接続に係る事項（注１８）	契約締結日		年　月　日					
	契約締結先							
	工事費負担金（円[税抜き]）							
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）		□　有　□　無					
	電源線の継承		□　有　□　無					
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日		年　月　日					
	系統連系予定日		年　月　日					
	運転開始予定日		年　月　日					□運転開始済み
	設備廃止予定日		年　月　日					
保守点検責任者	法人名（法人の場合）							
	責任者氏名							
	所属・役職（法人の場合）							
	電話番号							
	法人番号（法人の場合）							
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり							
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）								

解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）		□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）		
	算定方法		
	積立開始時期	年　月	
	積立終了時期	年　月	
	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注２６）			
需給管理の方法			
電気の取引方法			
セキュリティ管理責任者	移行前設備ＩＤ		
	セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）	
		責任者氏名	
		所属・役職（法人の場合）	
		電話番号	
		法人番号（法人の場合）	
供給エリア（注２７）			

遵守事項（注２８）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２９）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。（注３０）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３１）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３２）		
	②印鑑証明書（注３２）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３２）		
	④土地の取得を証する書類等（注３３）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）（注３６）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３７）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３９）		
	⑪構造図（注３０）（注３１）（注４０）		
	⑫配線図（注４１）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４２）		
	⑮事業実施体制図（注４３）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４４）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４４）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４５）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４５）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４５）（注４６）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４５）		

	㉖説明会における配布資料（注４５）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４５）（注４６）		
	㉘説明会の議事録（注４５）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４５）（注４６）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４５）（注４６）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４７）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４８）		
	㉝補助金確定通知書（注４９）		
	㉞発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㉟市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５０）		

第２表　申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５１）	燃料名（注５２）	バイオマス比率（%）（注５３）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注５４）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５５）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）			
ライフサイクルGHG燃料輸送距離（注５６）	km （　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注６）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注７）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注８）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注９）　発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

（注１０）　発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１１）　全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１２）　第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。

（注１３）　太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）　一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。

（注１５）　配線方法は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）　自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）　当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）　接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）　運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）　保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。

（注２３）　交付期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。

（注２４）　太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。

（注２５）　風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注２６）　発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。

（注２７）　供給エリアは、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から選択すること。

（注２８）　右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２９）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガ

第明治三十種郵便物認可

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

イドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注３０）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３１）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３２）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３３）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３４）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３６）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３７）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３８）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４０）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注４１）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注４２）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４３）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４５）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４６）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４７）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４８）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注４９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５１）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５５）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５６）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第３（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書

（１０ｋＷ未満、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電及び市場取引等により供給する事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注７）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方）　□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）	□有 □無	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方）　□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）（インボイス登録取消又は失効年月日）　年　月　日		
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注８）（注９）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
密接関係者（注１０）		□有 □無			
事業者の住所（注９）	（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の区分（注１１）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注１２）		□有 □無		□電力会社都合　□上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１３）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		

| | | |

電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
保守点検責任者（注１９）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合） 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注２０）			□有 □無	別紙のとおり		
接続契約締結日	年　月　日		□有 □無	年　月　日	□接続契約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注２１）	
補助金の受給額（円）（注２２）			□有 □無			
自家消費・地域消費等計画（注２３）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途			自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%	
	特定供給の有無（注２４）	□有　□無		特定供給の有無	□有　□無	
解体等に要する費用（注２５）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）		□「内部積立てに係る事項」添付あり
選択する地域活用要件（地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の地域活用要件の①～③の又は（２）地域一体型の地域活用要件の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		□有 □無	（１）自家消費型・地域消費型		

□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
（２）地域一体型			
□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		

□	①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
□	②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
（２）地域一体型			
□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		

□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	
□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	

遵守事項（注２６）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ（注３２）	□有 □無			
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）	□有 □無			
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）	□有 □無			

⑩発電設備の内容を証する書類（注３６）	□有 □無			
⑪構造図	□有 □無			
⑫配線図	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注３７）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注３８）	□有 □無			
⑮事業実施体制図（注３９）	□有 □無			
⑯関係法令手続状況報告書（注４０）	□有 □無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４０）	□有 □無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４０）	□有 □無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４０）	□有 □無			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４０）	□有 □無			

⑳急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４０）	□有 □無			
㉑再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４１）	□有 □無			
㉒周辺地域の住民について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４１）	□有 □無			
㉓説明会の開催案内又は事前周知措置を実施の配布書類又は回覧板、広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４１２）	□有 □無			
㉔説明会の開催実施内を周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注	□有 □無			

４１）			
㉘説明会における配布資料（注４１）	□有 □無		
㉙説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した範囲が分かる書類（注４１）（注４２）	□有 □無		
㉚説明会の議事録（注４１）	□有 □無		
㉛説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４１）（注４２）	□有 □無		
㉜説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４１）（注４２）	□有 □無		
㉝再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無		
㉞補助金を返還したことを証する書類（注２）	□有 □無		

㉟受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無		
㊱発電設備の所在する都道府県内の５割を超える小売供給をする小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気供給により供給することを証するもの、又は契約の写し	□有 □無		
㊲再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの	□有 □無		
㊳当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、その他の非常の場合を含む	□有 □無		

	電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの				
	㊲地方公共団体の出資を証するもの	□有 □無			
	㊳その他１	□有 □無			
	㊴その他２	□有 □無			
	㊵その他３（注４３）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４４）	変更前			変更の有無（注４８）	変更後			備考
	燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４７）		燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４７）	
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
	バイオマス合計				バイオマス合計			
	調達上限比率（注４９）				調達上限比率（注４９）			□特契において新たに定める調達上限比率設定する（%）（注５０）
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			
GHG算定値（注５１）	ライフサイクル	g-CO2eq/MJ電力		□有 □無	ライフサイクル	g-CO2eq/MJ電力		
	（燃料名　：　）				（燃料名　：　）			
燃料輸送距離（注５２）	ライフサイクルGHG	km		□有 □無	ライフサイクルGHG	km		
	（　燃料名　：　）				（　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記

載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注１０）事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注１１）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１２）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋＷ未満になる場合は様式第４、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満になる場合は様式第３の２により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１３）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１４）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。

（注１９）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注２０）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注２１）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注２２）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２３）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２４）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。

（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。

（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びＮＫ認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
（注３７）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３８）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３９）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４０）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４１）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４２）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４４）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４５）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４６）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４７）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注４８）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注４９）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５０）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。
（注５１）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５２）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第３の２（第８条関係）

１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注７）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方） □インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）	□有 □無	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方） □インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方） （インボイス登録取消又は失効年月日）　年　月　日		
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注８）（注９）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
密接関係者（注１０）		□有 □無			
事業者の住所（注９）	（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の区分（注１１）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注１２）		□有 □無		□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１３）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無			□有 □無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無			
給電用コンセントの有無	□有　　□　無			□有 □無	□有　　□　無			
発電設備の名称（注９）				□有 □無				
発電設備の設置場所（注１４）	（〒　　－　　）			□有 □無	（〒　　－　　）			□別紙あり
事業区域の面積（㎡）				□有 □無				
太陽光発電設備の設置形態（注１５）	□屋根設置（□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等 □建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）			建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）	
	□地上設置（□野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□野立て □営農型 □水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
農地一時転用許可申請予定の有無	□　有	一時転用許可期間（見込み）　年		□有 □無	□　有	一時転用許可期間（見込み）　年		
		□　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。				□　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。		
	□　無				□　無			

太陽電池に係る事項（注１６）	製造事業者名		□有 □無		□製造事業者都合 □上記以外	
	種類		□有 □無		□製造事業者都合 □上記以外	
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無		□製造事業者都合 □上記以外	□除外事項該当性
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有 □無			
	合計出力（kW）		□有 □無			
配線方法（注１７）			□有 □無			
自家発電の設備等の有無	□有	自家発電設備等の種類：□　蓄電池　蓄電池の位置：□PCSより発電設備側　区分計量の可否：□可　□不可 □PCSより系統側 □その他（　　）	□有 □無	□有	自家発電設備等の種類：□　蓄電池　蓄電池の位置：□PCSより発電設備側　区分計量の可否：□可　□不可 □PCSより系統側 □その他（　　）	
	□無			□無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
保守点検責任者（注１８）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合） 電話番号：（　　）　　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注１９）			□有 □無	別紙のとおり		

接続契約締結日	年　月　日		□有 □無	年　月　日		□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注２０）	
補助金の受給額（円）（注２１）			□有 □無				
自家消費・地域消費等計画（注２２）	当該発電設備における発電電力量の見込み	kW h/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み	kW h/年		
	自家消費等の量の見込み	kW h/年		自家消費等の量の見込み	kW h/年		
	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)	kW h/年		前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)	kW h/年		
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%		
	特定供給の有無（注２３）	□　有　□ 無		特定供給の有無	□　有　□ 無		
解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て			

遵守事項（注２５）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２６）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０kW未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。【２０kW未満の屋根設置かつ建物の種類が共同住宅の太陽光発電設備を除く】	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類（注２７）	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２８）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２８）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２８）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注２９）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３０）	□有 □無			
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３１）（注３２）	□有 □無			
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置	□有 □無			

太陽光発電設備のみ）（注３３）				
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注３５）	□有 □無			
⑪構造図	□有 □無			
⑫配線図	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注３６）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注３７）	□有 □無			
⑮事業実施体制図（注３８）	□有 □無			
⑯関係法令手続状況報告書（注３９）	□有 □無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）	□有 □無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）	□有 □無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注３９）	□有 □無			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）	□有 □無			
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３９）	□有 □無			
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４０）	□有 □無			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４０）	□有 □無			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４０）（注４１）	□有 □無			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４０）	□有 □無			
㉖説明会における配布資料（注４０）	□有 □無			

㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４０）（注４１）	□有 □無			
㉘説明会の議事録（注４０）	□有 □無			
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４０）（注４１）	□有 □無			
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４０）（注４１）	□有 □無			
㉛補助金を返還したことを証する書類（注２１）	□有 □無			
㉜受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
㉝その他１	□有 □無			
㉞その他２	□有 □無			
㉟その他３（注４２）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。
（注９）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注１０）事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
（注１１）発電設備の区分は記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、廃止された区分の記号を記載すること。
（注１２）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が１０ｋＷ未満となる場合は様式第４、出力が５０ｋＷ以上となる場合は様式第３により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注１３）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
（注１４）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。
（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１７）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
（注１８）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注１９）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
（注２０）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
（注２１）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
（注２２）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２３）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
（注２４）解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
（注２５）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２６）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２７）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
（注２８）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２９）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３０）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３１）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。
（注３２）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３３）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３４）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始時までに提出すること。
（注３５）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。
（注３６）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３７）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３８）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注３９）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４０）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４１）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４２）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第４（第８条関係）

１０ｋW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）＿＿＿＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備　考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注７）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方） □インボイス発行事業者に該当する □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）	□有 □無	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方） □インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）（インボイス登録取消又は失効年月日）　年　月　日		
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注８）（注９）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注９）	役職 氏名 役職 氏名 役職 氏名	□有 □無	役職 氏名 役職 氏名 役職 氏名		
密接関係者（注１０）					
事業者の住所（注９）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		
発電設備の区分（注１１）		□有 □無			

発電設備の出力（ｋＷ）（注１２）		□有 □無		□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１３）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無	□有 □無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無		
給電用コンセントの有無	□　有　　□　無	□有 □無	□　有　　□　無		
発電設備の名称（注９）		□有 □無			
設備の設置場所（注１４）		□有 □無			□別紙あり
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１５）	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業 □該当しない	□有 □無	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業 □該当しない		
太陽光発電設備の設置形態（注１６）	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等） 建物の所有：□　事業者が所有　□　事業者以外が所有　□　事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□　一戸建ての住宅　□　共同住宅　□　事務所、工場、店舗　□　学校、公共施設　□　その他（　　） □地上設置（□野立て　□営農型　□水上） 土地の所有：□　事業者が所有　□　事業者以外が所有　□　事業者が事業者以外と共有	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等） 建物の所有：□　事業者が所有　□　事業者以外が所有　□　事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□　一戸建ての住宅　□　共同住宅　□　事務所、工場、店舗　□　学校、公共施設　□　その他（　　） □地上設置（□野立て　□営農型　□水上） 土地の所有：□　事業者が所有　□　事業者以外が所有　□　事業者が事業者以外と共有		
太陽電池に係る事項（注１７）　製造事業者名		□有 □無		□製造事業者都合 □上記以外	

	種類		□有 □無		□製造者 □事業者都合 □上記以外	
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無		□製造者 □事業者都合 □上記以外	□除外事項該当性
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有 □無			
	合計出力（kW）		□有 □無			
配線方法（注１８）			□有 □無			
自家発電設備等の設置の有無	□有 自家発電設備等の種類：□蓄電池／押し上げ効果の有無：□有 □無／□その他（　　） □無		□有 □無	□有 自家発電設備等の種類：□蓄電池／押し上げ効果の有無：□有 □無／□その他（　　） □無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
接続契約締結日	年　月　日		□有 □無	年　月　日		□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注１９）
保守点検責任者（注２０）	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　）　－ 法人番号（法人の場合）：		□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　）　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注２１）			□有 □無			□別紙あり
自家消費等計画（注２２）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	第一種複数太陽光発
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年		自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の用途			自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量（既築建造物に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	％		自家消費等の比率	％	
解体等に要する費用	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □積立て対象外		□有 □無	□外部積立て □積立て対象外		複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること

遵守事項（注２３）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２４）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し及び建物の登記事項証明書を提出すること。また、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】	□

添付書類（注２５）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①印鑑証明書（注２６）	□有 □無			
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２６）	□有 □無			

③土地の取得を証する書類等（注27）	□有□無	
①建物の所有者が同意書（屋根設置の太陽光発電設備（注28）のみ）	□有□無	
⑤検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を含む場合（注29））	□有□無	
⑥建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を含む場合（注29））	□有□無	
⑦工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注31）	□有□無	

⑧太陽電池の屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を含む場合のみ）（注32）	□有□無	
⑨構造図（注33）	□有□無	
⑩配線図（注33）	□有□無	
⑪接続の同意を証する書類の写し（注34）	□有□無	
⑫最大受電電力を証する書類（注35）	□有□無	
⑬事業実施体制図（注36）	□有□無	
⑭森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合（注37））	□有□無	

⑮造成宅地及び盛土等特定規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３７）	□有□無			
⑯砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注３７）	□有□無			
⑰地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３７）	□有□無			
⑱急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注３７）	□有□無			
⑲受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有□無			
⑳その他１	□有□無			
㉑その他２	□有□無			
㉒その他３（注３８）（注３９）	□有□無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第５、様式第５の２又は様式第６により届け出ること。

（注１０）事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注１１）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ｓ：太陽光発電
Ｔ：太陽光発電（ダブル発電）

（注１２）発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１３）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１４）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合は、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５により届け出ること。

（注１５）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。

（注１６）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１７）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について

記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
　Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
　Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
　Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
　Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
　Ｚ：全量配線
　Ｙ：余剰配線

（注１９）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注２０）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注２１）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注２２）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２３）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２４）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２５）認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２６）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２７）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２８）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２９）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３０）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３１）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３２）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３３）標準構造図及び標準配線図の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。

（注３４）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

（注３５）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。

（注３６）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。

（注３７）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注３８）太陽光発電設備の出力を１０ｋＷ以上から１０ｋＷ未満に変更するために申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。

（注３９）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第４の２（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の二四の規定に規定する法人
法人番号（注７）（注８）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注８）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注８）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
密接関係者（注９）		□有 □無			
事業者の住所（注８）	（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の区分（注１０）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注１１）		□有 □無		□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１２）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無	□有 □無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無		
給電用コンセントの有無	□有　　□　無	□有 □無	□有　　□　無		
発電設備の名称（注８）		□有 □無			

発電設備の設置場所（注13）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）	□有 □無	□別紙あり
事業区域の面積（㎡）		□有 □無		□有 □無		□有 □無	
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注14）	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 第二種複数太陽光発電設備設置事業 □　該当しない	□有 □無	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 第二種複数太陽光発電設備設置事業 □　該当しない	□有 □無	□該当する □　第一種複数太陽光発電設備設置事業 第二種複数太陽光発電設備設置事業 □　該当しない	□有 □無	□別紙あり
太陽光発電設備の設置形態（注15）	□屋根設置（□既設等の建物等） □建物の所有 □事業者が所有 □事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有 □建物の種類 □一戸建ての住宅 □共同住宅 □事務所、工場、店舗 □学校、公共施設 □その他（　） □土地の所有 □事業者が所有 □事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有 □地上設置（□野立て□営農型□水上）	□有 □無	□屋根設置（□既設等の建物等） □建物の所有 □事業者が所有 □事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有 □建物の種類 □一戸建ての住宅 □共同住宅 □事務所、工場 □店舗 □学校、公共施設 □その他（　） □土地の所有 □事業者が所有 □事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有 □地上設置（□野立て□営農型□水上）	□有 □無	□屋根設置（□既設等の建物等） □建物の所有 □事業者が所有 □事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有 □建物の種類 □一戸建ての住宅 □共同住宅 □事務所、工場 □店舗 □学校、公共施設 □その他（　） □土地の所有 □事業者が所有 □事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有 □地上設置（□野立て□営農型□水上）	□有 □無	
太陽電池に係る事項（注16）	製造事業者名	□有 □無	製造事業者名	□有 □無	製造事業者名	□有 □無	
	種類	□有 □無	種類	□有 □無	種類	□有 □無	
	変換効率	□有 □無	変換効率	□有 □無	変換効率	□有 □無	□除外事項該当性
	型式番号	□有 □無	型式番号	□有 □無	型式番号	□有 □無	□別紙あり
	枚数（枚）	□有 □無	枚数（枚）	□有 □無	枚数（枚）	□有 □無	
	合計出力（kW）	□有 □無	合計出力（kW）	□有 □無	合計出力（kW）	□有 □無	

| 製造事業者名 | | |

等計画（注２４）	量の見込み		□無	見込み			
	自家消費等の量の見込み	kＷｈ/年		自家消費等の量の見込み	kＷｈ/年		
	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	kＷｈ/年		前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	kＷｈ/年		
	自家消費等の比率	%		自家消費等の比率	%		
解体等に要する費用（注２５）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）			□「内部積立てに係る事項」添付あり
需給管理の方法			□有 □無				
電気の取引方法			□有 □無				
セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		□有 □無	法人名（法人の場合）			
	責任者名			責任者名			
	所属・役職（法人の場合）			所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			電話番号			
	法人番号（法人の場合）			法人番号（法人の場合）			

遵守事項（注２６）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			

⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注34）	□有 □無							
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す寸法図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注35）	□有 □無							
⑩発電設備の内容を証する書類（注36）	□有 □無							
⑪構造図（注37）	□有 □無							
⑫配線図（注38）	□有 □無							
⑬接続の同意を証する書類の写し（注39）	□有 □無							
⑭最大受電電力を証する書類（注40）	□有 □無							
⑮事業実施体制図（注41）	□有 □無							
⑯関係法令手続状況報告書（注42）	□有 □無							
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無							
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無							
⑲砂防法に係る処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注42）	□有 □無							

⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無							
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無							
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注43）	□有 □無							
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注43）	□有 □無							
㉔説明会の開催案内又は事前周知を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注43）	□有 □無							
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注43）	□有 □無							
㉖説明会における配布資料（注43）	□有 □無							

㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉘説明会の議事録（注４３）	□有 □無			
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無			
㉜補助金を返還したことを証する書類（注２３）	□有 □無			
㉝受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
㉞発電量調整供給契約申込書の写し	□有 □無			
㉟市場取引等により供給する方法を証する書類	□有 □無			
㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備のみ）				
㊲その他１	□有 □無			
㊳その他２	□有 □無			
㊴その他３（注４５）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４６）	変更前			変更の有無（注５０）	変更後			備考
	燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４９）		燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４９）	
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				

調達上限比率（注５１）					調達上限比率（注５１）			
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			
ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５２）	（燃料名　：　　）　g-CO2eq/MJ電力				（燃料名　：　　）　g-CO2eq/MJ電力			
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５３）	（　燃料名　：　　）　km				（　燃料名　：　　）　km			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。
（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注７）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注８）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注９）　事業実施体制図の記載事項に含めて記載して提出すること。
（注１０）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１１）　発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注１２）　発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
（注１３）　地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。
（注１４）　第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
（注１５）　屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
（注１６）　太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場

合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。
（注１９）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注２０）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注２１）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
（注２２）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
（注２３）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
（注２４）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。
（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びＮＫ認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
（注３７）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注３８）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注３９）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注４０）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４１）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４２）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４３）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４４）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４６）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４７）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４８）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４９）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５０）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注５１）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５２）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５３）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第５（第９条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第２項の規定に基づき、以下の事項について変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
発電設備の名称（注６）			□有 □無			
発電設備の設置場所（注７）			□有 □無			□別紙あり
事業区域の面積（㎡）			□有 □無			
接続契約締結先（注８）			□有 □無			
運転開始予定日			□有 □無			
設備廃止予定日			□有 □無			
保守点検及び維持管理計画（注９）			□有 □無			□別紙のとおり
保守点検及び維持管理費用（円[税抜き]）（注１０）			□有 □無			
廃棄等費用（注１０）	総額（円[税抜き]）		□有 □無			
	算定方法		□有 □無			
	積立開始時期	年　月	□有 □無	年　月		
	積立終了時期	年　月	□有 □無	年　月		
	毎月積立金額（円[税抜き]）		□有 □無			
ライフサイクルＧＨＧ算定値（注１１）		g-CO2eq/MJ-電力 （燃料名　：　）	□有 □無	g-CO2eq/MJ-電力 （燃料名　：　）		
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注１２）		km （　燃料名　：　）	□有 □無	km （　燃料名　：　）		
需給管理の方法			□有 □無			

市場取引により供給する方法」		□有 □無			
その他（注１３）		□有 □無			

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類	①印鑑証明書（注１４）	□有 □無			
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注１４）	□有 □無			
	③土地の取得を証する書類等（注１５）	□有 □無			
	④建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注１６）	□有 □無			
	⑤接続の同意を証する書類の写し（注８）	□有 □無			
	⑥受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	⑦その他（注１３）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注６）　様式第３、様式第３の２又は様式第４による事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、様式第３、様式第３の２又は様式第４により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。
（注７）　市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。地番の追加・削除又は発電設備の移設により設備の設置場所に変更がある場合は、様式第３、様式第３の２又は様式第４により申請すること。
（注８）　接続契約締結先を変更する場合は、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。
（注９）　変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。なお、事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合は様式第３、様式第３の２又は様式第４により申請すること。
（注１０）運転開始前に変更する場合のみ記載すること。
（注１１）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注１２）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。
（注１３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注１４）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１５）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注１６）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第５の２（第９条関係）

調達期間が終了した再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第２項の規定に基づき、以下の事項について変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注３）　＿＿＿

認定計画情報（注４）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注５）			□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
密接関係者（注６）			□有 □無			
事業者の住所（注７）		（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の出力（ｋＷ）（注８）			□有 □無			
発電設備の設置場所（注９）		（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		□別紙あり
事業区域の面積（㎡）			□有 □無			
太陽光発電設備の設置形態（注１０）		□屋根設置 □地上設置	□有 □無	□屋根設置 □地上設置		
太陽電池に係る事項（注１１）	製造事業者名		□有 □無			
	種類		□有 □無			
	変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無			□除外事項該当性
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有 □無			

	合計出力（kW）		□有 □無			
風車に係る事項）（注１２）	製造業者名		□有 □無			
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	ＮＫ認証番号		□有 □無			
配線方法（注１３）			□有 □無			
ライフサイクルＧＨＧ算定値			□有 □無			
自家発電等の有設備設置無		□有　自家発電等の種類　□蓄電池 □その他（　　） □無	□有 □無	□有　自家発電等の種類　□蓄電池 □その他（　　） □無		
電気事業者への電気の供給量計測方法			□有 □無			
接続契約締結先			□有 □無			
設備廃止予定日			□有 □無			
廃棄等費用（注１４）	総額（円［税抜き］）		□有 □無			
	算定方法		□有 □無			
	積立開始時期		□有 □無			
	積立終了時期		□有 □無	年　月		
	毎月積立金額（円［税抜き］）		□有 □無	年　月		
その他（注１５）（注１６）			□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注１７）	変更前 燃料名（注１８）	バイオマス比率（%）（注１９）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注２０）	変更の有無（注２１）	変更後 燃料名（注１８）	バイオマス比率（%）（注１９）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注２０）	備考
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				
F				□有				

				□無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
（注５）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、変更後の事業者が届出を行うこと。
（注６）　事業実施体制図の記載事項に含めて、「その他」欄に添付すること。
（注７）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により届け出ること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注８）　発電設備の出力は、当該届出に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
（注９）　変更後の全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
（注１０）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
（注１１）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
　太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
　　Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
　　Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
　　Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
　　Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
　変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
　太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１２）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。
（注１３）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
　太陽光発電設備の場合
　　Ｚ：全量配線
　　Ｙ：余剰配線
　太陽光発電設備以外の場合
　　Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
　　Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
　　Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。
（注１４）事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注１５）太陽光発電設備の出力を１０ｋＷ以上から１０ｋＷ未満に変更するため、申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。
（注１６）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注１７）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注１８）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注１９）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注２０）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注２１）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第６（第１０条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第３項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備　考
事業者名（注６）			□有 □無			
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注７）（注８）			□有 □無			
法人の代表者氏名（注８）	役職		□有 □無			
	氏名					
法人の役員氏名（注８）	役職		□有 □無			
	氏名					
	役職		□有 □無			
	氏名					
	役職		□有 □無			
	氏名					
事業者の住所（注８）		（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
保守点検責任者（注９）		法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：	□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：		

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類	①印鑑証明書（注１０）	□有 □無			
	②事業実施体制図	□有 □無			
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	④その他（注１１）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又

は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注６）　事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、密接関係者を変更する場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第５の２により申請すること。
（注７）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。
（注８）　様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２により申請すること。また、密接関係者を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第４の２により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。
（注９）　同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式５の２により申請すること。
（注１０）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。
認定発電設備に係る調達期間が終了したものである場合にあっては、添付書類は不要とする。

様式第７（第１１条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第１１条の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃止対象事業計画

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注２）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注３）　＿＿＿＿

廃止事業情報			備　考
設備撤去日（注４）	年　月　日		
設備廃棄日（注５）	年　月　日		
廃止理由			□別紙あり
調達期間終了後の設備の用途	□売電継続	売電先　： 売電開始　：　年　月　日 売電終了　：　年　月　日 発電設備の出力：　kW 売電単価　：　円/kW	
	□自家消費		
	□なし（調達期間終了後廃棄）		
太陽光発電設備の場合の諸費用の報告	①仮設工事費	（　）万円（税抜き）	
	②解体・撤去・処分費（注６）	（　）万円（税抜き）	
	・太陽電池モジュール（注７） □リユース（　） □リサイクル（　） □産廃処理 ・架台 ・基礎　□ｺﾝｸﾘｰﾄ置 □ｽｸﾘｭｰ杭 □その他（　） ・その他設備（ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ、ﾓﾆﾀｰ等）	（　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き）	
	③整地工事費	（　）万円（税抜き）	
	④その他諸経費（一般管理費等）	（　）万円（税抜き）	
	合計（①＋②＋③＋④）	（　）万円（税抜き）	
事業廃止後の土地の用途（注８）	□新たな再生可能エネルギー事業の実施 □原状回復（原状における用途：　） □更地化 □その他　（　）		
市場取引等により供給する事業への移行	□　有	移行後設備ＩＤ	
	□　無		

添付書類（注９）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注１０）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注１１）		
	③設備を売却したことを証する書類（注１２）		
	④罹災証明書（注１３）		
	⑤写真（設備の取り外し前・中・後）（注１４）		
	⑥その他（注１５）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注３）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
（注５）　発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
（注６）　「太陽電池モジュール（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「架台」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
（注７）　リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
（注８）　発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
（注９）　廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
（注１０）本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１１）発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
（注１２）発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
（注１３）発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
（注１４）発電設備を設置済みの場合に添付すること。
（注１５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第７の３（第１３条の７関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

年　月　日

広域的運営推進機関　殿

申請者　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　）　－

設備ＩＤ（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の１５の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額　円

取戻申請情報			備　考
申請主体の性質（注２）	□認定事業者 □認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人		
取戻事由（注３）	□認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間中の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する （調達期間終了後の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する □太陽光パネルを一部交換する □調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する □法第１５条の１８第１項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた □認定事業者が法第１５条の１７の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立て」という。）		
解体等に係るパネル容量等	解体等に係るパネル容量	kW	
	認定に係るパネル容量	kW	

取戻可能額及びその算定の基礎（注４）	取戻可能額	円	□別紙あり
	算定根拠	①［　円：１０年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）］ ×［　kW：廃棄する太陽光パネル出力］ ÷［　kW：認定上の太陽光パネル出力］ ＝　円 ②取戻し時点での積立額 ＝　円 ③実際に廃棄に要した費用の額 ＝　円	
振込先口座	金融機関名		□別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		

添付書類（注５） 書類の種類	書　類　名	備　考
①印鑑証明書（注６）		
②旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面（注７）		
③解体等を行うこと（解体等を完了した場合は解体等を完了したこと）及び解体等に要する費用を証する書面（注８）		

④解体等の完了の確認を受けたことを証する書面（注９）		
⑤内部積立てを行っていることを証する書面（注１０）		
⑥当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面（注１１）		
⑦その他（注１２）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　旧認定事業者又はこの承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。
（注３）　該当する取戻事由を選択すること。
（注４）　以下の①～③を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。
①１０年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額
②取戻し時点での積立額
③実際に廃棄に要した費用の額
（注５）　申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
（注６）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注７）　旧認定事業者又はその承継人が申請する場合に添付すること。
（注８）　認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てることを取戻事由とする場合に、以下の書類を添付すること。
【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】
認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）等
【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施を完了した場合）】
認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（取り外し前・中・後）及び領収書等
（注９）　再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを取戻事由とする場合に添付すること。
（注１０）　認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを取戻事由とする場合に添付すること。
（注１１）　廃棄する太陽光パネルについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。
（注１２）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第７の４（第１３条の７関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等以外の者）

年　　月　　日

広域的運営推進機関　殿

申請者　　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

設備ＩＤ（識別番号）
発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の１６の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額　　円

取戻申請情報			備　考
取戻事由（注２）			
認定事業者等及び推進機関に通知した日	認定事業者等への通知日	年　月　日	
	推進機関への通知日	年　月　日	
除去等に係るパネル容量等（注３）	除去等に係るパネル容量	kW	
	認定に係るパネル容量	kW	
取戻可能額及びその算定の基礎（注４）	取戻可能額	円	□別紙あり
	算定根拠	①［　　円：１０年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）］ ×［　　kW：廃棄する太陽光パネル出力］ ÷［　　kW：認定上の太陽光パネル出力］ ＝　　円 ②取戻し時点での積立額＝　　円 ③除去等に要した費用の額＝　　円	

振込先口座	金融機関名		□別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		

	書類の種類	書　類　名	備　考
添付書類（注５）	①印鑑証明書（注６）		
	②産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し（注７）		
	③写真（除去等の前・中・後）		
	④除去等が適法にされたものであることを証する書面（注８）		
	⑤認定事業者等にあらかじめ通知したことを証する書面（注９）		
	⑥除去等に係るパネル容量を証する書面（注１０）		
	⑦除去等に要した費用を証する書面（注１１）		
	⑧当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面（注１２）		
	⑨その他（注１３）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置（本様式において「除去等」という。）を講じたこと、当該措置が対象となる再生可能エネルギー発電設備の解体等に係るものであるといえることが分かる法的根拠及び事実を、簡潔に記載すること。
（注３）　認定に係るパネル容量については、申請者において把握できれば記載すること。
（注４）　以下の①～③を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。ただし、申請者において、㋐認定に係るパネル容量が把握できない場合には②③を、㋑積立金が把握できない場合には①③を、㋒そのいずれもが把握できない場合には③のみを、それぞれ基礎とすること。
①１０年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する除去等を行う太陽光パネル出力の割合に相当する額
②取戻し時点での積立額
③除去等に要した費用の額
（注５）　申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
（注６）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注７）　最終処分終了を確認できるものであることが必要。
（注８）　取戻事由欄に記載した内容に応じ、行政代執行の通知書や議会への報告書等を添付すること。
（注９）　内容証明郵便の写しや、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書面等を添付すること。
（注１０）除去等に係るパネルの枚数及び１枚当たりの発電容量を証する書類等を添付すること。
（注１１）領収書や行政代執行の議会への報告書等を添付すること。
（注１２）廃棄する太陽光パネルについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。
（注１３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第７の６（第１３条の９関係）

積立金管理業務規程認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所　（〒　－　）

（ふりがな）
名　称

（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名

電話番号（　）　－

積立金管理業務規程について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の２０第１項前段の規定により、別添のとおり申請します。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７の７（第１３条の９関係）

積立金管理業務規程変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所　（〒　－　）

（ふりがな）
名　称

（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名

電話番号（　）　－

積立金管理業務規程の変更について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の２０第１項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更の理由

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の四の三）	第一章　総則（第一条―第三条の四の三）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）	第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）
第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）	第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）
第二節　一般送配電事業	第二節　一般送配電事業
第一款　事業の許可（第四条―第十六条）	第一款　事業の許可（第四条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第四十条の三）	第二款　業務（第十七条―第四十条の三）
第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）	第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）
第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）	第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）
第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）	第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）	第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）	第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）	第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）
第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）	第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）	第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）
第二款　整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）	［新設］
第三款　供給計画（第四十六条―第四十七条）	第二款　供給計画（第四十六条―第四十七条）
第四款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）	第三款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）	第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）
第三章　電気工作物	第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）	第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物	第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）	第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）	第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）	第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）	第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）	第四款　承継（第九十五条）
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）	第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）

第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

第二章　電気事業

第一節　小売電気事業

第二款　業務

（供給条件の説明等）

第三条の十二　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～七　［略］

八　燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無

九　［略］

第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

第二章　電気事業

第一節　小売電気事業

第二款　業務

（供給条件の説明等）

第三条の十二　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～七　［略］

［新設］

八　［略］

十　前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十一　第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十二～二十六　［略］

2　［略］

3　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4・5　［略］

6　第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

7～9　［略］

10　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

十　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十一　前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十二～二十五　［略］

2　［略］

3　小売電気事業者取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4・5　［略］

［新設］

6～8　［略］

9　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

13　法第二条の十三第二項の書面には、同項の経済産業省令で定める事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。ただし、小売供給を受けようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものにあっては、枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

14　法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九項、第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　［略］

15　［略］

（書面の交付）

第三条の十三　［略］

2　法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　前条第一項第三号から第二十六号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（小売電気事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

四　［略］

3　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十七号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十七号に掲げる

10　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

［新設］

12　法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八項、第九項本文、第十項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　［略］

13　［略］

（書面の交付）

第三条の十三　［略］

2　法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　前条第一項第三号から第二十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（小売電気事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

四　［略］

3　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十六号に掲げる

事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～6　［略］

（電磁的方法の種類及び内容）

第三条の十四　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　第三条の十二第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、小売電気事業者等が使用するもの

二　［略］

第二節　一般送配電事業

第二款　業務

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第三十三条の四　法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般送配電事業者において、兼職（法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この款において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二　［略］

事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～6　［略］

（電磁的方法の種類及び内容）

第三条の十四　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　第三条の十二第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、小売電気事業者等が使用するもの

二　［略］

第二節　一般送配電事業

第二款　業務

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第三十三条の四　法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般送配電事業者において、兼職（法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第三十三条の九及び第三十三条の十五において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二　［略］

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七　法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第三十三条の十五第一項第十二号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）に係る業務を営む部門を含む。第三十三条の十五第一項第十二号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七　法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）に係る業務を営む部門を含む。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四　法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　一般送配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報（当該一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報のうち、第三十三条の六の二第一号及び第二号に掲げる情報、当該一般送配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報並びに法第三十七条の三第一項の規定に基づき提供された情報を除く。）を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること。

二　一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四　法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、一般送配電事業者の特定関係事業者が行う、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

［新設］

（体制の整備等）

第三十三条の十五　法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　［略］

二　託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

［削る］

イ・ロ　［略］

ハ　ロにおいて保存された記録について、イにおいて特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること。

三　託送供給等部門に構築する非公開情報の管理の用に供するシステムが特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気

（体制の整備等）

第三十三条の十五　法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　［略］

二　託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ　託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ・ハ　［略］

［新設］

事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。以下この号及び第十六号において同じ。）と共用しないものであること。ただし、次に掲げるシステムであって、託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保されたものを特定関係事業者と共用することについては、この限りでない。

イ　非公開情報のうち当該一般送配電事業者の特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシステム

ロ　令和六年四月一日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステムであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経過していないもの

四　第二号ロにおいて保存された記録について、同号イにおいて特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認するものであること。

五　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。第十一号、第四十四条の十三第一項第三号及び第七号並びに第四十五条の二の二十四第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。

［新設］

三　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。第七号、第四十四条の十三第一項第三号及び第七号並びに第四十五条の二の二十四第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。

六　当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施する管理部門、委員会その他の組織（以下「管理部門等」という。）を置くものであること。

七　管理部門等をして、当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施させるものであること。

八　第五号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

九　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第十一号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。

十　［略］

十一　情報管理責任者をして、第五号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に

［新設］

四　前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

五　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。

六　［略］

七　情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によっ

よって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

十二　［略］

十三　法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。

十四　［略］

十五　当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十六　［略］

十七　監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十八・十九　［略］

二十　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の不適正な利用若しくは提供がなされたこと、又は

て遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

八　［略］

九　法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。

十　［略］

十一　当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二　［略］

十三　監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四・十五　［略］

［新設］

託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務において法令等に適合しない行為若しくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査及び適正な対処を行う体制が整備されているものであること。

2　前項第二号ロ及び第十二号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

（体制の整備等に関する報告）

第三十三条の十六　法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前条第一項第一号の規定により区分した室の配置

二　前条第一項第二号及び第三号の規定により構築したシステムの概要

三　前条第一項第四号の規定により実施した確認の結果

四　前条第一項第五号の規定により作成した規程

五　前条第一項第六号、第九号、第十号、第十三号、第十五号、第十六号及び第二十号の規定により整備した体制

六　前条第一項第七号の規定により実施した措置の内容

七　前条第一項第八号の規定により実施した研修の内容

八　前条第一項第十一号の規定により実施した管理の内容

九　前条第一項第十二号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

2　前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

（体制の整備等に関する報告）

第三十三条の十六　法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前条第一号の規定により区分した室の配置

二　前条第二号の規定により構築したシステムの概要

［新設］

三　前条第三号の規定により作成した規程

四　前条第四号の規定により実施した研修の内容

［新設］

五　前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制

六　前条第七号の規定により実施した管理の内容

七　前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

十　前条第一項第十四号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果

十一　前条第一項第十四号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

十二　前条第一項第十七号及び第十八号の規定により行った監視の結果

十三　前条第一項第十七号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

十四　前条第一項第十八号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

十五　［略］

第三節　送電事業

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十四条の四　法第二十七条の十一の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二　［略］

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第四十四条の十二　法第二十七条の十一の六第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　送電事業者の特定関係事業者が、非公開情報（当該送電事業者が振替供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報のうち、当該送電事業者から当該業務の用に供する目的のために提供された情報を除く。）を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること。

二　送電事業者の特定関係事業者が、当該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

［新設］

第三節の二　配電事業

（配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十五条の二の十四　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　配電事業者において、兼職（法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二　［略］

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第四十五条の二の二十三　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

第三節の二　配電事業

（配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十五条の二の十四　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　配電事業者において、兼職（法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十五条の二の二十及び第四十五条の二の二十四において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二　［略］

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第四十五条の二の二十三　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、配電事業者の特定関係事業者が行う、当該配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

一　配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報（当該配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報のうち、第四十五条の二の十七第一号及び第二号に掲げる情報並びに当該配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報を除く。）を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること。

二　配電事業者の特定関係事業者が、当該配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（体制の整備等）

第四十五条の二の二十四　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定により配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件（その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあっては、第一号、第二号及び第十一号から第十五号までに掲げる要件を除く。）を満たすものでなければならない。

一　［略］

［新設］

（体制の整備等）

第四十五条の二の二十四　法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定により配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件（その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあっては、第一号、第二号及び第十一号から第十五号までに掲げる要件を除く。）を満たすものでなければならない。

一　［略］

二　託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可配電事業者にあっては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ　託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ・ハ　［略］

三～十　［略］

十一　当該配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二　［略］

十三　監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四・十五　［略］

2　［略］

二　託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可配電事業者にあっては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ　託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ・ハ　［略］

三～十　［略］

十一　当該配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二　［略］

十三　監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四・十五　［略］

2　［略］

第四節　特定送配電事業

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～七　［略］

八　燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無

九　［略］

十　前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十一　第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十二～二十五　［略］

2　［略］

3　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用

第四節　特定送配電事業

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～七　［略］

八　［略］

九　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十　前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十一～二十四　［略］

2　［略］

3　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用

［新設］

する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4・5　［略］

6　第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給に関する契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

7～9　［略］

10　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもの

する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4・5　［略］

［新設］

6～8　［略］

9　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもの

のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

13　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面には、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。ただし、小売供給を受けようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものにあっては、枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

14　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

［新設］

12　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九項、第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　［略］

15　［略］

（書面の交付）

第四十五条の十六　［略］

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　前条第三号から第二十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

3　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十六号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～6　［略］

（電磁的方法の種類及び内容）

第四十五条の十七　令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　第四十五条の十五第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの

二　［略］

第五節の三　賠償負担金の回収等

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の九　［略］

2　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　賠償負担金の総額が、平成二十七事業年度の一般負担金年度総額（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第三十九条第一項に規定する一般負担金年度総額をいう。）を原子力発電工作物の出力（原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下この号において「機構」という。）が平成二十三事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率（同条第一項に規定する「負担金率」をいう。）の算定の基礎となる原子力発電工作物の出力（キロワットで表したものをいう。以下この号において同じ。）をい

二　当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八項、第九項本文、第十項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　［略］

13　［略］

（書面の交付）

第四十五条の十六　［略］

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　前条第三号から第二十四号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

3　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～6　［略］

（電磁的方法の種類及び内容）

第四十五条の十七　令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　第四十五条の十五第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの

二　［略］

第五節の三　賠償負担金の回収等

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の九　［略］

2　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　賠償負担金の総額が、平成二十七事業年度の一般負担金年度総額（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第三十九条第一項に規定する一般負担金年度総額をいう。）を原子力発電工作物の出力（原子力損倍賠償・廃炉等支援機構（以下この号において「機構」という。）が平成二十三事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率（同条第一項に規定する「負担金率」をいう。）の算定の基礎となる原子力発電工作物の出力（キロワットで表したものをいう。以下この号において同じ。）をい

う。）で除して得た額、原子力発電事業者の原子力発電工作物の出力の合計、それらの原子力発電工作物が平成二十三年三月三十一日までに運用されていた期間の合計及び平成二十三事業年度から平成三十一事業年度までの原賠・廃炉等支援機構一般負担金（同項の規定によりその額が算出される負担金をいう。）の額の合計額に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二・三　［略］

第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十二　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の四第一項又は第二十八条の七第一項の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の四第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の五第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）及び原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二　［略］

う。）で除して得た額、原子力発電事業者の原子力発電工作物の出力の合計、それらの原子力発電工作物が平成二十三年三月三十一日までに運用されていた期間の合計及び平成二十三事業年度から平成三十一事業年度までの原賠・廃炉等支援機構一般負担金（同項の規定によりその額が算出される負担金をいう。）の額の合計額に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二・三　［略］

第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十二　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の七第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係るものを除く。）の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一　廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の四第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の五第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）及び原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二　［略］

第六節　特定供給

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　［略］

2　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法第十七条第一項の許可を受けている者が、離島において離島等供給が直ちに受けられない場所で電気の供給を行っている場合の供給の相手方の変更があった旨の届出は、前項の規定の例によるものとする。

第七節　広域的運営

第二款　整備等計画

（整備等計画の認定に必要な電気工作物のこう長又は送電容量）

第四十五条の二十九　法第二十八条の四十九第一項の経済産業省令で定める規模は、こう長百キロメートル以上又は送電容量百万キロワット以上とする。

（整備等計画の認定の申請）

第四十五条の三十　法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の認定を受けようとする者（次条において「認定申請者」という。）は、様式第三十一の二十九による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠となる原子力特定資産簿価（会計規則第二十八条の四第一項に規定する原子力特定資産簿価をいう。）、原子力廃止関連仮勘定簿価（同令第二十八条の五第一項に規定する原子力廃止関連仮勘定簿価をいう。）及び原子力廃止関連費用相当額（同項に規定する原子力廃止関連費用相当額をいう。）に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二　［略］

第六節　特定供給

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　［略］

［新設］

第七節　広域的運営

［新設］

［新設］

［新設］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第二十八条の四十九第一項の認定を受けようとする者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び当該者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　当該整備等計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済方法についての内訳を記載した書類

四　当該者が法第三条又は法第二十七条の四の許可を受けたことを証する書類

３　経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、整備等計画が法二十八条の四十九第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（整備等計画の認定）

［新設］

第四十五条の三十一　経済産業大臣は、法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該整備等計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、認定申請者に様式第三十一の三十による認定書を交付するものとする。

２　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十一による通知書を認定申請者に交付するものとする。

３　経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十一の三十二により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の日付

二　整備等計画認定番号

三　認定整備等事業者の名称

四　認定整備等計画の概要

（認定整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定）

［新設］

第四十五条の三十二　認定整備等計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十八条の五十第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定整備等事業者は、遅滞なく、様式第三十一の三十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

２　法第二十八条の五十第一項の規定により、整備等計画の変更の認定を受けようとする認定整備等事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第三十一の三十四による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の五十第四項において準用する法第二十八条の四十九第三項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、変更申請者に様式第三十一の三十五の認定書を交付するものとする。

４　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十六による通知書を変更申請者に交付するものとする。

５　経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第三十一の三十七により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の認定の日付

二　変更後の整備等計画認定番号

三　認定整備等事業者の名称

四　変更後の認定整備等計画の概要

（認定整備等計画の変更の指示）

第四十五条の三十三　経済産業大臣は、法第二十八条の五十第三項の規定により認定整備等計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第三十一の三十八による通知書を当該変更の指示を受ける認定整備等事業者に交付するものとする。

（認定整備等計画の取消し）

第四十五条の三十四　経済産業大臣は、法第二十八条の五十第二項又は第三項の規定により認定整備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十九による通知書を当該認定が取り消される認定整備等事業者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、認定整備等計画の認定を取り消したときは、様式第三十一の四十により、当該取消しの日付並びにその認定を取り消した整備等計画認定番号及び一般送配電事業者又は送電事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第四十五条の三十五　認定整備等事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定整備等計画の実施状況を、様式第三十一の四十一により経済産業大臣に報告しなければならない。

第三款　供給計画

（供給計画の届出）

第四十六条　［略］

2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

小売電気事業者	一　［略］
	二　一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書
［略］	［略］

［新設］

（認定整備等計画の変更の指示）

第四十五条の三十三　経済産業大臣は、法第二十八条の五十第三項の規定により認定整備等計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第三十一の三十八による通知書を当該変更の指示を受ける認定整備等事業者に交付するものとする。

［新設］

（認定整備等計画の取消し）

第四十五条の三十四　経済産業大臣は、法第二十八条の五十第二項又は第三項の規定により認定整備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十九による通知書を当該認定が取り消される認定整備等事業者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、認定整備等計画の認定を取り消したときは、様式第三十一の四十により、当該取消しの日付並びにその認定を取り消した整備等計画認定番号及び一般送配電事業者又は送電事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第四十五条の三十五　認定整備等事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定整備等計画の実施状況を、様式第三十一の四十一により経済産業大臣に報告しなければならない。

［新設］

第二款　供給計画

（供給計画の届出）

第四十六条　［略］

2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

小売電気事業者	一　［略］
	二　一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であって、提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書
［略］	［略］

3・4　［略］

第四款　災害等への対応

附　則

（書面の交付の特例）

第十八条　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　［略］

第十九条　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第七項各号に掲げる場合のほか、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「登録特定送配電事業者等」という。）が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

3・4　［略］

第三款　災害等への対応

附　則

（書面の交付の特例）

第十八条　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第六項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　［略］

第十九条　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第六項各号に掲げる場合のほか、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「登録特定送配電事業者等」という。）が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　［略］

様式第三十一の四を次のように改める。

様式第31の４（第45条の２の28関係）

特定送配電事業届出書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の13第１項の規定により、次のとおり特定送配電事業を営みたいので届け出ます。

					備考
主たる営業所			名称		
			所在地		
その他の営業所			名称		
			所在地		
供給地点					
特定送配電事業の用に供する電気工作物	送電用の電気工作物	設置の場所	区間		
			経由する変電所又は発電所の名称		
			経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）		
		電気方式			
		設置の方法			
		回線数			
		周波数			
		電圧			
		こう長			
		送電容量			
	配電用の電気工作物	設置の場所	区間		
			経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）		
		電気方式			
		周波数			
		電圧			
		こう長			
		送電容量			
	変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
		周波数			
		出力			
	発電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
		原動力の種類			
		周波数			
		出力			
	蓄電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
		周波数			
		出力			
		容量			
事業開始の予定年月日					
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先					
託送供給の相手方及び内容					

備考　１　供給地点の欄には、都道府県郡市区町村字番地住居番号を記載すること。

２　水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。

３　送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。

４　送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。

５　該当事項のない欄は、省略すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三十一の六を次のように改める。

様式第31の６（第45条の４関係）

電気工作物変更届出書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の13第７項の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたいので届け出ます。

特定送配電事業の用に供する電気工作物		変更前	変更後	備考
送電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	電気方式			
	設置の方法			
	回線数			
	周波数			
	電圧			
配電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	電気方式			
	周波数			
	電圧			
変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	周波数			
	出力			
発電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	原動力の種類			
	周波数			
	出力			
蓄電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	周波数			
	出力			
	容量			

備考　１　水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。

２　送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。

３　送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三十一の二十三中「第27条の33第４項」の次に「（電気事業法施行規則第45条の25第２項）」を加える。

様式第三十一の二十六の次に次の十三様式を加える。

様式第三十一の二十九（第45条の30第１項関係）

整備等計画の認定申請書

年　月　日

殿

住所
名称
代表者の氏名

電気事業法第２８条の４９第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

整備等計画

1　名称等

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　整備又は更新を実施しようとする電気工作物の内容及び実施期間

（1）整備又は更新を実施しようとする電気工作物の内容

							備考
事業区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）							
整備又は更新を実施しようとする電気工作物	変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村字を記載すること。）					
		周波数					
		出力					
	送電用及び配電用の電気工作物	設置の場所	区間				
			経由する発電所又は変電所の名称				
			経過地（都道府県郡市区町村字を記載すること。）（※予定）				
		電気方式					
		設置の方式					
		回線数					
		周波数					
		電圧					

（２）電気工作物のこう長、送電容量

電気工作物のこう長	
電気工作物の送電容量	

（３）電気工作物の整備又は更新の実施期間　※詳細別紙も可とする。

３　電気工作物の整備又は更新の実施体制

４　電気工作物の整備又は更新を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

資金＼調達方法		政府関係機関からの借入れ	金融機関等からの借入れ	資本出資	その他	合計	備考
電気工作物の整備又は更新に必要な資金の合計額							
電気工作物の整備又は更新に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

（注１）「政府関係機関からの借入れ」には政府関係機関からの借入れによる調達額を、「金融機関等からの借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「資本出資」には出資による調達額を、「その他」には社債の発行、リースその他「政府関係機関からの借入れ」、「金融機関等からの借入れ」及び「資本出資」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注２）政府関係機関及び金融機関等からの借入れについて保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先機関名、保証人名及び保証額を示しつつ「備考」に記載する。

５　電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（２）	損益計算書又はこれに準ずるもの
３	計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済方法の内訳を記載した書類
４	法第３条又は法第27条の４の許可を受けたことを証する書類
５	その他第47条の５第３項に定める書類

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三十一の三十（第45条の31第1項関係）

整備等計画の認定書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

　　年　　月　　日付けで認定申請のあった整備等計画について、電気事業法第２８条の４９第３項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

１．認定の日付
２．整備等計画認定番号
３．申請者の名称及び代表者の氏名
４．申請者の住所

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三十一の三十一（第45条の31第2項関係）

整備等計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

　　年　　月　　日付けで認定申請のあった整備等計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三十一の三十二（第45条の31第３項関係）

整備等計画の概要

１．認定の日付
２．整備等計画認定番号
３．認定整備等事業者の名称
４．認定整備等計画の概要

（備考）
「４．認定整備等計画の概要」中、認定整備等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第三十一の三十三（第45条の32第１項関係）

認定整備等計画の軽微な変更の届出書

年　月　日

殿

住　所
名　称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた認定整備等計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第45条の32第１項の規定に基づき届け出ます。

記

１．整備等計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三十一の三十四（第45条の32第２項関係）

認定整備等計画の変更申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定整備等計画について、電気事業法第２８条の５０第１項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

１．整備等計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更後の整備等計画

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三十一の三十五（第45条の32第３項関係）

認定整備等計画の変更認定書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで変更申請のあった認定整備等計画について、電気事業法第２８条の５０第４項において準用する法第２８条の４９第３項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

１．変更の認定の日付
２．変更後の整備等計画認定番号
３．変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
４．変更申請者の住所

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった変更申請書の写しを添付する。

様式第三十一の三十六（第45条の32第４項関係）

認定整備等計画の変更の不認定通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで変更申請のあった認定整備等計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三十一の三十七（第45条の32第５項関係）

変更後の認定整備等計画の概要

１．変更の認定の日付
２．変更後の整備等計画認定番号
３．認定整備等事業者の名称
４．変更後の認定整備等計画の概要

（備考）
「４．変更後の認定整備等計画の概要」中、認定整備等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第三十一の三十八（第45条の33関係）

認定整備等計画の変更指示の通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで認定をした認定整備等計画について、電気事業法第２８条の５０第３項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

１．整備等計画認定番号
２．変更指示の内容
３．変更指示の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三十一の三十九（第45条の34第1項関係）

認定整備等計画の認定取消し通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで認定をした認定整備等計画について、電気事業法第２８条の５０第２項又は第３項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．整備等計画認定番号
２．認定取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第三種郵便物認可
明治二十五年三月三十一日

第明治二二十種郵便物認可日

様式第三十一の四十（第45条の34第２項関係）

認定整備等計画の認定取消し

１．認定を取り消された日付

２．認定を取り消された整備等計画認定番号

３．認定を取り消された事業者の名称

様式第三十一の四十一（第45条の35関係）

認定整備等計画の実施状況報告書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定整備等計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．整備等計画認定番号

２．実施した電気工作物の整備又は更新の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行規則	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。	（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（拠出金単価の設定） **第二条**　法第五条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　特定実用発電用原子炉設置者間における再処理等拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。 三　［略］	（拠出金単価の設定） **第二条**　法第四条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　特定実用発電用原子炉設置者間における拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。 三　［略］
（拠出金単価の認可） **第三条**　機構は、法第五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（拠出金単価の認可） **第三条**　機構は、法第四条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（拠出金単価の通知） **第四条**　法第五条第五項の規定による通知は、様式第二により行うものとする。	（拠出金単価の通知） **第四条**　法第四条第五項の規定による通知は、様式第二により行うものとする。
（機構の名称等の届出） **第五条**　特定実用発電用原子炉設置者は、法第六条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（機構の名称等の届出） **第五条**　特定実用発電用原子炉設置者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（変更） **第六条**　法第七条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　［略］	（変更） **第六条**　法第六条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　［略］
二　法第六条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所 三・四　［略］	二　法第五条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所 三・四　［略］
（申告書の記載事項） **第七条**　法第八条第一項の経済産業省令で定める事項は、特定実用発電用原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名とする。	（申告書の記載事項） **第七条**　法第七条第一項の経済産業省令で定める事項は、特定実用発電用原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名とする。
（申告書の添付書類） **第八条**　法第八条第二項の経済産業省令で定める書類は、使用済燃料の量の算定の過程を示す書類その他必要な書類とする。	（申告書の添付書類） **第八条**　法第七条第二項の経済産業省令で定める書類は、使用済燃料の量の算定の過程を示す書類その他必要な書類とする。
（再処理等拠出金の納付等） **第九条**　再処理等拠出金及び延滞金の納付は、申告書（納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書）を添えて、これを行わなければならない。 2　再処理等拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。 3　法第八条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。	（拠出金の納付等） **第九条**　拠出金及び延滞金の納付は、申告書（納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書）を添えて、これを行わなければならない。 2　拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。 3　法第七条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。
（充当の通知） **第十条**　機構は、法第八条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る再処理等拠出金を納付した特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。	（充当の通知） **第十条**　機構は、法第七条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る拠出金を納付した特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。
（廃炉拠出金年度総額の設定） **第十一条**　法第十一条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らして廃炉推進業務に必要な金額の確保を図ることができるものであること。 二　法第十一条第二項の規定により算定される各実用発電用原子炉設置者等の廃炉拠出金の額が、次に掲げる基準を満たすこと。	［新設］

イ　実用発電用原子炉設置者等による電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。

ロ　電気の使用者の経済活動等に著しい影響を及ぼすことが見込まれるものでないこと。

三　長期的に安定した水準を維持できるものであること。

（拠出金率の設定）

第十二条　法第十一条第四項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。［新設］

一　実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情に照らして、相応な比率であること。

二　実用発電用原子炉設置者等間における廃炉拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。

（廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の認可）

第十三条　機構は、法第十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。［新設］

（廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の通知）

第十四条　法第十一条第六項の規定による通知は、様式第五により行うものとする。［新設］

（機構の名称等の届出）

第十五条　実用発電用原子炉設置者等は、法第十二条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。［新設］

2　実用発電用原子炉設置者等は、法第十二条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更）

第十六条　法第十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。［新設］

一　実用発電用原子炉設置者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　法第十二条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所

三　変更後の機構の名称及び住所

四　機構を変更しようとする日

（廃炉拠出金の納付）

第十七条　廃炉拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。［新設］

（端数計算）

第十八条　再処理等拠出金、廃炉拠出金及び延滞金の額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（廃炉実施計画）

第十九条　認可業務計画（法第十三条第三項に規定する認可業務計画をいう。以下同じ。）の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、計画期間中、法第十六条に規定する廃炉実施計画を各年度ごとに作成し、認可業務計画に適合することについて機構の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　廃炉実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　廃止する実用発電用原子炉の存する工場又は事業所の名称及び所在地並びに廃炉に係る実用発電用原子炉の名称

二　当該年度に実施する廃炉の工程

三　当該年度に実施する廃炉に要する費用の見積り

四　認可業務計画の計画期間内に実施する廃炉の工程

五　認可業務計画の計画期間内に実施する予定の廃炉を円滑かつ効率的に進めるための取組の内容

六　円滑かつ着実な廃炉の実施に向けた他の実用発電用原子炉設置者等その他の者との連携に関する事項

（端数計算）

第二十一条　拠出金及び延滞金の額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。［新設］

（支払の請求）

第二十条　実用発電用原子炉設置者等は、法第十七条の規定による支払の請求をしようとするときは、当該廃炉に係る費用に相当する額を記載した請求書に、その額を証する書類を添えて、機構に提出しなければならない。

（報告）

第二十一条　法第五十二条第一項の規定による報告は、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（使用済燃料再処理等実施中期計画の認可の申請等）

第二十二条　機構は、法第五十四条第一項前段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に、次に掲げる事項を記載した使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　機構は、法第五十四条第一項後段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第九による申請書に、変更後の使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第二十三条　法第五十四条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（廃炉推進業務中期計画の計画期間）

第二十四条　法第五十五条第一項の経済産業省令で定める期間は、五年とする。

（廃炉推進業務中期計画の認可の申請等）

第二十五条　機構は、法第五十五条第一項前段の規定により廃炉推進業務中期計画の認可を受けようとするときは、様式第十による申請書に、次に掲げる事項を記載した廃炉推進業務中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針

二　計画期間内に実施される廃炉に係る実用発電用原子炉の存する工場又は事業所の名称及び所在地並びに廃炉に係る実用発電用原子炉の名称

三　計画期間内に実施される廃炉の工程の概要

四　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために計画期間内に実用発電用原子炉設置者等に対して求める取組

五　計画期間内に行う廃炉に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項

六　計画期間内に調達し、維持管理し、又は実用発電用原子炉設置者等の共用に供する廃炉に必要な設備等に関する事項

七　その他廃炉推進業務の実施に関すること

2　機構は、法第五十五条第一項後段の規定により廃炉推進業務中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書に、変更後の廃炉推進業務中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第二十六条　法第五十五条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　提出者である機構の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更

二　前号に掲げるもののほか、廃炉推進業務中期計画の趣旨の変更を伴わない変更

（身分を示す証明書）

第二十七条　法第七十条第二項において準用する法第六十六条第二項の証明書は、様式第十二によるものとする。

第二十八条・第二十九条　［略］

［新設］

（使用済燃料再処理等実施中期計画の認可の申請等）

第十二条　機構は、法第四十五条第一項前段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　機構は、法第四十五条第一項後段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第五による申請書に、変更後の使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第十三条　法第四十五条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

［新設］

［新設］

（身分を示す証明書）

第十四条　法第五十九条第二項で準用する法第五十五条第二項の証明書は、様式第六によるものとする。

第十五条・第十六条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第１を次のように改める。

様式第１（第３条関係）

拠出金単価（変更）認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下本様式において「法」という。）第５条第４項の規定に基づき、拠出金単価（拠出金単価の変更）の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

拠出金単価		（円／ｇ）
内	法第４９条第１号及び第２号に規定する業務（法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯するものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に係る拠出金単価	（円／ｇ）
訳	法第４９条第１号及び第２号に規定する業務のうち法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯する業務に係る拠出金単価	（円／ｇ）

特定実用発電用原子炉設置者は、再処理等拠出金額に消費税率　　％を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２を次のように改める。

様式第２（第４条関係）

拠出金単価通知書

年　　月　　日

殿

法人の名称
理事長　　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下本様式において「法」という。）第５条第５項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けた拠出金単価を通知します。

記

拠出金単価		（円／ｇ）
内	法第４９条第１号及び第２号に規定する業務（法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯するものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に係る拠出金単価	（円／ｇ）
訳	法第４９条第１号及び第２号に規定する業務のうち法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯する業務に係る拠出金単価	（円／ｇ）

特定実用発電用原子炉設置者は、再処理等拠出金額に消費税率　　％を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第５条第１項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第６条第１項」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改める。

様式第九から様式第十一までを削る。

様式第四中「様式第６（第14条関係）」を「様式第12（第27条関係）」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第59条」を「第70条」に、「第55条」を「第66条」に、「第63条」を「第75条」に改め、「特定実用発電用原子炉設置者」の下に「若しくは実用発電用原子炉設置者等」を加え、同様式を様式第十一とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第10（第25条第１項関係）

廃炉推進業務中期計画認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第55条第１項前段の規定に基づき、廃炉推進業務中期計画の認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（第25条第２項関係）

廃炉推進業務中期計画変更認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第55条第１項後段の規定に基づき、廃炉推進業務中期計画の変更の認可を受けたいので、下記及び別添のとおり申請します。

記

１　変更しようとする事項
２　変更しようとする年月日
３　変更しようとする理由
４　廃炉推進業務中期計画の変更の認可を申請するまでの経過の概要

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五中「様式第５（第12条第２項関係）」を「様式第９（第22条第２項関係）」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第１項後段」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第54条第１項後段」に改め、同様式を様式第九とする。

様式第４（第13条関係）

廃炉拠出金年度総額及び拠出金率（変更）認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第11条第５項の規定に基づき、廃炉拠出金年度総額（（及び）拠出金率）について認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　廃炉拠出金年度総額

円

２　拠出金率

実用発電用原子炉設置者等の名称	拠出金率	廃炉拠出金の額
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円

実用発電用原子炉設置者等は、廃炉拠出金の額に消費税率　　％を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第14条関係）

廃炉拠出金年度総額及び拠出金率通知書

年　　月　　日

殿

法人の名称
理事長　　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第11条第６項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けた廃炉拠出金年度総額（（及び）拠出金率）を下記のとおり通知します。

記

１　廃炉拠出金年度総額

円

２　拠出金率

実用発電用原子炉設置者等の名称	拠出金率	廃炉拠出金の額
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円
	○．○％	円

実用発電用原子炉設置者等は、廃炉拠出金の額に消費税率　　％を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第15条第１項関係）

機構の名称及び住所届出書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

住　　所

名称及び代表者の氏名

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第12条第１項の規定に基づき、廃炉拠出金を納付する機構の名称及び住所を下記のとおり届け出ます。

記

１　廃炉拠出金を納付する機構の名称

２　廃炉拠出金を納付する機構の住所

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第15条第２項関係）

運転廃止届出書（廃炉終了届出書、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定による指定届出書、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第三項の規定による指定解除届出書）

年　　月　　日

経済産業大臣殿

住　　所

名称及び代表者の氏名

設置している実用発電用原子炉の運転を廃止したので（設置している実用発電用原子炉の廃炉が終了したので、設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定による指定を受けたので、設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第三項の規定により指定を解除されたので）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第12条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

一　氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称

住　　所

代表者の氏名

二　届出の対象となる工場又は事業所の名称及び所在地

名　　称

所　在　地

三　届け出の対象となる実用発電用原子炉の名称

名　　称

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する省令を定める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（系統電気工作物に係る費用の届出期間） **第二十条**　法第二十八条第三項（法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、一年とする。	（系統電気工作物に係る費用の届出期間） **第二十条**　法第二十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。
（系統設置交付金等の算定のための届出） **第二十一条**　一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の二による届出書を推進機関に届け出るものとする。 2　認定整備等事業者は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の三による届出書を推進機関に届け出るものとする。 （系統設置交付金等の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法等） **第二十二条**　［略］ 2　法第二十九条第二項の経済産業省令で定める費用は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定により届け出られた費用のうち、支払利息、債務保証料及び損害保険料とする。	（系統設置交付金の算定のための届出） **第二十一条**　一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項に基づき、様式第十の二による届出書により、推進機関に届け出るものとする。 ［新設］ （系統設置交付金の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法） **第二十二条**　［略］ ［新設］
3　第一項の規定は、法第二十九条第二項の経済産業省令で定める割合の算定方法について準用する。 （系統設置交付金等の交付に関し必要な事項） **第二十三条**　法第三十条の二の規定に基づき定める系統設置交付金等の交付に関し必要な事項は次のとおりとする。 一　推進機関は、法第二十九条第一項及び第二項で算定された交付額をそれぞれ次号及び第三号の規定に基づく交付期間にわたり交付することとし、年度ごとに交付するものとする。 二　［略］ 三　特定系統設置交付金の交付期間は、系統電気工作物の工事を開始した日の属する年度から起算して当該系統電気工作物を使用する日の前日の属する年度までの期間とする。 （徴収等業務に関する帳簿に係る事項） **第三十四条の四**　［略］ 2　［略］ 3　法第四十二条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　系統設置交付金等に関する事項 (1)　系統設置交付金等を交付した電気事業者の氏名又は名称 (2)　［略］ 四　［略］	［新設］ （系統設置交付金の交付に関し必要な事項） **第二十三条**　法第三十条の二の規定に基づき定める系統設置交付金の交付に関し必要な事項は次のとおりとする。 一　推進機関は、前条で算定された交付額を次号の規定に基づく交付期間にわたり交付することとし、年度ごとに交付するものとする。 二　［略］ ［新設］ （徴収等業務に関する帳簿に係る事項） **第三十四条の四**　［略］ 2　［略］ 3　法第四十二条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　系統設置交付金に関する事項 (1)　系統設置交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称 (2)　［略］ 四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十の11中「第21条」を「第21条第１項」に、「費用の額及び」を「費用のうち当該年度に要する費用の額及び」に改める。

様式第十の11の次に次の１様式を加える。

様式第10の３（第21条第２項関係）

特定系統設置交付金算定のための届出書

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

届出者　住　所　（〒　　－　　）

（ふりがな）
名　称

（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名

電話番号（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条の２第２項において準用する第28条第３項の規定により、次のとおり系統電気工作物の設置に要する費用の額を届け出ます。

届　出　内　容		備　考
１．特定系統設置交付金の交付を受けようとする再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する変電用又は送電用の電気工作物の名称		
２．当該電気工作物の設置箇所		
３．当該電気工作物の工事開始日		
４．当該電気工作物の使用開始日		
５．当該電気工作物の設置に要する費用のうち当該年度に要する費用の額及び費用項目ごとの内訳		

（注）費用項目ごとの内訳には、支払利息、債務保証料、損害保険料を記載する。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。必要に応じて、詳細資料を添付すること。

（電気関係報告規則の一部改正）

第四条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第11第三表を次のように改める。

第３表　発受電月報（全電気事業者の火力発電用燃料消費実績）

年　　月分　　事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

燃料種別			受入量	消費量（払出量）		発熱量	月末貯蔵量	
				雑用			棚卸等	
石炭	湿潤	t						
	乾燥	t						
重油	Ａ重油	kl						
	Ｂ・Ｃ重油	kl						
	その他重油	kl						
原油		kl						
天然ガス液		kl						
軽油		kl						
灯油		kl						
ＬＰＧ		t						
ＬＮＧ		t						
歴青質混合物		t						
木質バイオマス	湿潤	t						
	乾燥	t						
その他バイオマス								
	（　　）	t						
廃棄物		t						
廃食油		kl						
残渣油（アスファルト）		kl						
天然ガス		10^3m^3						
ＣＯＧ		10^3m^3						
高炉ガス		10^3m^3						
転炉ガス		10^3m^3						
混合ガス		10^3m^3						
製油所ガス		10^3m^3						
都市ガス		10^3m^3						
アンモニア		t						
水素		t						
その他ガス								
	（　　）	10^3m^3						
その他								
	（　　）							

備考
1　受入量、消費量、発熱量及び月末貯蔵量は、m^3又はkl／m^3で表す場合にあっては、温度０度、圧力１気圧の状態に換算した値とすること。
2　「石炭」及び「木質バイオマス」の消費量は、湿潤状態と乾燥状態の両方を記載すること。
3　「その他バイオマス」「その他ガス」「その他」の燃料種別については、（　）内に具体的な燃料名を記入すること。
4　発熱量は、燃料種別に応じて単位当たりの熱量をkJで表した数値を記入すること。
5　「その他」については、記入する燃料種別に応じた単位を記入すること。
6　電気事業の用に供する実績のみ記入すること。ただし、「雑用」においては電気事業用として受け入れたものの、電気事業以外の用に供した消費量について記入する。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第九第一表中「自家用発電所運転半期報」を「自家用発電所等運転半期報」に改める。

様式第九第二表中「自家用蓄電池運転半期報」を「自家用発電所等運転半期報」に改め、同表備考中第三項を削り、第四項を第三項とする。

様式第十二の七中「締結する小売供給契約又は」を「締結している」に、「九十日」を「行う日の前後九十日」に、「以上」を「以上の契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を」に改める。

（電気事業会計規則の一部改正）

第五条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の三）	第一章　総則（第一条―第三条の三）
第二章　固定資産勘定	第二章　固定資産勘定
第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）	第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）
第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）	第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）
第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）	第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）
第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）	第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）
第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の八）	第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の四）
第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）	第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）
第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二）	第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二）
第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）	第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）
第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）	第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）
第七章　消費税等（第三十七条）	第七章　消費税等（第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）	第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）
附則	附則
附　則	附　則
1～3　［略］	1～3　［略］

4　特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」という。）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であった者を当事者とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十七条の規定に基づく吸収分割をする会社をいう。以下この項において同じ。）と吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する会社であって、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完全子会社（当該吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。）をいう。以下この項において同じ。）との間における当該吸収分割をする日の前日まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る業務を営む部門に限る。）間で行われていた役務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下この項において「旧部門間取引」という。）（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会社相互間における旧部門間取引を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当するものをいう。

一　一般送配電事業の用に供する蓄電用、送電用、配電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

4　特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」という。）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であった者を当事者とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十七条の規定に基づく吸収分割をする会社をいう。以下この項において同じ。）と吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する会社であって、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完全子会社（当該吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。）をいう。以下この項において同じ。）との間における当該吸収分割をする日の前日まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る業務を営む部門に限る。）間で行われていた役務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下この項において「旧部門間取引」という。）（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会社相互間における旧部門間取引を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当するものをいう。

一　一般送配電事業の用に供する送電用、配電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第三条第

第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する構内をいう。第四号において同じ。）に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

二・三　［略］

四　送電事業の用に供する蓄電用、送電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

五～九　［略］

5～7　［略］

8　別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

資　　産

(1)　固　定　資　産

科　目	項	備　　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
［略］	［略］	［略］
原子力発電設備		各項ごとに原子力特定資産、原子力特定準備資産、原子力廃止関連準備資産及びその他に区分して整理する。
	［略］	［略］
	資産除去債務相当資産	［削る］
	［略］	［略］

二・三　［略］

四　送電事業の用に供する送電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

五～九　［略］

5～7　［略］

8　別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

資　　産

(1)　固　定　資　産

科　目	項	備　　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
［略］	［略］	［略］
原子力発電設備		各項ごとに原子力特定資産、原子力特定準備資産、原子力廃止関連準備資産及びその他に区分して整理する。
	［略］	［略］
	資産除去債務相当資産	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）第５条第３項ただし書の要引当額の相当額を含む。
	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］
(Ⅳ)固定資産仮勘定		
［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）第５条第２項に規定する再処理等拠出金のうち同法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るものを整理する。
［略］	［略］	［略］

(2)　流　動　資　産

科　目	項	備　　考
［略］	［略］	［略］
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］
(Ⅳ)固定資産仮勘定		
［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等実施法」という。）第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係る拠出金を整理する。
［略］	［略］	［略］

(2)　流　動　資　産

科　目	項	備　　考
［略］	［略］	［略］
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
［略］	［略］	［略］

		他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令附則第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第５条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金、法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金及び法第28条の４に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために得た対価の未収分を整理する。	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

		他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第５条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

負　　債

⑷　固　定　負　債

科　目	項	備　　考
［略］		［略］
未払使用済燃料再処理等拠出金		［略］
未払廃炉拠出金		脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）附則第10条第１項の規定による拠出金の未払分を整理する。
［略］	［略］	［略］
資産除去債務	（何）	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。
［略］		［略］

⑸　流　動　負　債

科　目	項	備　　考
１年以内に期限到来の固定負債		契約期間又は支払期限が１年を超える負債のうち、１年以内に期限が到来するもの及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。

負　　債

⑷　固　定　負　債

科　目	項	備　　考
［略］		［略］
未払使用済燃料再処理等拠出金		［略］
［新設］		［新設］
［略］	［略］	［略］
資産除去債務	（何）	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。原子力発電施設解体引当金に関する省令の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。
［略］		［略］

⑸　流　動　負　債

科　目	項	備　　考
１年以内に期限到来の固定負債		契約期間又は支払期限が１年を超える負債のうち、１年以内に期限が到来するもの及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。

	社債	１年以内に期限の到来するものを整理する。		社債	１年以内に期限の到来するものを整理する。
	長期借入金	同上		長期借入金	同上
	長期未払債務	同上		長期未払債務	同上
	未払使用済燃料再処理等拠出金	同上		未払使用済燃料再処理等拠出金	同上
	未払廃炉拠出金	同上		［新設］	［新設］
	［略］	［略］		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。	買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。
	［略］	［略］		［略］	［略］
	他社購入電力料	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び非化石証書の代金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金並びに推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために支払う対価の未払分を整理する。		他社購入電力料	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び非化石証書の代金並びに他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金の未払分を整理する。
	［略］	［略］		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
預り金		他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。	預り金		他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。
	［略］	［略］		［略］	［略］

		再エネ特措法交付金相当額積立金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の６第３項の規定により認定事業者から預かった交付金相当額積立金を整理する。
		再エネ特措法解体等積立金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の12第４項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を整理する。
	［略］	［略］	［略］
関係会社短期債務			
	［略］	［略］	［略］
	預り金	関係会社から預かつた託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の６第３項の規定により認定事業者から預かった交付金相当額積立金並びに同法第15条の12第４項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を除く。	
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

		［新設］	［新設］
		再エネ特措法解体等積立金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の６第４項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を整理する。
	［略］	［略］	［略］
関係会社短期債務			
	［略］	［略］	［略］
	預り金	関係会社から預かつた託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の６第４項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を除く。	
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

費　　用

⑽　営　業　費　用

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業費用		
［略］	［略］	［略］
原子力発電費		
	［略］	［略］
	使用済燃料再処理等拠出金費	再処理法第５条第２項に規定する再処理等拠出金（同法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るものを除く。）を整理する。
	［略］	［略］
	廃炉拠出金費	再処理法第11条第２項に規定する廃炉拠出金を整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金、推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために支払う対価並びに事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購

費　　用

⑽　営　業　費　用

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業費用		
［略］	［略］	［略］
原子力発電費		
	［略］	［略］
	使用済燃料再処理等拠出金費	再処理等実施法第４条第１項に規定する拠出金（同法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係る拠出金を除く。）を整理する。
	［略］	［略］
	原子力発電施設解体費	解体費、資産除去債務計上及び資産除去債務取崩し（貸方）に区分して整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金並びに事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区

			入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。			分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。											
		他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した場合は、当該調達に係る調整交付金を控除した額とする。）、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために支払う対価を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。		他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した場合は、当該調達に係る調整交付金を控除した額とする。）及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。				建設分担関連費振替額（貸方） 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第36条の規定によつて固定資産勘定に配賦された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。 第36条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）		建設分担関連費振替額（貸方） 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて固定資産勘定に配賦された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。 第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）	
		［省］	［省］			［省］	［省］			［省］ 賠償負担金相当金	［省］ 一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の９第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の10第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	［省］ 賠償負担金相当金		［省］ 一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の３第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の４第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	
［省］ 一般管理費	［省］	［省］ 業務設備に関する費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。		［省］ 一般管理費	［省］	［省］ 業務設備に関する費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。				廃炉円滑化負担金相当金	一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の12第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担金相当金（同令第45条の21の13第	廃炉円滑化負担金相当金		一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（同令第45条の21の６第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担金相当金（同令第45条の21の７第１項第３号に規定	
	［省］	［省］			［省］	［省］											

		１項第３号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
［省］ 電力費振替勘定（貸方） ［省］	［省］	［省］ 建設工事、発電用原子炉施設の廃炉（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第２条第５号に規定する廃炉をいう。）及び附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応ずる金額を整理する。 ［省］

⑯　営　業　収　益

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業収益 ［省］ 他社販売電力料	［省］	調査決定の完了した金額を計上する。 ［省］ 「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石

		する廃炉円滑化負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
［省］ 電力費振替勘定（貸方） ［省］	［省］	［省］ 建設工事、特定原子力発電施設の解体（原子力発電施設解体引当金に関する省令第１条第２号に規定する解体をいう。）及び附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応ずる金額を整理する。 ［省］

⑯　営　業　収　益

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業収益 ［省］ 他社販売電力料	［省］	調査決定の完了した金額を計上する。 ［省］ 「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石

		証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金、法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金及び推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために得た対価を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「非化石証書販売収益」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いもの並びに「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
他社販売電源料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に	

		証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「非化石証書販売収益」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いもの並びに「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
他社販売電源料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に	

		限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金、法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金及び推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために得た対価を整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	［略］	［略］
	系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条第１項に規定する系統設置交付金を整理する。

		限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	［略］	［略］
	系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条第１項に規定する系統設置交付金を整理する。

	特定系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条の２第１項に規定する特定系統設置交付金を整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第１表

［略］

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
［略］	［略］	固定負債 ［略］ 未払使用済燃料再処理等拠出金 未払廃炉拠出金 ［略］ ［略］	［略］
合計		合計	

	［新設］	［新設］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第１表

［略］

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
［略］	［略］	固定負債 ［略］ 未払使用済燃料再処理等拠出金 ［新設］ ［略］ ［略］	［略］
合計		合計	

備考　表中の［　］は注記である。

別表第一の第五表原子力発電施設解体費の区分中「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。

別表第二の第十一表(2)の記載注意中第二項を削り、第一項の項番号を削る。

別表第三の第一表原子力発電施設解体費の区分中「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改め、同表の記載注意中「第２条第３項」を「第２条第２項」に改める。

別表第三の第二表の記載注意中「第２条第３項」を「第２条第２項」に改める。

（広域的運営推進機関に関する省令の一部改正）

第六条　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第四号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。

（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第七条　広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。

第十条中「第二十八条の五十」を「第二十八条の五十二」に改める。

第十二条及び第十三条第一項中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。

第十八条第五号中「第二十八条の五十三第六項」を「第二十八条の五十五第六項」に改める。

第十九条中「第二十八条の五十五第三号」を「第二十八条の五十七第三号」に改める。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第八条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営業費の算定） **第三条**　事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。	（営業費の算定） **第三条**　事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。
2　次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。 一・二　［略］ 三　使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費　実績値及び供給計画等を基に算定した額 四～十一　［略］ （事業報酬の算定） **第四条**　［略］ 2・3　［略］ 4　次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。 一～五　［略］	2　次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。 一・二　［略］ 三　使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費　実績値及び供給計画等を基に算定した額 四～十一　［略］ （事業報酬の算定） **第四条**　［略］ 2・3　［略］ 4　次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。 一～五　［略］

六　運転資本　営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方）に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七　［略］

５・６　［略］

（原価等の整理）

第六条　事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下この款において同じ。）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一～六　［略］

２～６　［略］

第八条　事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一　役員給与、退職給与金、厚生費、水利使用料、補償費、賃借料、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、研究費、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一～六　［略］

２～６　［略］

第八条　事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一　役員給与、退職給与金、厚生費、水利使用料、補償費、賃借料、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、研究費、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共

等分担額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬にあっては、送配電非関連固定費

二　［略］

三　燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「特定放射性廃棄物法」という。）第十一条第一項及び第二項の規定による拠出金（特定放射性廃棄物法第二条第八項第二号に掲げるものに係るものを除く。）に限る。）及び非化石証書購入費にあっては、送配電非関連可変費

２・３　［略］

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条　事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　［略］

二　使用済燃料再処理等拠出金費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

三～六　［略］

２　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　［略］

二　事業者は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三～五　［略］

３～11　［略］

第二十七条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額の合

有設備費等分担額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬にあっては、送配電非関連固定費

二　［略］

三　燃料費、使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「特定放射性廃棄物法」という。）第十一条第一項及び第二項の規定による拠出金（特定放射性廃棄物法第二条第八項第二号に掲げるものに係るものを除く。）に限る。）及び非化石証書購入費にあっては、送配電非関連可変費

２・３　［略］

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条　事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　［略］

二　使用済燃料再処理等拠出金費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

三～六　［略］

２　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　［略］

二　事業者は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三～五　［略］

３～11　［略］

第二十七条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取

計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

２・３　［略］

第二十八条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第二次追加項目として算定された額を、第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに算定省令第十条第三項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

２・３　［略］

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第二十三条　沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

２・３　［略］

第二十八条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第二次追加項目として算定された額を、第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに算定省令第十条第三項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

２・３　［略］

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第二十三条　沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から第五条まで及び第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　［略］

二　使用済燃料再処理等拠出金費の変動額

三～六　［略］

２　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　［略］

二　沖縄電力は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三～五　［略］

３～11　［略］

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備　考
［略］	［略］	［略］

算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から第五条まで及び第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　［略］

二　使用済燃料再処理等拠出金発電費の変動額

三～六　［略］

２　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　［略］

二　沖縄電力は、使用済燃料再処理等拠出金発電費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三～五　［略］

３～11　［略］

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備　考
［略］	［略］	［略］

使用済燃料再処理等拠出金費	使用済燃料再処理等拠出金費	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）第５条第２項に規定する拠出金（同法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係る拠出金を除く。）を整理する。	使用済燃料再処理等拠出金発電費	使用済燃料再処理等拠出金発電費	［新設］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
廃炉拠出金費	廃炉拠出金費	再処理法第11条第２項に規定する廃炉拠出金を整理する。	原子力発電施設解体費	解体費	解体に要する費用を整理する。
	［削る］			資産除去債務計上	
	［削る］	［削る］		資産除去債務崩し（貸方）	解体費のうち資産除去債務を取り崩す額を整理する。
［略］	［略］		［略］	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

様式第１第１表使用済燃料再処理等拠出金発電費の項目中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に改め、同表原子力発電施設解体費の項目中「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。

様式第１第１表を次のように改める。

様式第２（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

営業費明細表　（単位：千円）

項　目	年　度	原価算定期間計	備考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
使用済燃料再処理等拠出金費			
廃棄物処理費			
特定放射性廃棄物処分費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
委託費			
損害保険料			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			
諸費	〈　〉 〈　〉	〈　〉 〈　〉	
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
廃炉拠出金費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額(貸方)			
他社購入電源費	（　）	（　）	
非化石証書購入費			
建設分担関連費振替額（貸方）			
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
法人税等			
合　計			

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

１　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。

２　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

３　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

（１）第３条第２項第１号関係

［役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給］

（単位：千円）

項　　目		前年度実績	年度	原価算定期間計	備　考
役員給与					
給料手当	基準賃金				
	基準外賃金				
	諸給与金				
	控除口(貸方)				
	附帯事業等振替額				
	小計				
給料手当振替額(貸方)					
退職給与金	引当金増加額				
	実払額				
	年金保険料				
	小計				
厚生費	法定厚生費				
	一般厚生費				
	小計				
委託検針費					
委託集金費					
雑給					
合　計					
平均経費人員(人)					
平均基準賃金(円／月)					

（２）第３条第２項第２号関係

［燃料費］

（単位：千円）

項　目		年度			原価算定期間計			備　考
		消費量	単　価	金　額	消費量	単　価	金　額	
		10^3kl(10^3t, 10^6Nm^3)	円／kl(円／t, 円／10^3Nm^3)	千円	10^3kl(10^3t, 10^6Nm^3)	円／kl(円／t, 円／10^3Nm^3)	千円	
火力燃料費	火力発電電力量(発電端10^6kWh)		－	－		－	－	
	火力燃料重油換算消費量(発電端10^3kl)		－	－		－	－	
	石炭費(10^3t, 円/t)							
	燃料油費(10^3kl, 円/kl)							
	ガス費(10^3t, 円/t)							
	歴青質混合物質							
	助燃費(10^3kl, 円/kl)							
	蒸気料							
	運炭費(円/t)							
	小計(重油換算)							
核燃料費	原子力発電電力量(発電端10^6kWh)		－	－		－	－	
	核燃料減損額							
	核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))							
	濃縮関連費							
	小計							
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電等電力量(発電端10^6kWh)		－	－		－	－	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量(10^3kl)		－	－		－	－	
	バイオマス燃料費							
	廃棄物燃料費							
	助燃費							
	蒸気料							
	運搬費							
	小計(重油換算)							
合　計								

（3）第３条第２項第３号関係

［使用済燃料再処理等拠出金費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
使用済燃料再処理等拠出金費						

［廃棄物処理費］　（単位：千円）

項　目		至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度			
火力廃棄物処理費							
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費						
	雑廃棄物処理費						
新エネルギー等廃棄物処理費							
合　計							

［特定放射性廃棄物処分費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
特定放射性廃棄物処分費拠出金（各年の発電対応分）						
合　計						

［消耗品費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
潤滑油脂費							
雑消耗品費							
合　計							

［補償費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
定期的補償費							
臨時的補償費							
損害賠償費							
合　計							

［賃借料］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
借地借家料							
道路占用料							
水面使用料							
漁業使用料							
設備賃借料							
電柱敷地料							
離下補償料							
機械賃借料							
雑賃借料							
合　計							

［委託費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
委託運転費							
雑委託費							
合　計							

［損害保険料］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度	平均			
水力関係								
火力関係								
原子力関係	法定保険料							
	その他保険料							
新エネルギー等関係								
その他								
合　計								

［原子力損害賠償資金補助法一般負担金］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金							

［原賠・廃炉等支援機構一般負担金］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金							

［普及開発関係費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
販売関係普及開発関係費							
一般普及開発関係費							
合　計							

［養成費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
研修施設運営費						
その他養成費						
合　計						

［研究費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
社内研究費							
委託研究費							
合　計							

［諸費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
通信運搬費							
旅費							
寄付金							
団体費							
その他諸費							
合　計							

［貸倒損］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
貸倒損引当額							
貸倒損発生額							
合　計							

［固定資産除却費］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度	平均			
水力発電設備	除却損							
	除却費用							
火力発電設備	除却損							
	除却費用							
原子力発電設備	除却損							
	除却費用							
新エネルギー等発電等設備	除却損							
	除却費用							
送電設備	除却損							
	除却費用							
変電設備	除却損							
	除却費用							
配電設備	除却損							
	除却費用							
業務設備	除却損							
	除却費用							
合計	除却損							
	除却費用							

［廃炉拠出金費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
廃炉拠出金費						

［共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）］　（単位：千円）

項　目		至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度			
共有設備費等分担額	（何）						
	小　計						
共有設備費等分担額（貸方）	（何）						
	小　計						
合　計							

（記載注意）

（何）の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

［開発費、開発費償却］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
開発費						
開発費償却						
合　計						

［電力費振替勘定(貸方)］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
建設工事用						
附帯事業用						
合　計						

［株式交付費、社債発行費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
株式交付費						
社債発行費						
合　計						

（４）第３条第２項第４号関係

［修繕費］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計		備　考
		年度	年度	年度	平均修繕費率(%)			平均修繕費率(%)	
水力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
火力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
原子力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
新エネルギー等発電等設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
送電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）		
変電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
配電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）		
業務設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）		
合　計	平均帳簿原価								
	普通修繕費								

（記載注意）

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の（　）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

（５）第３条第２項第５号関係
［水利使用料］　（単位：千円）

項　目	年度	原価算定期間計	備　考
水利使用料			

（６）第３条第２項第６号関係
［減価償却費］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備　考
水力発電設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
火力発電設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
原子力発電設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
新エネルギー等発電等設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
送電設備	普通償却費			
	特別償却費			
変電設備	普通償却費			
	特別償却費			
配電設備	普通償却費			
	特別償却費			
業務設備	普通償却費			
	特別償却費			
合　計	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			

（７）第３条第２項第７号関係
［固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税］　（単位：千円）

項　目	年度	原価算定期間計	備　考
固定資産税			
雑税			
電源開発促進税			
事業税			
合計			

（８）第３条第２項第８号関係
［他社購入電源費、非化石証書購入費］　（単位：千円）

項　目			年度	原価算定期間計	備　考
他社購入電力料	他社購入電源費	料金計	（　）	（　）	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量（10^6kWh）				
	非化石証書購入費	料金計			
	非化石証書購入費に係る電力量（10^6kWh）				

（記載注意）
他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

（９）第３条第２項第９号関係
［建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度	平均振替率（%）			
建設分担関連費振替額（貸方）	総工事資金							
	振替額							
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	附帯事業営業費用							
	振替額							

（10）第３条第２項第10号関係
［株式交付費償却、社債発行費償却］　（単位：千円）

項　目	対象交付（発行）費用	年度	原価算定期間計	備　考
株式交付費償却				
社債発行費償却				
合計				

（11）第３条第２項第11号関係
［法人税等］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備　考
法人税等	法人税			
	法人税割			
合　計				

様式第三、様式第五及び様式第五の二中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に、「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。

様式第九使用済燃料再処理等拠出金発電費の項目中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に改め、原子力発電施設解体費の項目を削る。

（使用済燃料再処理機構に関する省令の一部改正）

第九条　使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
使用済燃料再処理・廃炉推進機構に関する省令	使用済燃料再処理機構に関する省令
（用語）	（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。
（設立の認可の申請）	（設立の認可の申請）
第二条　法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。	**第二条**　法第十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
（事業計画書の記載事項）	（事業計画書の記載事項）
第三条　法第二十四条第三項の経済産業省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第三条**　法第十六条第三項の経済産業省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　法第四十九条第一号から第八号までに規定する業務の開始の時期	一　法第四十一条第一号から第三号までに規定する業務の開始の時期
二　法第四十九条第一号から第八号までに規定する業務に関する計画の概要	二　法第四十一条第一号から第三号までに規定する業務に関する計画の概要
三　［略］	三　［略］
四　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の組織	四　使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の組織
五　［略］	五　［略］
（委員の任命の認可の申請）	（委員の任命の認可の申請）
第四条　機構の理事長は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第四条**　機構の理事長は、法第二十三条の規定による認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［略］
（委員の解任の認可の申請）	（委員の解任の認可の申請）
第五条　機構の理事長は、法第三十三条の規定による認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第五条**　機構の理事長は、法第二十五条の規定による認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
（役員の任命の認可の申請）	（役員の任命の認可の申請）
第六条　機構の理事長は、法第三十九条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第六条**　機構の理事長は、法第三十一条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
（役員の解任の認可の申請）	（役員の解任の認可の申請）
第七条　機構の理事長は、法第四十二条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第五による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第七条**　機構の理事長は、法第三十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第五による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
（役員の兼職の承認の申請）	（役員の兼職の承認の申請）
第八条　機構の役員は、法第四十三条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	**第八条**　機構の役員は、法第三十五条ただし書きの規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（業務の委託の認可の申請）	（業務の委託の認可の申請）
第九条　機構は、法第五十条に規定する認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に、委託業務に関する契約の内容及び相手方が営む事業の概要を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。	**第九条**　機構は、法第四十二条の規定する認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に、委託業務に関する契約の内容及び相手方が営む事業の概要を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
（業務方法書及びその変更の認可の申請）	（業務方法書及びその変更の認可の申請）
第十条　機構は、法第五十三条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に業務方法書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十条**　機構は、法第四十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に業務方法書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

2　機構は、法第五十三条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （業務方法書の記載事項） **第十一条**　法第五十三条第二項の経済産業省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法第四十九条第一号に規定する再処理等の実施に関する事項 二　法第四十九条第二号に規定する再処理等拠出金の収納に関する事項 三　法第四十九条第三号に規定する実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告に関する事項 四　法第四十九条第四号に規定する廃炉に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項 五　法第四十九条第五号に規定する廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供するために関する事項 六　法第四十九条第六号に規定する廃炉拠出金の収納に関する事項 七　法第四十九条第七号に規定する廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払に関する事項 八　［略］ （身分を示す証明書） **第十二条**　法第六十六条第二項の証明書は、様式第十によるものとする。 （定款の変更の認可申請） **第十三条**　機構は、法第六十七条に規定する認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 備考　表中の［　］は注記である。	2　機構は、法第四十四条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （業務方法書の記載事項） **第十一条**　法第四十四条第二項の経済産業省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法第四十一条第一号に規定する再処理等の実施に関する事項 二　法第四十一条第二号に規定する拠出金の収納に関する事項 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 三　［略］ （身分を示す証明書） **第十二条**　法第五十五条第二項の証明書は、様式第十によるものとする。 （定款の変更の認可申請） **第十三条**　機構は、法第五十六条の規定する認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第一中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第16条第１項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第24条第１項」に改める。

様式第二中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第23条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第31条」に改める。

様式第三中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第25条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第33条」に改める。

様式第四中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第31条第２項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第39条第２項」に、「理事と」を「副理事長（理事）と」に改める。

様式第五中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第34条第２項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第42条第２項」に、「理事の」を「副理事長（理事）の」に改める。

様式第六中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第35条ただし書き」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第43条ただし書」に改める。

様式第七中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第42条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第50条」に改める。

様式第八中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第44条第１項前段」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第53条第１項前段」に改める。

様式第九中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第53条第１項後段」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第53条第１項後段」に改める。

様式第十中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第55条」を「第66条」に、「第64条」を「第76条」に改める。

様式第十一中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第56条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第67条」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正法附則第七条第一項前段の規定による支払方法の細目） **第三条**　［略］ ２　［略］	**附　則** （改正法附則第七条第一項前段の規定による支払方法の細目） **第三条**　［略］ ２　［略］

3　特定実用発電用原子炉設置者は、整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第七条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払いたい場合は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、附則様式第一による支払計画表を、経済産業大臣に提出しなければならない。

4～6　［略］

（改正法附則第九条第一項前段の規定による支払方法の細目）

第四条　［略］

2　［略］

3　特定実用発電用原子炉設置者は、整備政令第十三条第一項において準用する整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第九条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払いたい場合は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、附則様式第二による支払計画表を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　［略］

5　前項の承認を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、第三項の支払計画表（第七項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に記載したところにより、各回ごとの支払うべき金銭を、その回ごとの支払期限までに支払わなければならない。

6・7　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第七中「様式第７」を「附則様式第１」に改め、同様式を附則様式第一とする。

様式第八中「様式第８」を「附則様式第２」に改め、同様式を附則様式第二とする。

（使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令	使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令
（経理原則）	（経理原則）
第一条　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。	**第一条**　使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。
（勘定区分）	（勘定区分）
第二条　［略］	**第二条**　［略］
2　機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。	2　機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。
一　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「法」という。）第四十九条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（次号に掲げるものを除く。）	一　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に掲げる再処理等（同項第一号に掲げる再処理関連加工を除く。）に係る経理
二　法第四十九条第一号及び第二号に掲げる業務のうち法第二条第四項第一号に掲げる再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯する業務に係る経理	二　法第二条第四項第一号に掲げる再処理関連加工に係る経理
三　法第四十九条第三号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理	［新設］
四　その他の経理	三　その他の経理
3　［略］	3　［略］
（事業計画）	（事業計画）
第十条　法第五十八条の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。	**第十条**　法第四十八条の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。
一　法第四十九条第一号に規定する再処理等に関する事項	一　法第四十一条第一項第一号に規定する使用済燃料の再処理等に関する事項

二　法第四十九条第二号に規定する再処理等拠出金の収納に関する事項
三　法第四十九条第三号に規定する実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告に関する事項
四　法第四十九条第四号に規定する廃炉に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項
五　法第四十九条第五号に規定する廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供することに関する事項
六　法第四十九条第六号に規定する廃炉拠出金の収納に関する事項
七　法第四十九条第七号に規定する廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払に関する事項
八　その他必要な事項
（資金計画）
第十一条　法第五十八条の資金計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。
一～三　［略］
（予算、事業計画及び資金計画の認可の申請）
第十二条　機構は、法第五十八条前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（機構の成立の日の属する事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
2　機構は、法第五十八条後段の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

二　法第四十一条第一項第二号に規定する拠出金の収納に関する事項　［新設］
三　その他必要な事項
（資金計画）
第十一条　法第四十八条の資金計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。
一～三　［略］
（予算、事業計画及び資金計画の認可の申請）
第十二条　機構は、法第四十八条前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（機構の成立の日の属する事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
2　機構は、法第四十八条後段の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書）
第十四条　法第五十九条第二項の事業報告書には、第十条の事業計画及び第十一条の資金計画の実施の結果を記載しなければならない。
（決算報告書）
第十五条　法第五十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。
2　［略］
（借入金の認可）
第十八条　機構は、法第六十二条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一～七　［略］
（余裕金の運用方法）
第十九条　法第六十三条第三号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

（事業報告書）
第十四条　法第四十九条第二項の事業報告書には、第十条の事業計画及び第十一条の資金計画の実施の結果を記載しなければならない。
（決算報告書）
第十五条　法第四十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。
2　［略］
（借入金の認可）
第十八条　機構は、法第五十一条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一～七　［略］
（余裕金の運用方法）
第十九条　法第五十二条第三号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

備考　表中の［　］は注記である。

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）
第十二条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（制御不能費用の算定） **第六条**　一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規	（制御不能費用の算定） **第六条**　一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規

制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助拠出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であって、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用（将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。以下この条において同じ。）及び再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業者託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用を除く。）として制御不能費用を算定しなければならない。

２・３　［略］

別表第１（第３条から第９条、第11条関係）

第１表

収入上限を構成する項目分類表

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
制御不能費用	［略］	［略］	［略］	［略］
	調整力の確保に要する費用	法第28条の40第１項第５号に規定する推進機	将来の一定期間における電気の需要に応ずる	

制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助拠出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であって、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用（将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。以下この条において同じ。）及び再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業者託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用を除く。）として制御不能費用を算定しなければならない。

２・３　［略］

別表第１（第３条から第９条、第11条関係）

第１表

収入上限を構成する項目分類表

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
制御不能費用	［略］	［略］	［略］	［略］
	調整力の確保に要する費用	法第28条の40第１項第５号に規定する推進機	将来の一定期間における需要に応ずる	

関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用					
	[略]				
		[略]			
			[略]		
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]

ために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。					
	[略]				
		[略]			
			[略]		
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]

関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用					
	[略]				
		[略]			
			[略]		
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]

が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。					
	[略]				
		[略]			
			[略]		
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の廃止）

第二条　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）は、廃止する。

（電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下この条から附則第五条までにおいて「新施行規則」という。）第三条の十二の規定は、施行日以後に行われる電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。）第二条の十三第一項の規定による説明及び同条第二項の規定による書面の交付について適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

第四条　新施行規則第四十五条の十五の規定は、施行日以後に行われる法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明及び法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の規定による書面の交付について適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する廃炉円滑化負担金の額は、新施行規則第四十五条の二十一の十二第一項の承認を受けた同項に規定する廃炉円滑化負担金の額とみなす。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

第七条　この省令の施行の際現にその実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）に係る廃炉（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「新再処理法」という。）第二条第五項に規定する廃炉をいう。）の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下「対象発電事業者」という。）は、改正法附則第十条第一項の規定により支払う金銭の総額を未払廃炉拠出金として計上し、その額を費用として計上しなければならない。ただし、この省令の施行に伴って資産除去債務の取崩しを行う対象事業者にあっては、取り崩した額を当該費用から控除することができる。

2　対象発電事業者は、改正法附則第十条第一項の規定により金銭を支払ったときは、前項に規定する未払廃炉拠出金について、その支払った金銭に相当する金額を取り崩さなければならない。

第八条　この省令の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下この条及び次条において「旧解体引当金省令」という。）第五条第三項ただし書の承認を受けている対象発電事業者であって、第一条による改正前の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十二第一項の規定による承認を受けている者は、旧解体引当金省令第五条第三項に規定する要引当額に相当する額から前事業年度までに積み立てられた額を控除して得た金額として資産除去債務相当資産に計上している額を原子力廃止関連仮勘定のうち前条の規定により計上したものとする。

第九条　対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定については、電気事業会計規則第二十八条の八の規定にかかわらず、この省令の施行の日の属する月から旧解体引当金省令第一条第五号の積立期間（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省令第十七号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する旧解体引当金省令第五条第六項に規定する通知があった場合には、直近の当該通知に係る期間）で均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

（改正法附則第十条第一項本文の規定による支払）

第十条　経済産業大臣は、改正法附則第十条第一項本文に規定する額及び同項本文に規定する日を定めたときは、速やかに、その旨を同項本文に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下この条及び次条において単に「実用発電用原子炉設置者等」という。）に附則様式第一により通知するものとする。

2　改正法附則第十条第一項本文に規定する額は、同項本文に規定する引当金の額を踏まえ、廃炉推進業務（新再処理法第十一条第一項に規定する廃炉推進業務をいう。次条第二項において同じ。）に必要な資金に充てるべき金額を勘案して定めるものとする。

3　第一項の通知を受けた実用発電用原子炉設置者等は、同項の通知（次条第二項による承認を受けたときは、同条第三項に規定する通知。以下この項において同じ。）に係る額の金銭を、当該通知に従い分割して、機構（新再処理法第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（同法第十三条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。）をいう。次条において同じ。）に支払わなければならない。

（改正法附則第十条第一項ただし書の承認の申請）

第十一条　改正法附則第十条第一項ただし書の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、附則様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請を受理した場合において、機構による廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められるときは、これを承認するものとする。

3　経済産業大臣は、前項の承認をしたときは、速やかに、附則様式第三の通知書により、その旨を当該申請をした実用発電用原子炉設置者等及び機構に通知しなければならない。

附則様式第１（附則第10条関係）

附則第10条第１項に基づく金銭の支払通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）附則第10条第１項の規定に基づき、経済産業大臣が決定した支払金銭総額及び各支払期限まで支払うこととする額を下記のとおり通知します。

記

１　支払金銭総額

円（税抜）

２　指定期日

各支払期限	各支払期限までに支払うこととする額（円）
令和７年３月３１日	
令和８年３月３１日	
令和９年３月３１日	
令和１０年３月３１日	
令和１１年３月３１日	
令和１２年３月３１日	
令和１３年３月３１日	
令和１４年３月３１日	
令和１５年３月３１日	
令和１６年３月３１日	
令和１７年３月３１日	
令和１８年３月３１日	
令和１９年３月３１日	
令和２０年３月３１日	
令和２１年３月３１日	
令和２２年３月３１日	
令和２３年３月３１日	
令和２４年３月３１日	
令和２５年３月３１日	
令和２６年３月３１日	
令和２７年３月３１日	
令和２８年３月３１日	
令和２９年３月３１日	
令和３０年３月３１日	
令和３１年３月３１日	
令和３２年３月３１日	
令和３３年３月３１日	
令和３４年３月３１日	
令和３５年３月３１日	
令和３６年３月３１日	

実用発電用原子炉設置者等は、各支払金銭の額に支払時の消費税率を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附則様式第２（附則第11条関係）

附則第10条第1項ただし書に基づく分割の申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理　事　長
住　　所

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）附則第10条第１項ただし書の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

１．附則様式第１の通知に定める支払金銭総額

円（税抜）

２．承認を受けようとする指定期日

各支払期限	各支払期限までに支払うこととする額（円）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附則様式第３（附則第11条関係）

附則第10条第1項ただし書に基づく申請に対する承認通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）附則第10条第１項ただし書の規定に基づく申請につき、下記の通り承認いたしましたので、通知します。

記

１．附則様式第１の通知に定める支払金銭総額

円（税抜）

２．新たな指定期日

各支払期限	各支払期限までに支払うこととする額（円）

実用発電用原子炉設置者等は、各支払金銭の額に支払時の消費税率を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第二十二号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号）の施行に伴い、及びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第一（第四条関係）

エネルギー源の環境適合利用目標達成計画

経済産業大臣　殿

年　　月　　日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第７条第１項の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定エネルギー供給事業者の名称及び前事業年度におけるその供給する電気の供給量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度(注)におけるその供給する電気の供給量	キロワット時

（注）前事業年度の期間は、前年の４月１日から本年３月末日までとすること。

Ⅱ　エネルギー源の環境適合利用の状況

非化石電源比率の実績値(注１)	中間評価の基準となる目標値(注２)
%	%

（注１）前事業年度における非化石電源比率の実績値を記載すること。なお、非化石電源比率の実績値の計算に当たっては、取得した非化石証書の総量のみを用いて算出すること。

（注２）別途、国から通知された前事業年度の中間目標値を記載すること。

Ⅲ　エネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画

実績値(注１)	目標(注２)	計画
%	%	

（注１）前事業年度における非化石電源比率の実績値を記載すること。なお、非化石電源比率の実績値の計算に当たっては、非化石電源に係る電気に相当するものの量を用いて算出すること。

（注２）令和12年度における非化石電源比率を記載すること。（原則として44%以上とする。）
ただし、右目標の達成が合理的に不可能と認められる場合には、平成29年度の供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率とする。

Ⅳ　その他エネルギー源の環境適合利用に関する事項

（注）参考値として、昨年度の調整後排出係数（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第20条の２第１項に規定する調整後排出係数をいう。）を記載すること。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　Ⅱ及びⅢの欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

４　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の五十六第一項第一号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第二章　［略］	第一章～第二章　［略］
第三章　信用購入あつせん	第三章　信用購入あつせん
第一節～第二節　［略］	第一節～第二節　［略］
第三節　指定信用情報機関	第三節　指定信用情報機関
第一款　通則（第百三条の二―第百八条）	第一款　通則（第百四条―第百八条）
第二款～第四款　［略］	第二款～第四款　［略］
第四章～第八章　［略］	第四章～第八章　［略］
附則	附則
（基礎特定信用情報に含まれる事項）	（基礎特定信用情報に含まれる事項）
第百十八条　［略］	**第百十八条**　［略］
一～四　［略］	一～四　［略］
［削る］	五　介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第一号ロ、ハ、ニ、ト、チ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。）を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が当該介護保険の被保険者証の提示若しくは当該介護保険の被保険者証に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）
五　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）	六　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により本人確認を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あっせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

2・3　［略］	2・3　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一の二（第四条第二項関係）

改正後		改正前	
特定計量器	一件についての金額	特定計量器	一件についての金額
一～六　［略］	［略］	一～六　［略］	［略］
七　最大需要電力量計	六十万二千円	七　最大需要電力量計	十五万五百円
八　電力量計 イ　定格電流が五アンペアのもの	六十万二千円	八　電力量計 イ　定格電流が五アンペアのもの	十五万五百円
ロ　イに掲げるもの以外のもの	四十四万九千円	ロ　イに掲げるもの以外のもの	十一万二千二百円
九　無効電力量計	六十万二千円	九　無効電力量計	十五万五百円
十～十四　［略］	［略］	十～十四　［略］	［略］

別表第一の三（第四条第二項関係）

改正後			改正前		
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一・二　［略］	［略］	［略］	一・二　［略］	［略］	［略］
三　体積計 イ～ハ　［略］ ニ　ガスメーター (1)　表示機構が電気式のもの	［略］	［略］	三　体積計 イ～ハ　［略］ ニ　ガスメーター (1)　表示機構が電気式のもの	［略］	［略］
	1　耐久性能に係る試験	十六万六千百円		1　耐久性能に係る試験	十六万四千三百円
	2　耐振動性に係る試験	十七万二千七百円		［新設］	
	3　［略］	［略］		2　［略］	［略］
	4　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	五万四千四百円		［新設］	［新設］
	5　［略］	［略］		3　［略］	［略］

6	3から5までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	十一万五千円
7	1から6までに掲げる試験以外の試験	二十六万千五百円

中欄1、中欄2及び中欄6に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式にあっては、三十万四千六百円とする。

中欄1、中欄2及び中欄7に掲げるいずれもの試験を行う必要がない型式にあっては、二十九万六千三百円とする。

(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十二万四千二百円
		2　1に掲げる試験以外の試験	十八万六千九百円
四	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

4	2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験		九万七千四百円
5	1から4までに掲げる試験以外の試験		二十五万五千三百円

中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十六万五千七百円とする。

(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十二万二千四百円
		2　1に掲げる試験以外の試験	二十万七千円
四	［略］	［略］	［略］

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（環境管理推進室）	（環境管理推進室及び国際資源循環管理官）
第二十六条　資源循環経済課に、環境管理推進室を置く。	**第二十六条**　資源循環経済課に、環境管理推進室及び国際資源循環管理官一人を置く。
2・3　［略］	2・3　［略］
［削る］	4　国際資源循環管理官は、命を受けて、資源循環経済課の所掌事務に係る国際関係事務に関することのうち特定事項を処理する。
（国際サイバーセキュリティ企画官及びサイバーセキュリティ制度企画官）	（国際サイバーセキュリティ企画官）
第三十二条の二　サイバーセキュリティ課に、国際サイバーセキュリティ企画官一人及びサイバーセキュリティ制度企画官一人を置く。	**第三十二条の二**　サイバーセキュリティ課に、国際サイバーセキュリティ企画官一人を置く。
2　［略］	2　［略］
3　サイバーセキュリティ制度企画官は、命を受けて、サイバーセキュリティ課の所掌事務のうちサイバーセキュリティに関する制度に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。	［新設］

（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　［略］

2　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　［略］

2～4　［略］

5　中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（航空機、銃砲に関することに限る。）まで、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号並びに第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

6　［略］

7　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

2～3　［略］

4　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5～6　［略］

7　近畿経済産業局の産業部は、第一項各号に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

8　四国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第十一号から第二十六号までに掲げる事務のほか、第二百三十四条第五号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

第二百三十三条　削除

（国際部の所掌事務）

第二百三十四条　［略］

一～四　［略］

五　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　［略］

2　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　［略］

2～4　［略］

5　中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（航空機、銃砲に関することに限る。）まで、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号並びに第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

6　［略］

7　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

2～3　［略］

4　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

5～6　［略］

7　近畿経済産業局の産業部は、第一項各号に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務並びに第二百三十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

8　四国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第十一号から第二十六号までに掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（通商部の所掌事務）

第二百三十三条　通商部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

二　通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

三　通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、通商に関すること（通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関することを除く。）。

2　通商部は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

（国際部の所掌事務）

第二百三十四条　［略］

一～四　［略］

［新設］

六　通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
七　通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。
八　前三号に掲げるもののほか、通商に関すること（通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関することを除く。）。
［削る］
（国際化調整企画官）
第二百四十一条　近畿経済産業局及び九州経済産業局の国際部に、国際化調整企画官それぞれ一人を置く。
２　［略］
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の六　産業保安監督部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
三　二酸化炭素の貯蔵等に係る保安に関すること。
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の十五　支部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
三　二酸化炭素の貯蔵等に係る保安に関すること。
（原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室並びに原子力戦略企画官）
第二百五十九条　原子力政策課に、原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室並びに原子力戦略企画官一人を置く。
２　原子力国際協力推進室は、エネルギーとしての利用に関する原子力の国際協力に関する事務をつかさどる。
３　原子力国際協力推進室に、室長を置く。
４　原子力発電所事故収束対応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エネルギーに関する原子力政策のうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の収束に関すること。
二　エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関する事務のうち原子力発電所の事故の収束に関すること。
５　原子力発電所事故収束対応室に、室長を置く。
６　原子力戦略企画官は、命を受けて、原子力政策課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）
第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	四、六三二人		本省	四、五五九人	

（本省及び各外局別の定員）
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

２　国際部は、前項各号に掲げる事務のほか、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。
（国際化調整企画官）
第二百四十一条　近畿経済産業局通商部及び九州経済産業局国際部に、国際化調整企画官それぞれ一人を置く。
２　［略］
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の六　産業保安監督部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
［新設］
（鉱山保安課の所掌事務）
第二百五十四条の十五　支部に置かれる鉱山保安課は、次の掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］
［新設］
（原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室）
第二百五十九条　原子力政策課に、原子力国際協力推進室及び原子力発電所事故収束対応室を置く。
２　原子力国際協力推進室は、エネルギーとしての利用に関する原子力の国際協力に関する事務をつかさどる。
３　原子力国際協力推進室に、室長を置く。
４　原子力発電所事故収束対応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エネルギーに関する原子力政策のうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の収束に関すること。
二　エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関する事務のうち原子力発電所の事故の収束に関すること。
５　原子力発電所事故収束対応室に、室長を置く。
［新設］

（本省及び各外局別の定員）
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、五五九人	

資源エネルギー庁			四五三人
特許庁			二、八〇〇人
中小企業庁			一九五人
合計			八、〇八〇人

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
第二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十三　［略］	一～十三　［略］
十四　次に掲げる事項に関する業務及び経理の監査に関すること。	［新設］
イ　電気の変電、送電及び配電	
ロ　最終保障供給約款	
ハ　離島等供給約款	
十五　次に掲げる事項に関する事業の監査に関すること。	
イ　ガスの受託製造	
ロ　ガスの導管による輸送及び圧力調整	
ハ　最終保障供給約款	
十六　［略］	十四　［略］
（取引監視課の所掌事務）	（取引監視課の所掌事務）
第三条　取引監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。	**第三条**　取引監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。
一　電気の小売及び卸売に関すること（総務課及びネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「電力取引監視事務」という。）。	一　電気の小売及び卸売に関すること（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「電力取引監視事務」という。）。
二　ガスの小売及び卸売に関すること（総務課及びネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「ガス取引監視事務」という。）。	二　ガスの小売及び卸売に関すること（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「ガス取引監視事務」という。）。
三　［略］	三　［略］
（ネットワーク事業監視課の所掌事務）	（ネットワーク事業監視課の所掌事務）
第四条　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。	**第四条**　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。
一　次に掲げる事項に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。	一　次に掲げる事項に関すること（以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。
イ～ホ　［略］	イ～ホ　［略］
二　次に掲げる事項に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。以下「ガスネットワーク事業監視事務」という。）。	二　次に掲げる事項に関すること（以下「ガスネットワーク事業監視事務」という。）。
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］

資源エネルギー庁			四四八人
特許庁			二、七九六人
中小企業庁			一九八人
合計			八、〇〇一人

（総合監査室）

第五条　総務課に、総合監査室を置く。

２　総合監査室は、第二条第十四号及び第十五号に掲げる事務をつかさどる。

３　総合監査室に室長を置く。

（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）

第六条　［略］

２　小売取引検査管理官は、命を受けて、電力取引監視事務（電気の小売に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）、ガス取引監視事務（ガスの小売に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）及び熱供給取引監視事務（熱供給に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）に従事し、並びに上席小売取引検査官及び小売取引検査官の行う事務を整理する。

３～４　［略］

５　卸取引検査管理官は、命を受けて、電力取引監視事務（電気の卸売に係る報告徴収及び立入検査（情報の分析を除く。）に関するものに限る。次項及び第七項において同じ。）及びガス取引監視事務（ガスの卸売に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第七項において同じ。）に従事し、並びに上席卸取引検査官及び卸取引検査官の行う事務を整理する。

６～７　［略］

（統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官）

第七条　［略］

２　統括ネットワーク事業管理官は、命を受けて、電力ネットワーク事業監視事務（業務及び経理の報告徴収及び立入検査に関するもの、託送供給に係る供給条件に関するもの並びに第四条第一号ロ、ハ及びホに掲げるものに限る。）及びガスネットワーク事業監視事務（事業の報告徴収及び立入検査に関するもの、託送供給に係る供給条件に関するもの並びに第四条第二号ロに掲げるものに限る。）に従事し、並びに上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官の行う事務を整理する。

３　上席ネットワーク事業検査官は、命を受けて、電力ネットワーク事業監視事務（業務及び経理の報告徴収及び立入検査に関するものに限り、上席料金専門官及び料金専門官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）及びガスネットワーク事業監視事務（事業の報告徴収及び立入検査に関するものに限り、上席料金専門官及び料金専門官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）に従事し、並びにネットワーク事業検査官の行う事務を整理する。

４～６　［略］

附　則

［削る］

［新設］

（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）

第五条　［略］

２　小売取引検査管理官は、命を受けて、電力取引監視事務（電気の小売に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）、ガス取引監視事務（ガスの小売に係る事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）及び熱供給取引監視事務（熱供給に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）に従事し、並びに上席小売取引検査官及び小売取引検査官の行う事務を整理する。

３～４　［略］

５　卸取引検査管理官は、命を受けて、電力取引監視事務（電気の卸売に係る報告徴収及び立入検査（情報の分析を除く。）に関するものに限る。次項及び第七項において同じ。）及びガス取引監視事務（ガスの卸売に係る事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第七項において同じ。）に従事し、並びに上席卸取引検査官及び卸取引検査官の行う事務を整理する。

６～７　［略］

（統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官）

第六条　［略］

２　統括ネットワーク事業管理官は、命を受けて、電力ネットワーク事業監視事務（業務及び経理の監査、報告徴収及び立入検査に関するもの、託送供給に係る供給条件に関するもの並びに第四条第一号ロ、ハ及びホに掲げるものに限る。）及びガスネットワーク事業監視事務（事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するもの、託送供給に係る供給条件に関するもの並びに第四条第二号ロに掲げるものに限る。）に従事し、並びに上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官の行う事務を整理する。

３　上席ネットワーク事業検査官は、命を受けて、電力ネットワーク事業監視事務（業務及び経理の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限り、上席料金専門官及び料金専門官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）及びガスネットワーク事業監視事務（事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限り、上席料金専門官及び料金専門官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）に従事し、並びにネットワーク事業検査官の行う事務を整理する。

４～６　［略］

附　則

（取引監視課の所掌事務の特例）

第二条　取引監視課は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、委員会の所掌事務に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十一条第一項に規定する監査（附則第四条において「みなし小売電気事業者に対する監査」という。）及び電気事

業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十五条の二に規定する監査（附則第四条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査」という。）に関する事務をつかさどる。 （ネットワーク事業監視課の所掌事務の特例） **第三条**　ネットワーク事業監視課は、第四条各号に掲げる事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、委員会の所掌事務に係る平成二十七年改正法第五条の規定による改正後のガス事業法第五十一条第一項に規定する約款（附則第五条において「最終保障供給約款」という。）に関する事務をつかさどる。 （小売取引検査管理官、上席小売取引検査官及び小売取引検査官の所掌事務の特例） **第四条**　小売取引検査管理官は、第五条第二項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査に関する事務に従事する。 2　上席小売取引検査官は、第五条第三項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査に関する事務に従事する。 3　小売取引検査官は、第五条第四項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査に関する事務に従事する。 （統括ネットワーク事業管理官、上席料金専門官及び料金専門官の所掌事務の特例） **第五条**　統括ネットワーク事業管理官は、第六条第二項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。 2　上席料金専門官は、第六条第五項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。 3　料金専門官は、第六条第六項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。 ［新設］	［削る］ ［削る］ ［削る］
（総合監査室の所掌事務の特例） **第二条**　総合監査室は、第五条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、委員会の所掌事務に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十一条第一項に規定する監査及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十五条の二に規定する監査という。）に関する事務をつかさどる。	［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
合計	令和六年九月三十日までの間	八、一〇〇人

○経済産業省令第二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第七条第一項の規定に基づき、大規模小売店舗立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　**齋藤　健**

大規模小売店舗立地法施行規則の一部を改正する省令

大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（説明会） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。	（説明会） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

○経済産業省・環境省令第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　**齋藤　健**

環境大臣　伊藤**信**太郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第二条関係）			**別表**（第二条関係）		
特定分別基準適合物	業種	率	特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］	規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の五	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の一五

［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］

［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二〇
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］

規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の〇	
［略］	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第五号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（令和二年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる特定物質等の区分に応じて同表の下欄に掲げるいずれかの技術により破壊されたこと又は破壊されることが確実であることとする。		
特定物質等	技術	
一　［略］	（一）～（八）　［略］ ［削る］ （九）　水素及び二酸化炭素との化学反応 （一〇）　ガス相触媒脱ハロゲン化 （一一）　過熱蒸気反応	
二　［略］	（一）　セメントキルン焼却 （二）　廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）による焼却 （三）　ロータリーキルン焼却	
三　［略］	［略］	

改正前		
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる特定物質等の区分に応じて同表の下欄に掲げるいずれかの技術により破壊されたこと又は破壊されることが確実であることとする。		
特定物質等	技術	
一　［略］	（一）～（八）　［略］ （九）　ポータブルプラズマアーク （一〇）　水素及び二酸化炭素との化学反応 （一一）　ガス相触媒脱ハロゲン化 （一二）　過熱蒸気反応	
二　［略］	［新設］ （一）　廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）による焼却 （二）　ロータリーキルン焼却	
三　［略］	［略］	

規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五	
［略］	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法律を実施するため、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

第一条　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令	国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令
第一条　次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。 一　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十一条ノ二 二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第十三条 三　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十二条第一項、第二十五条の四十第一項及び第二十五条の六十一第一項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項並びに船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する場合を含む。） 四　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二十五第一項 五　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の二十一第一項、第二十七条の十二第一項、第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項 六　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二十六条第一項（同法第三十二条において準用する場合を含む。）及び第六十九条第一項 七　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十五条第一項（同法第四十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条の四十一第一項、第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項及び第三十九条の九第一項 八　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十八第一項及び第五十七条の三第一項 九　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項 十　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十九条第一項 十一　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第四十四条第三項及び第四項 十二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条の二第一項（同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第七十七条の十三第一項（同法第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十一第一項、第七十七条の三十五の十七第一項及び第七十七条の四十九第一項（同法第七十七条の五十四第二項、第七十七条の五十六第二項及び第七十七条の五十七第二項において準用する場合を含む。） 十三　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二第一項、第十条の十三第一項（同法第十五の五第一項において準用する場合を含む。）及び第十条の三十六条の三

四第一項（同法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）

十四　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十三第一項、第五十五条の二の二第一項（同法第四十三条の七において準用する場合を含む。）、第五十六条の二の十四第一項並びに第五十六条の五第一項及び第二項

十五　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十三第一項（同法第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四並びに船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第六条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十一第一項、第二十九条の二第一項及び第二十九条の三第一項

十六　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三十三条第二項

十七　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四条第四項から第六項まで

十八　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十四条の三第一項、第六十三条の四第一項、第七十五条の六第一項、第七十六条の四十第一項及び第百条第二項

十九　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十九条第一項

二十　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第三項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに土地収用法第三十五条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）

十八　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四十一条第一項

十九　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項

二十　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項、第二十四条第一項及び第二十七条第四項

二十一　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第四項

二十二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十一条第二項

二十三　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第五十三条第二項及び第三項

二十四　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十七条第一項、第二十一条第一項、第四十三条第一項及び附則第三条第十項

二十五　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第四十五条第二項

二十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項

二十一　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十条第一項及び第六十一条第一項

二十二　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）

二十三　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の十三第一項、第十七条の十七第一項、第五十条の十二第一項、第六十三条の二第一項（同法第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項

二十四　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の五十五第一項、第六十六条第一項、第七十二条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第七十七条第三項

二十五　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二十四条第一項

二十六　離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第十七条第一項

二十七　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十四条第二項（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十二条第一項及び附則第十七条第一項において適用する場合を含む。）

二十八　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の二十六第一項（同法第二十九条において準用する場合を含む。）及び第七十条第三項

二十九　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の二第一項（同法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第八十条第四項、第八十二条の二第一項及び第八十五条第一項

三十　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第一項（国土交通大臣に係るものに限る。）

三十一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三十九条第二項（同法附則第五条第一項、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十二年法律第五十四号）第三十二条第二項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第八条第二項及び附則第七条第二項において準用する場合を含み、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第一項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第十三条及び附則第十八条において読み替えて適用する場合を含む。）

三十二　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二十七条第一項

三十三　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十三条第一項

三十四　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第六十七条第一項

三十五　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十八条第一項及び第七十一条第三項（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）

三十六　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）

三十七　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二十二条第二項

三十八　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第八十五条の二第二項において読み替えて適用する同法第八十二条第二項

三十九　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十四条の二十第一項及び第四十五条第一項

四十　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十二条の三第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項及び第八十九条第一項

四十一　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第十九条第一項

四十二　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第十六条第二項

四十三　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十一条第一項

四十四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十八第一項、第四十二条の二十五第一項並びに第四十八条第六項、第七項、第九項及び第十項（同条第九項及び第十項については、海上保安庁長官に係るものを除く。）

四十五　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第五十一条第一項

四十六　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第十八条第三項並びに第二十二条第二項及び第四項

四十七　船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十九条第一項

四十八　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十六条において読み替えて適用する同法第十三条第二項

四十九　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）第六条第一項

五十　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第三条第三項

五十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十六条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十項（同条第三項、第九項及び第十項については、国土交通大臣に係るものに限る。）

五十二　船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十二条第一項

五十三　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第四条の三第一項及び第十三条第一項

五十四　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項

五十五　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十五条第一項

五十六　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第五十六条第一項及び第二項（軌道法第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに鉄道事業法第五十六条第三項

五十七　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第二項

五十八　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十条第四項（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項

五十九　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四十一条第一項

六十　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十条第一項

六十一　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二十二条第一項（同法第三十八条、第五十八条第三項、第九十四条及び第百二条において準用する場合を含む。）、第四十一条の十七第一項（同法第六十一条の二において準用する場合を含む。）及び第八十六条第一項

六十二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十一条第二項

六十三　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二十八条第一項（同法附則第四条第三項において準用する場合を含む。）

六十四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十四条第一項

六十五　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）第十条第一項

六十六　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第十六条第一項

六十七　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十三条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第二項

六十八　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第十六条第一項

六十九　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二十五条第一項

七十　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第五十三条第一項

七十一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十八条第一項

七十二　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条第二項

七十三　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十二条第一項

七十四　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十八条第一項及び第二項

七十五　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第七条第五項及び附則第六条第五項
七十六　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二十二条第一項
七十七　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第三十九条第一項
七十八　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十条第四項、第三十三条第四項、第三十三条の三第四項及び第五十八条第一項（同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）
七十九　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第四十五条第一項及び第六十六条第一項
八十　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条並びに第七条第一項及び第三項（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）
八十一　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十九条第二項
八十二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十五条第一項
八十三　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二十六条第一項及び第三十六条第一項
八十四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十八条第二項（国土交通大臣に係るものに限る。）

第二条　次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に都道府県又は市町村（特別区を含む。）の職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一　軌道法第十三条

二　建設業法第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項
三　国際観光ホテル整備法第四十四条第三項
四　建築基準法第九条の二（同法第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第七項（同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第七十七条の三十一第一項及び第二項並びに第七十七条の三十五の十七第一項
五　建築士法第十条の二第二項、第十条の十三第一項（同法第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する場合に限る。）及び第二十六条の二第一項
六　港湾法第四十三条の二十三第一項、第五十五条の二の二第一項及び第五十六条の五第一項から第三項まで
七　道路運送法第九十四条第四項及び第六項
八　公営住宅法第四十九条第一項
九　土地収用法第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第三項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに土地収用法第三十五条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
十　宅地建物取引業法第十六条の十三第二項及び第七十二条第一項
十一　道路法第六十六条第一項、第七十二条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第七十七条第三項
十二　旅行業法第七十条第三項
十三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項（国土交通大臣に係るものに限る。）

十四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項

十五　不動産の鑑定評価に関する法律第四十五条第一項

十六　河川法第二十二条の三第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項及び第八十九条第一項（同法第百条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

十七　積立式宅地建物販売業法第五十一条第一項

十八　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四十一条第一項

十九　浄化槽法第五十三条第二項

二十　鉄道事業法第五十六条第一項及び第二項（軌道法第二十六条においてこれらの規定を準用する場合に限る。）

二十一　建築物の耐震改修の促進に関する法律第十三条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項、第二十四条第一項及び第二十七条第四項

二十二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第四項

二十三　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十一条第二項

二十四　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第五十三条第二項及び第三項

二十五　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項、第二十一条第一項、第四十三条第一項及び附則第三条第十項

二十六　住宅宿泊事業法第四十五条第二項

二十七　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項

別記様式を次のように改める。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

第二条　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）」を「第三十条第三項」に改める。

第一条中第八十四号を第八十五号とし、第八十一号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十四条第三項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第九十条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

（関係省令の廃止）

第二条　次の各号に掲げる省令は、廃止する。

一　道路に関する調査をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和三十二年運輸省令第十九号）

二　船舶安全法の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和四十八年運輸省令第五十三号）

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十三年運輸省令第六十九号）

四　放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）

五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年運輸省・建設省令第十一号）

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（船舶法施行細則の一部改正）

第四条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「船舶法第二十一条ノ二」に改め、同項を同条とする。

第三十条ノ三第一項中「第八号書式」を「第七号書式」に改める。

第三十条ノ五中「第九号書式」を「第八号書式」に改める。

第七号書式を削り、第八号書式を第七号書式とし、第九号書式を第八号書式とする。

（軌道法施行規則の一部改正）

第五条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「職員」の下に「（国ノ職員ヲ除ク）」を加える。

（船員法施行規則の一部改正）

第六条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の十七」を「第七十条の十六」に改める。

第十一条第二項第十九号中「第十二条の二の四十四」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第七十条の十二を削り、第七十条の十三を第七十条の十二とし、第七十条の十四から第七十条の十六までを一条ずつ繰り上げる。

第七十条の十七第二項中「第七十条の十五第一項第一号」を「第七十条の十四第一項第一号」に改め、同条を第七十条の十六とする。

第十七号の二書式を削る。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第七条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十五条とする。

第三十七条中「別記第十号様式」を「別記第九号様式」に、「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に、「別記第十二号様式」を「別記第十一号様式」に、「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に、「別記第十四号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条中「別記第十五号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第三十七条とする。

別記第九号様式を削る。

別記第十号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第十一号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第十二号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

別記第十三号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十二号様式とする。

別記第十四号様式中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第十五号様式中「第三十八条」を「第三十七条」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

（建設業法施行規則の一部改正）

第八条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十九条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第二十七号中

国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事　印

を

都道府県知事　印

に改める。

別記様式第二十六条の二十

国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事　印

を

都道府県知事　印

に改める。

別記様式第三十号中　準用する同法第二十六条の　を　準用する同法第二十六条の　に改める。

（水先法施行規則の一部改正）

第九条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第三項中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十二号様式を削り、第十三号様式を第十二号様式とする。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第十条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　検査員証（第二十四条）」を「第三節　航海命令従事証明書（第二十四条の二）」に、「第三節の二　航海命令従事証明書（第二十四条の二）」を「第三節　航海命令従事証明書（第二十四条の二）」に、「第四十二条の六の二」を「第四十二条の七の十二」に、「第四十二条の七の十二」を「第四十二条の七の十三」に改める。

第二章第三節を削る。

第二章第三節の二中第二十四条の二を第二十四条とし、同節を同章第三節とする。

第四十二条の六の二及び第四十二条の七の十二を削る。

第四号様式を次のように改める。

第四号様式　削除

第五号様式中「第24条の２関係」を「第24条関係」に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第十三号様式　削除

第二十八号様式を削る。

（測量法施行規則の一部改正）

第十一条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の十一を削る。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

別表第九の六及び別表第十六を削る。

（建築士法施行規則の一部改正）

第十二条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第十三条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び別記第三十九号の二様式を削る。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第十四条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項を削る。

第五十六条を削り、第五十七条を第五十六条とし、第五十八条を第五十七条とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

（公営住宅法施行規則の一部改正）

第十五条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第四号様式中「（地方整備局）」及び「国土交通省（北海道開発局）」を削る。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十六条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の三」を「第五十一条の二」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第五十一条の三を削る。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　削除

第七号様式の三を削る。

第十八号様式を次のように改める。

第十八号様式　削除

第二十二号様式を次のように改める。

第二十二号様式　削除

（道路運送法施行規則の一部改正）

第十七条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（自動車道事業規則の一部改正）

第十八条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第十九条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第五号様式を削る。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二十条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十八条」を「第百四十七条」に改める。

第百四十六条を削り、第百四十七条を第百四十六条とし、第百四十八条を第百四十七条とする。

第二十七号様式を削る。

（土地収用法施行規則の一部改正）

第二十一条　土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のとおり改正する。

第一条第一項中「証票」の下に「（国土交通省の職員が携帯するものを除く。次項において同じ。）」を加える。

（港湾法施行規則の一部改正）

第二十二条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二十及び第十八条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第二十八条の十八を次のように改める。

第二十八条の十八　削除

第三十八条第四項中「証明書は第十号様式」を「証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は第十号様式」に、「証明書は第十一号様式」を「証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は第十一号様式」に改める。

第六号の五様式を削る。

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第二十三条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第九号様式まで中「第24条」を「第23条」に改める。

第十号様式を削る。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

様式第三号を削る。

（航空法施行規則の一部改正）

第二十五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条を次のように改める。

第二百三十九条　削除

第三十号様式を次のように改める。

第三十号様式　削除

（道路法施行規則の一部改正）

第二十六条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「第七十七条第四項」を「第七十七条第五項」に改める。

第六条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（離島航路整備法施行規則の一部改正）

第二十七条　離島航路整備法施行規則（昭和二十七年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

別記様式を削る。

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二十八条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第三十条中「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第三十一条及び第三十一条の二を削り、第三十一条の三を第三十一条とする。

第三十二条を削る。

第二号様式及び第四号様式から第六号様式までを削り、第三号様式を第二号様式とする。

（空港法施行規則の一部改正）

第二十九条　空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とする。

附則第三条中「、第十九条及び第二十条」を「及び第十九条」に改める。

第五号様式を削る。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第三十条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第十一号様式を削る。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第三十一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十三を次のように改める。

第十条の十三　削除

第二十五条の二を次のように改める。

第二十五条の二　削除

第二十五条の十を削る。

第三十条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第三号の八を次のように改める。

様式第三号の八　削除

別記様式第十六号を次のように改める。

様式第十六号　削除

別記様式第十六号の五を次のように改める。

様式第十六号の五　削除

「国　土　交　通　大　臣
（地方整備局長）
（北海道開発局長）
知事　印」

別記様式第二十四号中　印　を「知事」に改め、「令和」を削る。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第三十二条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び別記様式を削る。

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第三十三条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とする。

別記様式を削る。

（自動車ターミナル法施行規則の一部改正）

第三十四条　自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十二条及び第三号様式を削る。

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第三十五条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項及び第二十九条第三項中「第三十三条第二号」を「第三十二条第二号」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第三十五条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加え、同条を第三十四条とする。

様式第三を次のように改める。

様式第三　削除

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第三十六条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第四十一条中「身分証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二　削除

「　国土交通大臣
　　地方整備局長　印
別記様式第十中　北海道開発局長
　　（　知　事）　」を「知事　印」に改める。

（河川法施行規則の一部改正）

第三十七条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第三十八条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第四号様式を削る。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三十九条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第三号様式を削る。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第四十条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第十八号様式を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二の四十二」を「第十二条の二の四十一」に、「第十二条の二の四十三」を「第十二条の二の四十二」に改める。

第十一条の三第三項中「第十二条の二の四十四」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第十二条の二の四十一を削り、第十二条の二の四十二を第十二条の二の四十一とし、第二章の三中第十二条の二の四十三を第十二条の二の四十二とし、第十二条の二の四十四を第十二条の二の四十三とする。

第十二条の三の二の三第二項中「第一号の四の六様式」を「第一号の四の五様式」に改める。

様式第三　削除

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第三十六条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第四十一条中「身分証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二　削除

「　国土交通大臣
　　地方整備局長　印
別記様式第十中　北海道開発局長
　　（　知　事）　」を「知事　印」に改める。

（河川法施行規則の一部改正）

第三十七条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第三十八条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第四号様式を削る。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三十九条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第三号様式を削る。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第四十条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第十八号様式を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二の四十二」を「第十二条の二の四十一」に、「第十二条の二の四十三」を「第十二条の二の四十二」に改める。

第十一条の三第三項中「第十二条の二の四十四」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第十二条の二の四十一を削り、第十二条の二の四十二を第十二条の二の四十一とし、第二章の三中第十二条の二の四十三を第十二条の二の四十二とし、第十二条の二の四十四を第十二条の二の四十三とする。

第十二条の三の二の四第二項中「第一号の四の七様式」を「第一号の四の六様式」に改める。

第三十九条を削り、第三十九条の二第七項中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十条第四項中「第八号様式」を「第七号様式」に改める。

第一号の四の五様式を削り、第一号の四の六様式を第一号の四の五様式とし、第一号の四の七様式を第一号の四の六様式とする。

第七号様式及び第七号の二様式を削る。

第八号様式中「第39条の２」を「第39条」に改め、同様式を第七号様式とする。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第四十二条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の七を削り、第三十七条の八を第三十七条の七とし、第三十七条の九を第三十七条の八とする。

第四十二条中「第十七号様式」を「第十六号様式」に改める。

第四十四条中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改める。

第四十五条第一項中「第十九号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第二項中「第二十号様式」を「第十九号様式」に改める。

第四十八条中「第三十七条の八まで」を「第三十七条の七まで」に、「第三十七条の八第一号」を「第三十七条の七第一号」に改め、「、第三十七条の七中「第十六号様式」とあるのは「第二十一号様式」と」を削る。

第七十三条中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加え、「第二十二号様式」を「第二十号様式」に改める。

第十六号様式を削り、第十七号様式を第十六号様式とし、第十八号様式を第十七号様式とし、第十九号様式を第十八号様式とし、第二十号様式を第十九号様式とする。

第二十一号様式を削る。

第二十二号様式中「観光庁長官　㊞」を「都道府県知事　㊞」に改め、同様式を第二十号様式とする。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第四十三条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

別記様式第十三中「国土交通大臣　㊞」を「知事　㊞」に改める。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第四十四条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

別記様式を削る。

（船舶油濁等損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第四十五条　船舶油濁等損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十一条から第三十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十号様式を削る。

（船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十六条　船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、同条第二項の職員に係るものにあつては別記様式」を削る。

別記様式を削る。

（外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則（昭和五十二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条及び別記様式を削る。

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則の一部改正）

第四十八条　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則（昭和五十三年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「第二号様式」を「別記様式」に改め、同項を同条とする。

第一号様式を削り、第二号様式を別記様式とする。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第四十九条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　削除

第八号様式を削る。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第五十条　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第五十一条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条　削除

別記様式を削る。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則の一部改正）

第五十二条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び別記様式を削る。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第五十三条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四号様式を削る。

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第五十四条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第二号様式を削り、第一号様式を別記様式とする。

（国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正）

第五十五条　国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第三号様式中　「観光庁長官　印」を「知事　印」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五十六条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条を削る。

第二十号様式を次のように改める。

第二十号様式　削除

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第五十七条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条及び別記様式を削る。

（装置型式指定規則の一部改正）

第五十八条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第六号様式を削る。

（国土交通省所管補助金等交付規則の一部改正）

第五十九条　国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則）

第六十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「証票」の下に「（国土交通省の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）」を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第六十一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第四十条中「及び第二十二条から第二十四条まで」を「並びに第二十三条及び第二十四条」に、「第十二条から第十四条まで及び第二十二条」を「第十二条から第十四条まで」に改め、「、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第九号」と」を削る。

第四十二条の十六を次のように改める。

第四十二条の十六　削除

第六十七条中「、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十六号」と」を削る。

第七十五条中「第四十二条の十六まで」を「第四十二条の十五まで」に改め、「、第四十二条の十六中「法第四十一条の十七第二項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十七第二項」と、「別記様式第十号の四」とあるのは「別記様式第二十三号の四」と」を削る。

第九十二条　削除

第九十二条を次のように改める。

第九十六条　削除

第九十六条中「、第二十二条並びに」を「並びに」に改め、「及び第二十二条」及び「、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第九十四条において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第三十号」と」を削る。

第百条中「並びに第二十二条」を削り、「、第二十二条中「法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第三十二号」と」を削る。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号　削除

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第九号　削除

別記様式第十号の四を次のように改める。

別記様式第十号の四　削除

別記様式第十六号を次のように改める。

別記様式第十六号　削除

別記様式第二十三号の四を次のように改める。

別記様式第二十三号の四　削除

別記様式第二十八号を次のように改める。

別記様式第二十八号　削除

別記様式第三十号を次のように改める。

別記様式第三十号　削除

別記様式第三十二号を削る。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第六十二条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十七条第二項中「第二十六号様式」を「第二十五号様式」に改める。

第二十五号様式を削り、第二十六号様式を第二十五号様式とする。

（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六十三条　国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第六十四条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

別記様式を削る。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令の一部改正）

第六十五条　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

様式を削る。

（成田国際空港株式会社法施行規則の一部改正）

第六十六条　成田国際空港株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び別記様式を削る。

（東京地下鉄株式会社法施行規則の一部改正）

第六十七条　東京地下鉄株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条及び別記様式を削る。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第六十八条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　削除

第五十条第一項中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第七十九条第五項中「第十八号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十四号様式を削り、第十五号様式を第十四号様式とする。

第十六号様式及び第十七号様式を削り、第十八号様式を第十五号様式とする。

（屋外広告物法施行規則の一部改正）

第六十九条　屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別記様式第一号」を「別記様式」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を別記様式とする。

（放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令の一部改正）

第七十条　放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び別記様式を削る。

（高速道路株式会社法施行規則の一部改正）

第七十一条　高速道路株式会社法施行規則（平成十七年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び別記様式を削る。

（都市鉄道等利便増進法施行規則の一部改正）

第七十二条　都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第十一号様式を削る。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第七十三条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の七中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第二条の八を削り、第二条の九を第二条の八とする。

第十五条を削る。

第一号様式を別記様式とし、第二号様式及び第三号様式を削る。

（登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令の一部改正）

第七十四条　登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二条」を削る。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

別記様式を削る。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七十五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十六条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第二十号様式を次のように改める。

第二十号様式　削除

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第七十七条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第五号様式を削る。

（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七十八条　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の十一を削り、第十条の十二を第十条の十一とする。

別記様式を削る。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十九条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第三号様式を削る。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第八十条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第二十一条を削る。

第二号様式を削り、第一号様式を別記様式とする。

（指定海上防災機関に関する省令の一部改正）

第八十一条　指定海上防災機関に関する省令（平成二十五年国土交通省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

別記様式を削る。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第三条」に、「第五条・第六条」を「第四条・第五条」に、「第七条」を「第六条」に改める。

第二条及び第三条第四項を削り、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条を第四条とする。

第六条第二項を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第四条及び附則第五条第四項を削り、同条を附則第四条とし、附則第五条の二を附則第五条とする。

附則第七条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第八条第二項を削る。

第一号様式から第八号様式までを削る。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十三条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第九号様式を削る。

（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部改正）

第八十四条　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九条及び別記様式を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十五条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第五節　特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置（第二十二条）」を「第五節　削除」に改める。

第六節　特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る措置（第二十二条の二）」

第一章第五節を次のように改める。

第五節　削除

第二十二条　削除

第一章第六節を削る。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

様式第三十二を次のように改める。

様式第三十二　削除

様式第三十二の二を削る。

様式第五十三を次のように改める。

様式第五十三　削除

様式第六十五を次のように改める。

様式第六十五　削除

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第八十六条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第五号様式を削る。

（船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十七条　船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別記様式を削る。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第八十八条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第二十三条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第四十八条を削る。

「

国土交通大臣　　印

（地方整備局長／北海道開発局長）

を「都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長　　印」

第十一号様式中

都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長　　印」

に改める。

第十八号様式を削る。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十九条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「証明書」の下に「（国土交通省の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）」を加える。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第九十条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十七条第六項及び附則第六条第三項中「第二十一号様式」を「第十九号様式」に改める。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

附則第一号様式を削る。

第十九号様式及び第二十号様式を削り、第二十一号様式を第十九号様式とする。

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十一条　国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三号様式を削る。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九十二条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に、「第四十三条―第五十一条」を「第四十二条―第四十九条」に、「第五十二条」を「第五十条」に改める。

第三十条第三号中「第四十五条第三号」を「第四十四条第三号」に改め、同条第六号中「第四十五条第六号」を「第四十四条第六号」に改める。

第四十二条を削り、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条から第四十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第四十九条第一項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第四十八条とし、第五十条を第四十九条とする。

第五十一条を削り、第五十二条を第五十条とする。

別記様式第十三号を削り、別記様式第十四号中「第四十九条」を「第四十八条」に改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第十五号を削る。

（特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令の一部改正）

第九十三条　特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和二年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び別記様式を削る。

（国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部改正）

第九十四条　国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条及び様式第十一を削る。

○国土交通省令第二十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号様式（第二十六条関係）	第十二号様式（第二十六条関係）
番　号　第　号 Certificate No. …… 国際油汚染防止証書 INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE	番　号　第　号 Certificate No. …… 国際油汚染防止証書 INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
（略）	（略）
国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS	国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS
（略）	（略）
5　構造（第18規則、第19規則、第20規則、第21規則、第22規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 27, 28 and 33) 5.1～5.7　（略）	5　構造（第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33) 5.1～5.7　（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年五月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

○国土交通省令第二十八号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項、第四項、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十四項から第十六項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条　特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和三年国土交通省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記第三十二号様式（第八条第二項関係） 【表紙】 【提出書類】　財務報告書 【提出先】　国土交通大臣 【提出日】　年　月　日 【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日） 【名称】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 第１　（略） 第２【事業の状況】 １　（略） ２【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ３～６　（略） 第３～第５　（略） （記載上の注意） (1)～(3)　（略） (4)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(7)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、経営成績等の状況の概要にはａ及びｂに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｃに掲げる事項を含めて記載すること。 ａ・ｂ　（略） ｃ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、財務報告書に記載した他の項目の内容並びに認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。 (5)～(8)　（略） (9)　監査の状況 ａ　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。 (a)　（略） (b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の監査人の出席状況等）を記載すること。 ｂ　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。 (a)・(b)　（略） (c)　内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会及び監査人に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (10)・(11)　（略）	別記第三十二号様式（第八条第二項関係） 【表紙】 【提出書類】　財務報告書 【提出先】　国土交通大臣 【提出日】　年　月　日 【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日） 【名称】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 第１　（略） 第２【事業の状況】 １　（略） （新設） ２～５　（略） 第３～第５　（略） （記載上の注意） (1)～(3)　（略） (4)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(7)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、経営成績等の状況の概要にはａ及びｂに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｃに掲げる事項を含めて記載すること。 ａ・ｂ　（略） ｃ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。 (5)～(8)　（略） (9)　監査の状況 ａ　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。 (a)　（略） (b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、主な検討事項及び個々の監査役の出席状況等）を記載すること。 ｂ　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。 (a)・(b)　（略） （新設） (10)・(11)　（略）

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二条　特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制） **第十七条**　法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告（第二十条第三項において「財務報告」という。）が法令等に従って適正に作成されるための体制（第十九条第二項及び第二十条第三項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。	（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制） **第十七条**　法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（第十九条第二項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。
（財務報告書等の訂正） **第二十条**　（略） 2　法第二十八条第十項の規定によりその内容を訂正した財務報告に係る内部統制報告書（次項において「訂正内部統制報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一　訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書の提出日 二　訂正の理由 三　訂正の箇所及び訂正の内容 3　前項第一号の訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に開示すべき重要な不備（財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。以下この項において同じ。）があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。 一　当該開示すべき重要な不備の内容 二　当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況 三　財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯 四　当該訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由	（財務報告書等の訂正） **第二十条**　（略） （新設）
（四半期報告書に係る準用） **第二十五条**　第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項の国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。	（新設） （四半期報告書に係る準用） **第二十五条**　第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項の国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織の使用による情報の提供）

第二十七条　（略）

２　（略）

３　法第二十八条第十四項の措置（以下この条において「措置」という。）は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法によらなければならない。

４　措置を講ずる場合には、当該措置の開始後五年を経過する日までの間（次項において「電子公告期間」という。）、継続して当該措置を講じなければならない。

５　（略）

（公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係）

第二十八条　法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係る国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一～五　（略）

六　公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）又は関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

２　法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係る国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一　（略）

二　公認会計士法第三十四条の十一の二第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行ってはならない場合

三・四　（略）

五　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六　監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

（電子情報処理組織の使用による情報の提供）

第二十七条　（略）

２　（略）

３　法第二十八条第十四項の措置（以下この条において単に「措置」という。）は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法によらなければならない。

４　措置を講ずる場合には、当該措置の開始後三年を経過する日までの間（次項において「電子公告期間」という。）、継続して当該措置を講じなければならない。

５　（略）

（公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係）

第二十八条　法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係る国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一～五　（略）

六　公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この号において「連結財務諸表規則」という。）第二条第八号及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいう。次項において同じ。）との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

２　法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係る国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一　（略）

二　公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行ってはならない場合

三・四　（略）

五　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六　監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

八　監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九　監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条　法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

２　（略）

３　企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

一・二　（略）

三　期中レビュー基準

四　（略）

別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産　（略）

負債　（略）

純資産　（略）

収益及び費用　（略）

備考

連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２編第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

七　被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

八　監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九　監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に掲げる関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項若しくは公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条　法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下単に「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下単に「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

２　（略）

３　企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

一・二　（略）

三　四半期レビュー基準

四　（略）

別表第一　勘定科目表（第五条第一項関係）

資産　（略）

負債　（略）

純資産　（略）

収益及び費用　（略）

備考

連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２章から第３章の２まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第２章から第３章の２までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】	財務報告書
【提出先】	国土交通大臣
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【名称】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	

第１　（略）

第２【事業の状況】

１～４　（略）

５【重要な契約等】

６　（略）

第３・第４　（略）

第５【経理の状況】

１【連結財務諸表等】

⑴　（略）

⑵【その他】⑾

２【個別財務諸表等】

⑴【個別財務諸表】⑿

①～⑤　（略）

⑵　（略）

⑶【その他】⒀

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の５第１項の表の第１号に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

ｂ　（略）

⑵～⑽　（略）

⑾　その他

提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下⑾において同じ。）に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】	財務報告書
【提出先】	国土交通大臣
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【名称】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	

第１　（略）

第２【事業の状況】

１～４　（略）

５【経営上の重要な契約等】

６　（略）

第３・第４　（略）

第５【経理の状況】

１【連結財務諸表等】

⑴　（略）

⑵【その他】

２【個別財務諸表等】

⑴【個別財務諸表】⑾

①～⑤　（略）

⑵　（略）

⑶【その他】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の４の７第１項に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

ｂ　（略）

⑵～⑽　（略）

（新設）

⑿　（略）

⒀　その他

提出会社が、四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、当事業年度における各四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（各四半期累計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【提出先】　国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】⑵

２【事業の内容】⑶

第２【事業の状況】

１　（略）

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⑷

３【重要な契約等】

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴～⑷　（略）

⑸【大株主の状況】⑸

（表　略）

⑹　（略）

２　（略）

第４【経理の状況】

１【四半期連結財務諸表等】

⑴【四半期連結財務諸表】⑹

①～③　（略）

⑵　（略）

２【四半期個別財務諸表等】

⑴【四半期個別財務諸表】⑺

①～④　（略）

⑵　（略）

⑾　（略）

（新設）

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【提出先】　国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第１【法人の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

２【事業の内容】⑵

第２【事業の状況】

１　（略）

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】⑶

３【経営上の重要な契約等】

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴～⑷　（略）

⑸【大株主の状況】

（表　略）

⑹　（略）

２　（略）

第４【経理の状況】

１【四半期連結財務諸表等】

⑴【四半期連結財務諸表】⑷

①～③　（略）

⑵　（略）

２【四半期個別財務諸表等】

⑴【四半期個別財務諸表】⑸

①～④　（略）

⑵　（略）

（記載上の注意） (1)　（略） (2)　主要な経営指標等の推移 ａ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合において、第４【経理の状況】において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載するときは、売上高、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（ｂにおいて「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。 ｂ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ａにおいて記載した場合はこの限りでない。 ｃ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合において、第４【経理の状況】において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載するときは、売上高、四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（ｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。 ｄ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。 (3)　事業の内容 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。(4)ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (4)　（略） (5)　大株主の状況 当四半期会計期間が第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。 (6)・(7)　（略）	（記載上の注意） (1)　（略） （新設） (2)　事業の内容 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。(3)ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (3)　（略） （新設） (4)・(5)　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織の使用による情報の提供に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第二十七条第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定複合観光施設区域整備法第二十八条第十四項の指置を講ずる場合について適用し、施行日前に同項の指置を講じている場合については、なお従前の例による。

（勘定科目に関する経過措置）

第三条　新省令別表第一の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

（財務報告書に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十二号様式の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用する。

２　新省令別記第三十二号様式の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る財務報告書については、なお従前の例による。

（四半期報告書に関する経過措置）

第五条　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の改正規定（「経営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

２　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の改正規定（「経営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別記第三十五号様式の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十九号

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鉄道事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

鉄道事業会計規則の一部を改正する省令

鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第５条関係）	別表第１（第５条関係）
勘定科目表	勘定科目表
資産	資産
（略）	（略）
負債	負債
（略）	（略）
純資産	純資産
（略）	（略）
収益	収益
（略）	（略）
費用	費用
（略）	（略）
備考	備考
各事業又は各部門に関連する営業費の配賦基準	各事業又は各部門に関連する営業費の配賦基準
１　鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業営業費については鉄道事業営業費と同様に分類する。	１　鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業営業費用については鉄道事業営業費用と同様に分類する。
２　（略）	２　（略）

３　２の場合において兼業として不動産業その他の商業を営む場合には、営業費から売上原価及び減価償却費を控除した額をもつて専属営業費とし、工業を営む場合には、製造原価からこれに含まれる材料費を控除した額に販売費（減価償却費を除く。）を加算した額をもつて専属営業費とする。

４　鉄道事業営業費（諸税及び減価償却費を除く。）に含まれる研究開発費については、その性質により線路保存費、電路保存費、車両保存費、運転費、運輸費、保守管理費、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に区分して整理する。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の鉄道事業会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和五年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別整備室、施設評価・デジタル高度化推進室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官） **第十三条**　整備課に、特別整備室、施設評価・デジタル高度化推進室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官それぞれ一人を置く。 ２　特別整備室は、国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　営繕工事に関すること（他課並びに施設評価・デジタル高度化推進室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）。 二　官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導に関すること。 ３　特別整備室に、室長を置く。 ４　施設評価・デジタル高度化推進室は、営繕工事に関する事務のうち、官公庁施設の評価並びにデジタル技術及び情報の高度利用の促進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 ５　施設評価・デジタル高度化推進室に、室長を置く。 ６～11　（略） （企画室並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官） **第二十一条**　交通政策課に、企画室並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略）	（特別整備室、施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官） **第十三条**　整備課に、特別整備室、施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官それぞれ一人を置く。 ２　特別整備室は、国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　営繕工事に関すること（他課並びに施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）。 二　官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導に関すること。 ３　特別整備室に、室長を置く。 ４　施設評価室は、営繕工事に関する事務のうち、官公庁施設の評価に関する事務をつかさどる。 ５　施設評価室に、室長を置く。 ６～11　（略） （企画室及び公共交通経営改善対策官） **第二十一条**　交通政策課に、企画室及び公共交通経営改善対策官一人を置く。 ２・３　（略）

３　１の場合において兼業として不動産業その他の商業を営む場合には、営業費から売上原価及び減価償却費を控除した額をもつて専属営業費とし、工業を営む場合には、製造原価からこれに含まれる材料費を控除した額に販売費（減価償却費を除く。）を加算した額をもつて専属営業費とする。

（新設）

4　交通再構築企画官は、命を受けて、交通の再構築に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（地域交通課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　公共交通経営改善対策官は、命を受けて、公共交通事業者（国土交通省の所掌に係る公共交通に関連する事業を行う者をいう。）の経営の改善に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（調整官、インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにインフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　インフラレジリエンス企画官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、国土の強靭化に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。

4～6　（略）

7　インフラレジリエンス企画官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国土政策企画官）

第三十八条の二　総合計画課に、国土政策企画官二人を置く。

（削る）

2　（略）

（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）

第四十二条の五　（略）

2・3　（略）

4　主任分析官は、命を受けて、第三項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどり、及び分析官の行う事務を整理する。

5　分析官は、命を受けて、第三項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどる。

6　（略）

（企画官、都市企画調整官及び都市政策推進官）

第四十四条　総務課に、企画官、都市企画調整官及び都市政策推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（新設）

4　公共交通経営改善対策官は、公共交通事業者（国土交通省の所掌に係る公共交通に関連する事業を行う者をいう。）の経営の改善に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官）

第二十四条　公共事業企画調整課に、調整官六人以内並びにアセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（新設）

3～5　（略）

6　アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

（国土管理企画室及び国土政策企画官）

第三十八条の二　総合計画課に、国土管理企画室及び国土政策企画官二人を置く。

2　国土管理企画室は、次に掲げる事項をつかさどる。

一　国土利用計画の企画及び立案並びに推進に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　全国の区域について定める国土形成計画に関する事務のうち国土の管理と継承に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。

三　国土調査に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

3　国土管理企画室に、室長を置く。

4　（略）

（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）

第四十二条の五　（略）

2・3　（略）

4　主任分析官は、命を受けて、第五項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどり、及び分析官の行う事務を整理する。

5　分析官は、命を受けて、第五項第一号に掲げる事務のうち、地価の分析に関することをつかさどる。

6　（略）

（国際室並びに企画官、都市企画調整官、都市政策推進官及び海外プロジェクト推進官）

第四十四条　総務課に、国際室並びに企画官、都市企画調整官、都市政策推進官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

2　国際室は、都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

２～４　（略）

（削る）

（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

第四十五条　国際・デジタル政策課に、デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

２　デジタル情報活用推進室は、都市局の所掌事務に関するデジタル技術及び情報の活用の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務（国際・デジタル政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

（削る）

（削る）

４　国際・デジタル政策企画調整官は、命を受けて、国際・デジタル政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、都市局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）

第五十二条　公園緑地・景観課に緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

（削る）

４・５　（略）

３　国際室に、室長を置く。

４～６　（略）

７　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、都市局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（デジタル情報活用推進室及び都市環境政策室並びに都市政策企画調整官）

第四十五条　都市政策課に、デジタル情報活用推進室及び都市環境政策室並びに都市政策企画調整官一人を置く。

２　デジタル情報活用推進室は、都市局の所掌事務に関するデジタル技術及び情報の活用の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

３　（略）

４　都市環境政策室は、都市局の所掌事務に関する都市における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（都市計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　都市環境政策室に、室長を置く。

６　都市政策企画調整官は、命を受けて、都市政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）

第五十二条　公園緑地・景観課に緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　景観・歴史文化環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　屋外広告物に関すること。

二　景観法（平成十六年法律第百十号）（第三章を除く。）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三　古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定による特別保存地区並びに第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関すること。

五　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第二十八条及び第三十条並びに第五章を除く。）の施行に関すること。

５　景観・歴史文化環境整備室に、室長を置く。

６・７　（略）

（水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官）

第五十八条　（略）

2・3　（略）

4　水政企画官は、命を受けて、水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

6　（略）

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　（略）

2・3　（略）

4　流水管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関すること。

四～六　（略）

5　（略）

6　水防企画室は、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　（略）

8　河川環境保全企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（上下水道企画課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

9　水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

10　水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

（上下水道国際室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道国際室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　上下水道国際室は、水道及び下水道に関する国際協力に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官）

第五十八条　（略）

2・3　（略）

4　水政企画官は、命を受けて、水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（下水道部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

6　（略）

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　（略）

2・3　（略）

4　流水管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

5　（略）

6　水防企画室は、水防に関する事務（水政課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官並びに下水道部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　（略）

8　河川環境保全企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

9　水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

10　水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

（新設）

３　上下水道国際室に、室長を置く。

４　上下水道政策企画官は、命を受けて、上下水道企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　上下水道事業調整官は、命を受けて、水道及び下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

６　上下水道国際推進官は、命を受けて、水道及び下水道に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（上下水道国際室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（水道計画指導室）

第六十一条の三　水道事業課に、水道計画指導室を置く。

２　水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二　水道の広域的な整備に関すること。

三　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七章の規定による水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四　独立行政法人水資源機構の行う業務のうち、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項（水道の用に供する施設に係る部分に限る。）の業務に関すること。

３　水道計画指導室に、室長を置く。

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四　下水道事業課に、事業マネジメント推進室及び流域計画調整官一人を置く。

２　事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

３　事業マネジメント推進室に、室長を置く。

４　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。

三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関すること。

（災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十二条　防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十九人（うち十八人は、関係のある他の職を占めるものをもって充てられるものとする。）以内、総括災害査定官及び防災政策調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十八人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

２～９　（略）

（新設）

（新設）

（災害対策室並びに防災企画官、災害査定官、総括災害査定官、防災政策調整官及び緊急災害対策派遣官）

第六十二条　防災課に、災害対策室並びに防災企画官一人、災害査定官二十八人（うち十八人は、関係のある他の職を占めるものをもって充てられるものとする。）以内、総括災害査定官及び防災政策調整官それぞれ一人並びに緊急災害対策派遣官八十八人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

２～９　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官）

第六十六条　路政課に、道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官それぞれ一人を置く。

2　道路利用調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関すること（道路利用調整官が所掌するものを除く。）。

二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関すること（道路利用調整官が所掌するものを除く。）。

三　（略）

3・4　（略）

（管理企画指導室及び下水道国際・技術室並びに下水道事業調整官及び下水道国際推進官）

第六十二条の四　下水道企画課に、管理企画指導室及び下水道国際・技術室並びに下水道事業調整官及び下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　管理企画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道企画課の所掌事務に係る官民の連携に関すること。

二　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事務（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するもの並びに同法に規定する発生汚泥等の処理に関することを除く。）で下水道の維持その他の管理の調査、指導及び監督に関すること。

3　管理企画指導室に、室長を置く。

4　下水道国際・技術室は、下水道に関する国際協力並びに技術の研究及び開発に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　下水道国際・技術室に、室長を置く。

6　下水道事業調整官は、命を受けて、下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

7　下水道国際推進官は、命を受けて、下水道部の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（下水道国際・技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（事業マネジメント推進室）

第六十二条の五　下水道事業課に、事業マネジメント推進室を置く。

2　事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　事業マネジメント推進室に、室長を置く。

（流域下水道計画調整官）

第六十二条の六　下水道部に、流域下水道計画調整官一人を置く。

2　流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち下水道に係るもの及び雨水出水浸水想定区域に係るものを助ける。

（道路利用調整室及び企画官）

第六十六条　路政課に、道路利用調整室及び企画官一人を置く。

2　道路利用調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関すること。

二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関すること。

三　（略）

3・4　（略）

5　道路利用調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関する特定事項に関すること。
二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
（鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官）
第八十五条　施設課に、鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（削る）
（削る）
4　鉄道イノベーション推進官は、命を受けて、鉄道等の用に供する施設の整備に関する技術革新の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（道路局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　（略）
6　環境対策調整官は、命を受けて、鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官）
第八十六条の二　物流政策課に、国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　物流革新推進官は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する革新的な施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
5～8　（略）
（港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官）
第百十条の二　港湾経済課に、港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（削る）
（削る）
4～8　（略）
9　港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）
（鉄道防災対策室及び環境対策室並びに地下施設安全企画調整官）
第八十五条　施設課に、鉄道防災対策室及び環境対策室並びに地下施設安全企画調整官一人を置く。
2・3　（略）
4　環境対策室は、鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策に関する事務をつかさどる。
5　環境対策室に、室長を置く。
（新設）
6　（略）
（新設）
（国際物流室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官）
第八十六条の二　物流政策課に、国際物流室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（新設）
4～7　（略）
（港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官）
第百十条の二　港湾経済課に、港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　港湾情報化企画室は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する事務をつかさどる。
5　港湾情報化企画室に、室長を置く。
6～10　（略）
（新設）

（企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官）

第百十一条　計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　港湾インフラ連携調整官は、命を受けて、港湾及び航路の整備及び保全に関する事業の事業計画に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

2～10　（略）

11　建設企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する事務のうち重要事項に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

12～14　（略）

（災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）

第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官十六人（うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

2　災害対策室は、港湾等（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下この条において同じ。）に関する災害（地盤変動及び鉱害を含む。以下この条において同じ。）の防止及び復旧に関する事務（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関すること並びに津波対策企画調整官、広域連携推進官及び災害査定官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官及び事業企画官）

第百十一条　計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官及び事業企画官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

2　建設企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

3　建設企画室に、室長を置く。

4～12　（略）

（新設）

13～15　（略）

（災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）

第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官十六人（うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

2　災害対策室は、港湾等（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下この条において同じ。）に関する災害（地盤変動及び鉱害を含む。以下この条において同じ。）の防止及び復旧に関する事務（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関すること並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官及び災害査定官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

（削る）

７～13　（略）

第百十七条　総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官（企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官）

２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（航空脱炭素化推進企画官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

３～10　（略）

（削る）

11～13　（略）

（航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官及びグランドハンドリング戦略企画調整官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官及びグランドハンドリング戦略企画調整官それぞれ一人を置く。

２～９　（略）

10　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに他課及びグランドハンドリング戦略企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　グランドハンドリング戦略企画調整官は、命を受けて、グランドハンドリング（旅客の安全な乗降の確保、航空機の地上走行の支援その他の空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業に係る業務をいう。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

７　高潮対策企画調整官は、命を受けて、港湾等に関する高潮による被害の軽減に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

８～14　（略）

第百十七条　総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官）

２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

３～10　（略）

11　国際展開推進企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する調整に関すること。

12～14　（略）

（航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官それぞれ一人を置く。

２～９　（略）

10　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。

2　大都市圏空港調査室は、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する基本的な調査及び計画に関する事務（空港インフラ連携調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。次項において同じ。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること（空港インフラ連携調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

5　空港インフラ連携調整官は、命を受けて、空港等の整備に関する計画に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6　（略）

（国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策調整官、小型航空機安全対策官、航空機検査官、整備審査官、養成企画調整官、航空従事者試験官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官及び交通管制安全監督官）

第百二十四条　安全政策課に、国際企画調整室、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官三人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策調整官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画調整官一人、航空従事者試験官十三人以内、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官七人を置く。

2　国際企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　安全政策課の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（乗員政策室並びに外国航空機安全対策調整官、空港安全国際調整官及び航空保安国際業務推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　安全政策課の所掌事務に係る国際協力に関すること。

3　国際企画調整室に、室長を置く。

4　航空事業安全監査室は、航空機（無人航空機等（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機及び同法第八十七条第一項に規定する航空機をいう。）を除く。以下この項、第六項及び第十四項から第二十七項までにおいて同じ。）の航行の安全の確保及び航空機の整備に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査に関する事務をつかさどる。

（大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官及び空港脱炭素化推進官）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官及び空港脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。

2　大都市圏空港調査室は、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する基本的な調査及び計画に関する事務をつかさどる。

3　（略）

4　空港施設高度利用推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること。

二　（略）

（新設）

5　（略）

（航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官、安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、航空機検査官、整備審査官、養成企画調整官、航空従事者試験官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官及び国際調整官）

第百二十四条　安全政策課に、航空事業安全監査室、乗員政策室、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全政策企画官一人、安全管理推進官三人、運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、航空機検査官十二人以内、整備審査官、養成企画調整官一人、航空従事者試験官十三人以内、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人、交通管制安全監督官七人並びに国際調整官一人を置く。

（新設）

2　航空事業安全監査室は、航空機（無人航空機等（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機及び同法第八十七条第一項に規定する航空機をいう。）を除く。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の航行の安全の確保及び航空機の整備に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査に関する事務をつかさどる。

５～９　（略）

10　航空保安対策室は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪（以下この条において「航空に関する犯罪」という。）の防止のための対策に係るものに関する事務（国際企画調整室並びに航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11・12　（略）

13　安全管理推進官は、命を受けて、航空に関する安全管理の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

14　運航基準高度化企画調整官は、航空機の航行の安全の確保に関する基準の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部及び国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

15　航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

16～18　（略）

19　外国航空機安全対策調整官は、命を受けて、外国航空機（航空法第八十七条第一項に規定する航空機を除く。）の航行の安全の確保に係る特定事項についての企画及び立案並びに国際機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

20　小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（無人航空機安全課並びに国際企画調整室並びに運航基準高度化企画調整官及び外国航空機安全対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

21～26　（略）

27　養成企画調整官は、航空機に係る航空従事者の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（国際企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

28～32　（略）

33　航空保安対策企画調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際企画調整室並びに航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

34～37　（略）

（削る）

３～７　（略）

８　航空保安対策室は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪（以下この条において「航空に関する犯罪」という。）の防止のための対策に係るものに関する事務（航空保安対策企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

９・10　（略）

11　安全管理推進官は、命を受けて、航空に関する安全管理の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌する。

12　運航基準高度化企画調整官は、航空機の航行の安全の確保に関する基準の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

13　航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

14～16　（略）

17　外国航空機安全対策官は、外国航空機（航空法第八十七条第一項に規定する航空機を除く。）の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに国際機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

18　小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（無人航空機安全課並びに運航基準高度化企画調整官及び外国航空機安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

19～24　（略）

25　養成企画調整官は、航空機に係る航空従事者の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

26～30　（略）

31　航空保安対策企画調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

32～35　（略）

36　国際調整官は、命を受けて、安全政策課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、養成企画調整官、空港安全国際調整官及び航空保安国際業務推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（アイヌ政策調整官及び開発専門官）

第百三十二条　北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十二人を置く。

２・３　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十八人以内を置く。

２　（略）

附　則

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、令和十一年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一～四　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土技術政策総合研究所に置く部等） **第四条**　国土技術政策総合研究所に、次の十三部並びに社会資本マネジメント研究センター及び港湾情報化支援センターを置く。 総務部 企画部 管理調整部 上下水道研究部 河川研究部 土砂災害研究部 道路交通研究部 道路構造物研究部 建築研究部 住宅研究部 都市研究部 港湾・沿岸海洋研究部 空港研究部	（国土技術政策総合研究所に置く部等） **第四条**　国土技術政策総合研究所に、次の十三部並びに社会資本マネジメント研究センター及び港湾情報化支援センターを置く。 総務部 企画部 管理調整部 下水道研究部 河川研究部 土砂災害研究部 道路交通研究部 道路構造物研究部 建築研究部 住宅研究部 都市研究部 港湾・沿岸海洋研究部 空港研究部

（総務管理官の職務）

第十二条　総務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　上下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部並びに社会資本マネジメント研究センター（以下この条において「上下水道研究部等」という。）並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部（以下この条において「建築研究部等」という。）の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　上下水道研究部等及び建築研究部等に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　上下水道研究部等及び建築研究部等に係る広報に関すること。

四　上下水道研究部等及び建築研究部等に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

五・六　（略）

（上下水道研究部の所掌事務）

第三十三条　上下水道研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

二　（略）

（上下水道研究官）

第三十四条　上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。

2　上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（下水道エネルギー・機能復旧研究官）

第三十四条の二　上下水道研究部に、下水道エネルギー・機能復旧研究官一人を置く。

2　（略）

（上下水道研究部に置く室）

第三十五条　上下水道研究部に、四室を置く。

水道研究室
下水道研究室
下水処理研究室
能登上下水道復興支援室

（水道研究室の所掌事務）

第三十五条の二　水道研究室は、水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（能登上下水道復興支援室の所掌事務）

第三十七条の二　能登上下水道復興支援室は、令和六年能登半島地震による災害から上下水道施設を復興するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（総務管理官の職務）

第十二条　総務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部並びに社会資本マネジメント研究センター（以下この条において「下水道研究部等」という。）並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部（以下この条において「建築研究部等」という。）の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　下水道研究部等及び建築研究部等に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　下水道研究部等及び建築研究部等に係る広報に関すること。

四　下水道研究部等及び建築研究部等に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

五・六　（略）

（下水道研究部の所掌事務）

第三十三条　下水道研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

二　（略）

（下水道研究官）

第三十四条　下水道研究部に、下水道研究官一人を置く。

2　下水道研究官は、下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（下水道エネルギー・機能復旧研究官）

第三十四条の二　下水道研究部に、下水道エネルギー・機能復旧研究官一人を置く。

2　（略）

（下水道研究部に置く室）

第三十五条　下水道研究部に、次の二室を置く。

下水道研究室
下水処理研究室

（新設）

（新設）

（河川研究部の所掌事務）

第三十八条　河川研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（上下水道研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

四・五　（略）

（水循環研究室の所掌事務）

第四十三条　水循環研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（上下水道研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（社会資本マネジメント研究センターに置く課等）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の六室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済・環境研究室
緑化生態研究室

（建設経済・環境研究室の所掌事務）

第九十四条　建設経済・環境研究室は、建設経済・環境に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

（建設専門官）

第百五条　国土技術政策総合研究所に、建設専門官四人以内を置く。

2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（能登上下水道復興支援室に係る特例）

第二条　第三十七条の二の能登上下水道復興支援室は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（河川研究部の所掌事務）

第三十八条　河川研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

四・五　（略）

（水循環研究室の所掌事務）

第四十三条　水循環研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（社会資本マネジメント研究センターに置く課等）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の七室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済研究室
緑化生態研究室

（建設経済研究室の所掌事務）

第九十四条　建設経済研究室は、建設経済に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

（建設専門官）

第百五条　国土技術政策総合研究所に、建設専門官三人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（新設）

改正後

第三条の四　削除

（国土地理院に置く部等）

第四条　国土地理院に、次の六部並びに防災・地理空間情報企画センター、測地観測センター及び地理地殻活動研究センターを置く。

総務部
企画部
測地部
地理空間情報部
基本図情報部
応用地理部

２　防災・地理空間情報企画センターは、東京都に置く。

（総務部の所掌事務）

第五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　渉外に関すること（企画部、防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

八～二十一　（略）

（総務課の所掌事務）

第十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　渉外に関すること（企画部、防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

七～九　（略）

（企画部の所掌事務）

第十八条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに総括に関すること（防災・地理空間情報企画センターの所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

四　技術に関する渉外に関すること（防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

五～十二　（略）

（削る）

（技術政策企画官）

第十九条　企画部に、技術政策企画官一人を置く。

２　技術政策企画官は、技術に関する重要事項及びこれに関する研究の企画及び立案並びに総括に関する事務を整理する。

改正前

（統括測量・防災官）

第三条の四　（略）

（国土地理院に置く部等）

第四条　国土地理院に、次の六部並びに測地観測センター及び地理地殻活動研究センターを置く。

総務部
企画部
測地部
地理空間情報部
基本図情報部
応用地理部

（新設）

（総務部の所掌事務）

第五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　渉外に関すること（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

八～二十一　（略）

（総務課の所掌事務）

第十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　渉外に関すること（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

七～九　（略）

（企画部の所掌事務）

第十八条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに総括に関すること。

三　（略）

四　技術に関する渉外に関すること（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

五～十二　（略）

十三　（略）

（技術政策企画官）

第十九条　企画部に、技術政策企画官一人を置く。

２　技術政策企画官は、技術に関する重要事項及びこれに関する研究の企画及び立案（地理空間情報政策調整官の所掌に属するものを除く。）並びに総括に関する事務を整理する。

第十九条の二　削除

（国際連携調整推進官）

第二十条　企画部に、国際連携調整推進官一人を置く。

2　国際連携調整推進官は、技術に関する渉外に関する事務のうち、国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関するもの（防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画部に置く課）

第二十一条　企画部に、次の五課を置く。

企画調整課
防災課
技術管理課
測量指導課
国際課

（企画調整課の所掌事務）

第二十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　技術に関する渉外に関すること（防災・地理空間情報企画センター、地理地殻活動研究センター及び国際連携調整推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（防災課の所掌事務）

第二十三条　防災課は、国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに総括に関する事務（防災・地理空間情報企画センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術管理課の所掌事務）

第二十四条　（略）

（測量指導課の所掌事務）

第二十五条　（略）

（削る）

第二十七条　削除

第二十八条　削除

（防災・地理空間情報企画センターの所掌事務）

第五十八条　防災・地理空間情報企画センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項のうち、情報通信システム及び緊急災害対策派遣隊に関する企画及び立案並びに総括に関すること。

二　技術に関する事項のうち、地理空間情報及び測量に関する渉外に関する事項（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

三　地理空間情報及び地理情報システムの整備及び利用に関する事項の企画及び立案並びに総括に関すること。

（地理空間情報政策調整官）

第十九条の二　（略）

（国際連携調整推進官）

第二十条　企画部に、国際連携調整推進官一人を置く。

2　国際連携調整推進官は、技術に関する渉外に関する事務のうち、国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関するもの（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画部に置く課等）

第二十一条　企画部に、次の五課及び一室を置く。

企画調整課
技術管理課
測量指導課
国際課
地理空間情報企画課
防災推進室

（企画調整課の所掌事務）

第二十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　技術に関する渉外に関すること（地理地殻活動研究センター及び国際連携調整推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（新設）

（技術管理課の所掌事務）

第二十三条　（略）

（測量指導課の所掌事務）

第二十四条　（略）

第二十五条　削除

（地理空間情報企画課の所掌事務）

第二十七条　（略）

（防災推進室の所掌事務）

第二十八条　（略）

（新設）

（防災・地理空間情報企画センターに置く課）

第五十九条　防災・地理空間情報企画センターに、次の二課を置く。

防災企画調整課

地理空間情報企画課

（防災企画調整課の所掌事務）

第六十条　防災企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項のうち、情報通信システム及び緊急災害対策派遣隊に関する企画及び立案並びに総括に関すること。

二　技術に関する事項のうち、地理空間情報及び測量に関する渉外に関する事項（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、防災・地理空間情報企画センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地理空間情報企画課の所掌事務）

第六十一条　地理空間情報企画課は、地理空間情報及び地理情報システムの整備及び利用に関する事項の企画及び立案並びに総括に関する事務をつかさどる。

（測地観測センターの所掌事務）

第六十二条　測地観測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（削る）

五～八　（略）

九　第二号及び第三号並びに第五号から第八号までに掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

十　（略）

十一　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会に係るものに限る。）及び火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会に係るものに限る。）の処理を行うこと。

（地震調査官）

第六十三条　（略）

2　（略）

（火山調査官）

第六十四条　測地観測センターに、火山調査官一人を置く。

2　火山調査官は、火山に関する特定事項の企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。

（火山情報活用推進官）

第六十五条　測地観測センターに、火山情報活用推進官一人を置く。

2　火山情報活用推進官は、命を受けて、火山における地殻活動に係る情報の活用の推進に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（地殻変動即時解析推進官）

第六十六条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（測地観測センターの所掌事務）

第五十八条　測地観測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　（略）

六～九　（略）

十　第二号及び第三号並びに第六号から第九号までに掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

十一　（略）

（新設）

（地震調査官）

第五十九条　（略）

2　（略）

（新設）

（火山情報活用推進官）

第五十九条の二　測地観測センターに、火山情報活用推進官一人を置く。

2　火山情報活用推進官は、命を受けて、火山に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（地殻変動即時解析推進官）

第五十九条の三　（略）

2　（略）

（測地観測センターに置く課）

第六十七条　（略）

（衛星測地課の所掌事務）

第六十八条　衛星測地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

三　前二号に掲げるもののほか、測地観測センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（電子基準点課の所掌事務）

第六十九条　（略）

（地殻監視課の所掌事務）

第七十条　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会に係るものに限る。）及び火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会に係るものに限る。）の処理を行うこと。

第七十一条～第八十四条　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（測地観測センターに置く課） **第六十条**　（略） （衛星測地課の所掌事務） **第六十一条**　衛星測地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　（略） 四　前三号に掲げるもののほか、測地観測センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （電子基準点課の所掌事務） **第六十一条の二**　（略） （地殻監視課の所掌事務） **第六十二条**　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） **第六十三条～第七十六条**　（略）	（測地観測センターに置く課） **第六十七条**　（略） （衛星測地課の所掌事務） **第六十八条**　衛星測地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、測地観測センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （電子基準点課の所掌事務） **第六十九条**　（略） （地殻監視課の所掌事務） **第七十条**　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会に係るものに限る。）及び火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会に係るものに限る。）の処理を行うこと。 **第七十一条～第八十四条**　（略）
（災害査定官） **第四条の五**　（略） 2　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。 3　（略） （防災室） **第四条の六**　（略） 2　防災室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略）	（災害査定官） **第四条の五**　（略） 2　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。 3　（略） （防災室） **第四条の六**　（略） 2　防災室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略）

二　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

三　（略）

（建政部の所掌事務）

第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

七の二　（略）

八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

九～三十六　（略）

（削る）

三十七～三十九　（略）

四十　（略）

四十一～四十四　（略）

（河川部の所掌事務）

第八条　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十三　（略）

三十四　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること。

三十五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

二　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

三　（略）

（建政部の所掌事務）

第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。

七の二　（略）

八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～三十六　（略）

三十七　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

三十八　流域別下水道整備総合計画の同意に関すること。

三十九　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

四十　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

四十一　雨水出水浸水想定区域に関すること。

四十二～四十四　（略）

四十四条の二　（略）

四十五～四十八　（略）

（河川部の所掌事務）

第八条　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十三　（略）

三十四　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（建政部の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

三十六　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

三十七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

三十八　第三十五号から前号までに掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

三十九　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

四十　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理に関すること。

四十一　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

四十二　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

四十三　（略）

２・３　（略）

（用地部の所掌事務）

第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

八～十六　（略）

（建設業適正契約推進官）

第三十八条の二　建政部に、建設業適正契約推進官一人を置く。

２　（略）

（都市調整官）

第三十九条　（略）

２　都市調整官は、命を受けて、都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園その他の都市の整備、開発及び保全に関する事務（防災街区整備事業に関するもの及び住宅調整官が整理するものを除き、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては公園調整官が整理するものを除く。）、防災街区整備事業（都市計画において定

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十五　（略）

２・３　（略）

（用地部の所掌事務）

第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

六～十四　（略）

（建設業適正契約推進官）

第三十八条の二　建政部（四国地方整備局を除く。）に、建設業適正契約推進官一人を置く。

（都市調整官）

第三十九条　（略）

２　都市調整官は、命を受けて、都市計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園、下水道その他の都市の整備、開発及び保全に関する事務（防災街区整備事業に関するもの及び住宅調整官が整理するものを除き、関東地方整備局にあっては公園調整官及び下水道調整官が整理するものを、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては公園調整官

められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務並びに第七条第十九号、第二十号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十七号に掲げる事務で重要事項に関するものを整理する。

（削る）

（上下水道調整官）

第四十八条の四　河川部に、上下水道調整官一人を置く。

２　上下水道調整官は、命を受けて、水道及び下水道に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

２　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

３　東北地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局の港湾危機管理官は、前項に規定する事務のほか、港湾保安管理官の所掌に属するものを整理する。

（統括港湾保安管理官）

第五十五条の六　関東地方整備局、北陸地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、統括港湾保安管理官一人を置く。

２　統括港湾管理官は、港湾保安管理官の所掌に属する事務を統括する。

（港湾保安管理官）

第五十五条の七　港湾空港部に、各地方整備局を通じて港湾保安管理官十六人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

２　（略）

第五十五条の八～第五十五条の十一　（略）

（品質検査官）

第五十五条の十二　港湾空港部に、品質検査官一人を置く。

２　（略）

第五十五条の十三～第五十五条の十五　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、調節池工事事務所、ダム再編工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

が整理するものを除く。）、防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務並びに第七条第十九号、第二十号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十七号に掲げる事務で重要事項に関するものを整理する。

（下水道調整官）

第四十条の二　関東地方整備局の建政部に、下水道調整官一人を置く。

２　下水道調整官は、命を受けて、下水道に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

（新設）

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

２　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち港湾保安管理官の所掌に属するもの又は重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（新設）

（港湾保安管理官）

第五十五条の六　港湾空港部に、各地方整備局を通じて港湾保安管理官二十人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

２　（略）

第五十五条の七～第五十五条の十　（略）

（品質検査官）

第五十五条の十一　港湾空港部に、各地方整備局を通じて品質検査官八人以内を置く。

２　（略）

第五十五条の十二～第五十五条の十四　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、調節池工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

九　（略）

（建政部に置く課等）

第八十条　建政部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

計画・建設産業課（北陸地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

計画管理課（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

建設産業課（東北地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業第一課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建設産業第二課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

都市・住宅整備課（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

都市整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建築安全課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

公園利活用推進センター（関東地方整備局に限る。）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（河川部及び用地部並びに都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

九～二十四　（略）

（削る）

二十五　（略）

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一号、第二号、第十四号から第十六号まで、第十七号から第十九号まで及び第二十三号に掲げる事務に関すること。

二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第七条の規定による大深度地下使用協議会の庶務に関すること（東北地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局を除く。）。

三　都市計画及び都市計画事業に関すること（関東地方整備局にあっては、都市整備課及び公園利活用推進センターの所掌に属するものを、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（建政部に置く課）

第八十条　建政部に、次に掲げる課を置く。

計画・建設産業課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

計画管理課（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）

建設産業課（東北地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建設産業第一課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

建設産業第二課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

都市・住宅整備課（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局に限る。）

都市整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

住宅整備課（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

建築安全課（関東地方整備局及び近畿地方整備局に限る。）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

七の二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～二十四　（略）

二十五　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

二十六　（略）

（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第一号、第二号、第十四号から第十六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十三号及び第二十五号に掲げる事務に関すること。

二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第七条の規定による大深度地下使用協議会の庶務に関すること（東北地方整備局及び九州地方整備局を除く。）。

三　都市計画及び都市計画事業に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（関東地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課、住宅整備課、建築安全課及び公園利活用推進センターの所掌に属するものを、近畿地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、他部及び都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

五　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　古都における歴史的風土の保存に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整に関すること（関東地方整備局にあっては、公園利活用推進センターの所掌に属するものを、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除き、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること（河川部及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（河川部及び用地部並びに建設産業第一課及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　景観法の規定による良好な景観の形成に関し必要な勧告、助言又は援助に関すること（関東地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、他部並びに都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、他部及び都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

五　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

六　古都における歴史的風土の保存に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること（都市整備課及び住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部並びに建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十五・十六　（略）

十七　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（北陸地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、東北地方整備局及び中国地方整備局にあっては、建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

十八　（略）

十九　（略）

二十　（略）

二十一　（略）

二十二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく建築士に係る措置に関すること。

二十三・二十四　（略）

（都市整備課の所掌事務）

第八十五条　都市整備課は、前条第四号（関東地方整備局にあっては、公園利活用推進センターの所掌に属するものを除く。）、第五号（関東地方整備局にあっては、住宅整備課、建築安全課及び公園利活用推進センターの所掌に属するものを、近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第九号まで（第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）及び第十五号に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

2　中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の都市整備課は、前項に規定する事務のほか、前条第十号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　流域別下水道整備総合計画の同意に関すること。

十六　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

十七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく下水道及び建築士に係る措置に関すること。

十八　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

十九　雨水出水浸水想定区域に関すること。

二十・二十一　（略）

二十一の二　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

二十二　（略）

二十二の二　（略）

二十三　（略）

二十三の二　（略）

（新設）

二十四・二十五　（略）

（都市整備課の所掌事務）

第八十五条　都市整備課は、前条第四号、第五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第二十号まで（第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

（新設）

（住宅整備課の所掌事務）

第八十六条　住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十六号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十三号まで（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

２　中部地方整備局及び九州地方整備局の住宅整備課は、前項に規定する事務のほか、第八十四条第二十号及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務（建設産業課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築安全課の所掌事務）

第八十六条の二　建築安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十四条第十六号（住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関することに限る。）、第二十号、第二十三号（建築物に関する事故の再発防止対策及び建築物防災対策に係るものに限る。）及び第二十四号（建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物、建築物に関する事故及びその再発防止対策並びに建築物防災対策に係るものに限る。）に掲げる事務に関すること。

二　（略）

（公園利活用推進センターの所掌事務）

第八十六条の三　公園利活用推進センターは、第八十四条第四号及び第五号（公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関するものに限る。）並びに第十号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（水政課の所掌事務）

第八十八条　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

十六　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

（地域河川課の所掌事務）

第九十条　地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

七　雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域並びに津波浸水想定に関すること。

（住宅整備課の所掌事務）

第八十六条　住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十七号（建築士に係る措置に関するものに限る。）並びに第二十一号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）、第二十二号、第二十二号の二、第二十三号の二、第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

２　中部地方整備局及び九州地方整備局の住宅整備課は、第一項に規定する事務のほか、第八十四条第二十三号及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務（建設産業課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築安全課の所掌事務）

第八十六条の二　建築安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十四条第二十一号（住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関することに限る。）、第二十三号、第二十四号（建築物に関する事故の再発防止対策及び建築物防災対策に係るものに限る。）及び第二十五号（建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物、建築物に関する事故及びその再発防止対策並びに建築物防災対策に係るものに限る。）に掲げる事務に関すること。

二　（略）

（新設）

（水政課の所掌事務）

第八十八条　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

（新設）

（新設）

（地域河川課の所掌事務）

第九十条　地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　指定区間内の一級河川及び二級河川に係る流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

七　高潮浸水想定区域及び津波浸水想定に関すること。

八　水道法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

九　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

十　第八号及び前号に掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

十一　下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画の届出の受理に関すること。

十二　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

（水災害対策センターの所掌事務）

第九十四条の二　水災害対策センターは、洪水浸水想定区域に関する事務その他の水防に関する事務（洪水予報及び水防警報に関するもの並びに地域河川課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

八　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

九～十四　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千七十七人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官二十三人以内を置く。

2　（略）

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（水災害対策センターの所掌事務）

第九十四条の二　水災害対策センターは、洪水浸水想定区域に関する事務その他の水防に関する事務（洪水予報及び水防警報に関するもの並びに建政部及び地域河川課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（新設）

（新設）

七～十二　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百八十八人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官二十八人以内を置く。

2　（略）

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条　（略）

2～4　（略）

5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

6　地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び緊急確保航路並びに海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、別表第十二のとおりとする。

7～9　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十五人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十一人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十七人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十六人以内を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十九人以内を置く。

2　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官四人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十五人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の七　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官六人以内を置く。

2　（略）

5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

6　地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、別表第十二のとおりとする。

7～9　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十三人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十八人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十五人以内を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十七人以内を置く。

2　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官二人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十八人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の七　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官五人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十条　削除

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十四条　削除

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	（略）	（略）
			一般国道百三号	改築工事
			（略）	（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官（前五項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百四十五条の事業対策官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち三人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十条　中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（肱川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十四条　四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	（略）	（略）
			一般国道百三号	改築工事
			一般国道二百七十九号	災害復旧工事
			（略）	（略）

（略）				
山形河川国道事務所	山形市	（略）	（略）	（略）
		東北中央自動車道相馬尾花沢線	改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）	（略）
		（略）	（略）	（略）
酒田河川国道事務所	酒田市	（略）	（略）	（略）
		日本海沿岸東北自動車道	改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）	（略）
（略）				

（略）				
中部地方整備局				
浜松河川国道事務所	浜松市	（略）	（略）	（略）
		菊川及び天竜川下流（静岡県境から下流）	改良工事（天竜川ダム再編工事事務所の所掌に属するものを除く。）及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務	（略）
		（略）	（略）	（略）
（略）				
富士砂防事務所	富士宮市	富士山	砂防工事	
		薩埵山	地すべり防止工事	
天竜川ダム再編工事事務所	磐田市	天竜川佐久間ダム	改良工事	
（略）				

（略）				
山形河川国道事務所	山形市	（略）	（略）	（略）
		東北中央自動車道相馬尾花沢線	新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）	（略）
		（略）	（略）	（略）
酒田河川国道事務所	酒田市	（略）	（略）	（略）
		日本海沿岸東北自動車道	新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理（東北道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）	（略）
（略）				

（略）				
中部地方整備局				
浜松河川国道事務所	浜松市	（略）	（略）	（略）
		菊川及び天竜川下流（静岡県境から下流）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務	（略）
		（略）	（略）	（略）
（略）				
富士砂防事務所	富士宮市	富士山	砂防工事	
		薩埵山	地すべり防止工事	
（略）				

（略）				
天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市	天竜川上流（天竜川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）	天竜川上流流域	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
				砂防工事及び地すべり防止工事
（略）				

（略）				
近畿地方整備局	奈良国道事務所	奈良市	（略）	（略）
			一般国道百六十八号	改築工事
			一般国道百六十九号	改築工事及び災害復旧工事
			（略）	（略）
（略）				
淀川ダム統合管理事務所	枚方市	淀川ダム群（淀川天ヶ瀬ダム、名張川比奈知ダム及び高山ダム、青蓮寺川青蓮寺ダム、宇陀川室生ダム、布目川布目ダム、前深瀬川川上ダム並びに桂川日吉ダム）及び瀬田川洗堰	（略）	（略）
			操作その他の管理の調整及び水理調査	（略）
（略）				

（略）				
天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市	天竜川上流（三峰川総合開発工事事務所及び天竜川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）	天竜川上流流域	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
				砂防工事及び地すべり防止工事
	伊那市	三峰川総合開発工事事務所	三峰川美和ダム	改良工事
（略）				

（略）				
近畿地方整備局	奈良国道事務所	奈良市	（略）	（略）
			一般国道百六十八号及び百六十九号	改築工事
			（略）	（略）
（略）				
淀川ダム統合管理事務所	枚方市	淀川ダム群（淀川天ヶ瀬ダム、名張川比奈知ダム及び高山ダム、青蓮寺川青蓮寺ダム、宇陀川室生ダム、布目川布目ダム並びに桂川日吉ダム）及び瀬田川洗堰	（略）	（略）
			操作その他の管理の調整及び水理調査	（略）
（略）				

中国地方整備局	（略）			
	岡山河川事務所	岡山市	吉井川（苫田ダム管理所の管轄区域を除く。）、旭川及び高梁川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			岡山県岡山沿岸	海岸の保全に関する調査
	（略）			
四国地方整備局	（略）			
	大洲河川国道事務所	大洲市	肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
			一般国道五十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			四国横断自動車道愛南大洲線	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			愛媛県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
	（略）			
九州地方整備局	（略）			
	武雄河川事務所	武雄市	松浦川及び六角川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務

中国地方整備局	（略）			
	岡山河川事務所	岡山市	吉井川（苫田ダム管理所の管轄区域を除く。）、旭川及び高梁川	改良工事及び維持修繕その他の管理（高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			岡山県岡山沿岸	海岸の保全に関する調査
	高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所	倉敷市	高梁川派川及び小田川	改良工事、維持修繕その他の管理
	（略）			
四国地方整備局	（略）			
	大洲河川国道事務所	大洲市	肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）	改良工事（肱川緊急治水対策河川事務所の所掌に属するものを除く。）及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
			一般国道五十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			四国横断自動車道愛南大洲線	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			愛媛県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
	肱川緊急治水対策河川事務所	大洲市	肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）	災害復旧工事
	（略）			
九州地方整備局	（略）			
	武雄河川事務所	武雄市	松浦川、六角川及び嘉瀬川（佐賀河川事務所の管轄区域を除く。）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務

佐賀河川事務所	佐賀市	（略）	（略）
		嘉瀬川、佐賀江川、城原川及び田手川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
		（略）	（略）
（略）			
長崎河川国道事務所	長崎市	本明川（本明川ダム工事事務所の管理区域を除く。）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
		雲仙岳	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）並びに砂防設備の管理及び維持
		長崎県有明海沿岸及び西彼杵沿岸	海岸の保全に関する調査
		一般国道三十四号、三十五号、五十七号及び二百五号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
		一般国道四百九十七号	新設及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
		長崎県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
本明川ダム工事事務所	長崎市	本明川本明川ダム	建設工事
		本明川本明川ダムに係る河川	管理

佐賀河川事務所	佐賀市	城原川城原川ダム	建設工事
		嘉瀬川嘉瀬川ダム	維持及び管理
		城原川城原川ダム及び嘉瀬川嘉瀬川ダムに係る河川	管理
		（略）	（略）
（略）			
長崎河川国道事務所	長崎市	本明川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
		雲仙岳	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）並びに砂防設備の管理及び維持
		長崎県有明海沿岸及び西彼杵沿岸	海岸の保全に関する調査
		一般国道三十四号、三十五号、五十七号及び二百五号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
		一般国道四百九十七号	新設及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
		長崎県の地域道路	構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

熊本河川国道事務所	熊本市	白川及び緑川（緑川ダム管理所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
（略）				
熊本河川国道事務所	八代市	一般国道二百十九号並びに熊本県道人吉水俣線、坂本人吉線、中津道八代線、小鶴原女木線、球磨田浦線、一勝地神瀬線及び遠原渡線並びに八代市道鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線、人吉市道中神大柿線、芦北町道川嶽線並びに球磨村道大瀬吉松線、松本大坂間線及び沖鶴線	災害復旧工事	
（略）				

熊本河川国道事務所	熊本市	白川（立野ダム工事事務所の管轄区域を除く。）及び緑川（緑川ダム管理所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
（略）				
熊本河川国道事務所	八代市	球磨川（川辺川ダム砂防事務所の管轄区域を除く。）、小川、鵜川、那良川、中園川、芋川、庄本川、告川、川内川及び市之俣川	災害復旧工事	
		一般国道二百十九号並びに熊本県道人吉水俣線、坂本人吉線、中津道八代線、小鶴原女木線、球磨田浦線、一勝地神瀬線及び遠原渡線並びに八代市道鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線、人吉市道中神大柿線、芦北町道川嶽線並びに球磨村道大瀬吉松線、松本大坂間線及び沖鶴線	災害復旧工事	
（略）				

阿蘇砂防事務所	阿蘇市	阿蘇山		砂防工事
（略）				
延岡河川国道事務所	延岡市	（略）	（略）	一般国道十号及び二百十八号
				改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
（略）				

別表第十（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	緊急確保航路	
中部地方整備局	名古屋港湾事務所	伊勢湾に係る緊急確保航路	
（略）			
四国地方整備局	小松島港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（兵庫県淡路島江井埼から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の境界海岸まで引いた線、徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線、同地点から真北へ同県淡路島まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）	
	高松港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（岡山県真尾鼻から同県鹿久居島鵜ノ石鼻まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の境界海岸まで引いた線、愛媛県と香川県の境界海岸から愛媛県	

阿蘇砂防事務所	阿蘇市	阿蘇山		砂防工事
立野ダム工事事務所	熊本市	白川立野ダム		建設工事
		白川立野ダムに係る河川		管理
（略）				
延岡河川国道事務所	延岡市	（略）	（略）	一般国道十号及び二百十八号
				改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
				一般国道三百二十七号
				災害復旧工事
（略）				

別表第十（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	緊急確保航路	
関東地方整備局	千葉港湾事務所	東京湾に係る緊急確保航路	
中部地方整備局	名古屋港湾事務所	伊勢湾に係る緊急確保航路	
（略）			
四国地方整備局	小松島港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（兵庫県淡路島江井埼から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の境界海岸まで引いた線、徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線、同地点から真北へ同県淡路島まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）	
	高松港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（岡山県真尾鼻から同県鹿久居島鵜ノ石鼻まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の境界海岸まで引いた線、愛媛県と香川県の境界海岸から愛媛県	

別表第十一（第百四十条関係）

	松山港湾・空港整備事務所	魚島最南端まで引いた線、同島最西端から広島県因島白滝鼻まで引いた線、同地点から同県横島小脇ノ鼻まで引いた線、同島最東端から同県田島最西端まで引いた線、同島馬場埼から同県阿伏兎観音まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）
	松山港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（四国地方整備局の管轄するもののうち、小松島港湾・空港整備事務所及び高松港湾・空港整備事務所の管轄するもの以外のものに限る。）

別表第十一（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	管轄区域
北陸地方整備局	新潟港湾・空港整備事務所	福井県正面崎東端から三四八度三一分四七、六〇，四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五七度〇三分四五、九二，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五度三一分一三、四〇，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度〇二分四一、四二，八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五度二〇分二四、九四，〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度二九分二八、一一六，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度三三分〇五、四一，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七五度一〇分〇一、六六，〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山形県鼠ヶ関灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第十一（第百四十条関係）

九州地方整備局	松山港湾・空港整備事務所	魚島最南端まで引いた線、同島最西端から広島県因島白滝鼻まで引いた線、同地点から同県横島小脇ノ鼻まで引いた線、同島最東端から同県田島最西端まで引いた線、同島馬場埼から同県阿伏兎観音まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）
	関門航路事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（四国地方整備局の管轄するもののうち、小松島港湾・空港整備事務所及び高松港湾・空港整備事務所の管轄するもの以外のものに限る。）
		瀬戸内海に係る緊急確保航路（九州地方整備局の管轄するものに限る。）

所属地方整備局	名称	管轄区域
関東地方整備局	千葉港湾事務所	千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北陸地方整備局	新潟港湾・空港整備事務所	福井県正面崎東端から三四八度三一分四七、六〇，四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五七度〇三分四五、九二，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五度三一分一三、四〇，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度〇二分四一、四二，八〇〇メートルの地点まで引い

（略）

別表第十二（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	開発保全航路	緊急確保航路	管轄区域
関東地方整備局	東京湾口航路事務所	横須賀市	東京湾中央航路	東京湾に係る緊急確保航路	千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
九州地方整備局	関門航路事務所	北九州市	関門航路	瀬戸内海に係る緊急確保航路（九州地方整備局の管轄するものに限る。）	山口県千葉埼から同県長島最東端まで引いた線、同島最西端から大分県堅来川口左突端まで引いた線、福岡県鐘ノ岬から山口県観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第十四（第百四十一条関係）

（略）	（略）
河川国道事務所	総務課、工務課
砂防国道事務所	
復興事務所	
河川事務所	
砂防事務所	
ダム砂防事務所	
ダム工事事務所	

（略）

別表第十二（第百四十条関係）

た線、同地点から一五度二〇分二四、九四，〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度二九分二八、一一六，九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度三三分〇五、四一，五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七五度一〇分〇一、六六，〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山形県鼠ヶ関灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

所属地方整備局	名称	位置	開発保全航路	管轄区域
関東地方整備局	東京湾口航路事務所	横須賀市	東京湾中央航路	
九州地方整備局	関門航路事務所	北九州市	関門航路	山口県千葉埼から同県長島最東端まで引いた線、同島最西端から大分県堅来川口左突端まで引いた線、福岡県鐘ノ岬から山口県観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第十四（第百四十一条関係）

（略）	（略）
河川国道事務所	総務課、工務課
砂防国道事務所	
復興事務所	
河川事務所	
砂防事務所	
ダム砂防事務所	
ダム工事事務所	

総合開発工事事務所
導水工事事務所
調節池工事事務所
ダム再編工事事務所
国道事務所
公園事務所
港湾事務所
港湾・空港整備事務所
空港整備事務所
航路事務所
（略）

（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開発監理部の所掌事務）	（開発監理部の所掌事務）
第一条の二　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十七　（略）	一～二十七　（略）
二十八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。	（新設）
二十九　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。	（新設）
三十～四十五　（略）	二十八～四十三　（略）

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　（略）

十二・十三　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十四～十六　（略）

十七　（略）

十八・十九　（略）

二十　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

二十一～二十三　（略）

二十四　直轄工事の入札に係る建設業者、測量業者、建設コンサルタント及び地質調査業者（第三十五条において「建設業者等」という。）の資格の審査に関すること。

二十五～三十七　（略）

三十八　（略）

三十九～四十一　（略）

四十二　（略）

四十三・四十四　（略）

四十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

四十六～五十一　（略）

五十二～五十四　（略）

五十五～五十七　（略）

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十の二　（略）

十一・十二　（略）

十三　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

十四　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

十五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。

十六　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

十六の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

十七～十九　（略）

十九の二　（略）

二十・二十の二　（略）

（新設）

二十一～二十三　（略）

二十四　直轄工事の入札に係る建設業者、測量業者、建設コンサルタント及び地質調査業者（第四十二号並びに第三十五条及び第三十九条において「建設業者等」という。）の資格の審査に関すること。

二十五～三十七　（略）

三十七の二　（略）

三十八～四十　（略）

四十の二　（略）

四十一・四十一の二　（略）

四十二　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

四十三～四十八　（略）

四十八の二～四十八の四　（略）

四十九～五十一　（略）

（建設部の所掌事務）

第三条　建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　（略）

二十一　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

二十二～二十五　（略）

二十六　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること。

二十七～三十　（略）

三十一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

三十二　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

三十三　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

三十四　第三十一号から第三十三号までに掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

三十五　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

三十六　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

三十七　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

三十八～四十二　（略）

四十三　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。第五十四号並びに第五十条及び第五十三条において「道路の整備等」という。）に関する長期計画（直轄国道等及び北海道の開発道路に係るものに限る。）に関すること。

四十四～五十五　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（建設部の所掌事務）

第三条　建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　（略）

二十一　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

二十二～二十五　（略）

二十六　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（事業振興部の所掌に属するものを除く。）。

二十七～三十　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十一～三十五　（略）

三十六　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。第四十七号並びに第五十条及び第五十三条において「道路の整備等」という。）に関する長期計画（直轄国道等及び北海道の開発道路に係るものに限る。）に関すること。

三十七～四十八　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十二～十七　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　（略）

十二・十三　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十四・十五　（略）

十六　（略）

十七・十八　（略）

十九・二十　（略）

二十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（開発監理部、建設部及び建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

二十二～二十四　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

九～十八　（略）

（新設）

十～十五　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十の二　（略）

十一・十二　（略）

十三　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

十四　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

十五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

十六　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

十六の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

十七・十八　（略）

十八の二　（略）

十九・十九の二　（略）

二十・二十一　（略）

（新設）

二十二～二十四　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～十八　（略）

（都市事業管理官及びまちづくり事業推進官）

第四十条　（略）

２　都市事業管理官は、第三十四条第四号から第十四号までに掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）並びに防災街区整備事業に関するものを除く。）並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務で技術に関するものをつかさどる。

３　（略）

（河川工事課の所掌事務）

第四十八条　河川工事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

（河川管理課の所掌事務）

第四十九条　河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（地方整備課の所掌に属するものを除く。）。

九　（略）

（地方整備課の所掌事務）

第五十三条　地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

七　水道法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

九　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

（都市事業管理官及びまちづくり事業推進官）

第四十条　（略）

２　都市事業管理官は、第三十四条第四号から第十七号までに掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）並びに防災街区整備事業に関するものを除く。）並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務で技術に関するものをつかさどる。

３　（略）

（河川工事課の所掌事務）

第四十八条　河川工事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

（河川管理課の所掌事務）

第四十九条　河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（事業振興部の所掌に属するものを除く。）。

九　（略）

（地方整備課）

第五十三条　地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　指定区間内の一級河川及び二級河川に係る流域水害対策計画の同意に関すること。

五・六　（略）

（新設）

（新設）

十　第七号から第九号までに掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。
十一　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。
十二　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。
十三　雨水出水浸水想定区域に関すること。
十四～十七　（略）
（地域事業管理官及び上下水道調整官）
第六十一条　地方整備課に、地域事業管理官及び上下水道調整官それぞれ一人を置く。
2　地域事業管理官は、第五十三条第一号から第六号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる事務で技術に関するものをつかさどる（上下水道調整官の所掌に属するものを除く。）。
3　上下水道調整官は、第五十三条第四号（下水道に係る部分に限る。）及び第七号から第十三号までに掲げる事務で技術に関するものをつかさどる。
（建設監督官）
第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官七十九人以内を置く。
2　（略）
（開発専門官）
第九十一条　北海道開発局に、開発専門官五十六人以内を置く。
2　（略）
（開発建設部の内部組織）
第九十四条　（略）
2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長六人を置く。
3　（略）
第九十八条　開発建設部に、次の五課並びに広報官及び道路防災推進官それぞれ一人を置く。

総務課
地域連携課
施設整備課
防災課
道路計画課

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
七～十　（略）
（地域事業管理官）
第六十一条　地方整備課に、地域事業管理官一人を置く。
2　地域事業管理官は、地方整備課の所掌事務で技術に関するものをつかさどる。
（新設）
（建設監督官）
第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官八十九人以内を置く。
2　（略）
（開発専門官）
第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十九人以内を置く。
2　（略）
（開発建設部の内部組織）
第九十四条　（略）
2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長五人を置く。
3　（略）
第九十八条　開発建設部に、次の四課並びに広報官及び道路防災推進官それぞれ一人を置く。

総務課
施設整備課
防災課
道路計画課

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、

事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務課、電気通信技術課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

附　則

（削る）

札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

附　則

（建設監督官の設置期間の特例）

第九条　第八十九条の建設監督官のうち九人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（地方鉄道再構築推進調整官）	
第十三条の二　北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。	
2　（略）	
（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）	
第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	

運輸支局	運輸支局に置く官	定数
（略）	（略）	（略）
愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	五人
愛媛運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
佐賀運輸支局		

改正前	
（地方鉄道再構築推進調整官）	
第十三条の二　北海道運輸局、近畿運輸局及び中国運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。	
2　（略）	
（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）	
第百二十九条　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	

運輸支局	運輸支局に置く官	定数
（略）	（略）	（略）
愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	五人
佐賀運輸支局	首席陸運技術専門官	一人

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
神奈川運輸支局　首席運輸企画専門官　四人 次席運輸企画専門官　一人 首席陸運技術専門官　一人	神奈川運輸支局　首席運輸企画専門官　四人 愛知運輸支局　次席運輸企画専門官　一人 首席陸運技術専門官　一人
（略）	（略）
（略）	（略）

改正後	改正前
（空港部に置く課等） **第十五条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官（大阪航空局に限る。）、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。 （保安部に置く課等） **第二十七条**　保安部に、次の七課並びに統括事業安全監督官一人、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。 技術保安企画調整課 運航課 運用課 管制課 管制技術課 航空灯火・電気技術課 交通管制安全監督課 （運航課の所掌事務） **第二十七条の三**　運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航に関する安全の確保に係る監督に関すること（運航審査官の所掌に属するものを除く。）。 二～七　（略）	（空港部に置く課等） **第十五条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。 （保安部に置く課等） **第二十七条**　保安部に、次の七課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。 技術保安企画調整課 運航課 運用課 管制課 管制技術課 航空灯火・電気技術課 交通管制安全監督課 （運航課の所掌事務） **第二十七条の三**　運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航に関する安全の確保に係る監督に関すること（管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。 二～七　（略）

（運用課の所掌事務）

第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（運航課及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（管制課の所掌事務）

第二十九条　管制課は、飛行場管制、ターミナル・レーダー管制及び着陸誘導管制に関する事務（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（統括事業安全監督官の職務）

第三十条の四　統括事業安全監督官は、次に掲げる事務を統括する。

一　航空機の航行の安全の確保に係る航空運送事業及び航空機使用事業の監督に関すること。

二　整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査、監査及び指導に関すること。

（航空機検査官の職務）

第三十二条　航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの設計、製造、整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）に関する事務（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3　（略）

4　東京航空局にあっては、第二項に規定するもののほか、航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空機検査官とする。

5～7　（略）

（整備審査官の職務）

第三十三条　整備審査官は、命を受けて、整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査、監査及び指導に関する事務をつかさどる。

2・3　（略）

4　第二項に規定するもののほか、整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席整備審査官とする。

5　次席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務の管理に関し、先任整備審査官を補佐する。

（航空従事者試験官の職務）

第三十四条　航空従事者試験官は、命を受けて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条（同法第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく試験の問題を作成し、及び試験を実施する。

2・3　（略）

（削る）

第三十九条の三・第三十九条の四　（略）

（運用課の所掌事務）

第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（運航課及び管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（管制課の所掌事務）

第二十九条　管制課は、飛行場管制、ターミナル・レーダー管制及び着陸誘導管制に関する事務（技術保安企画調整課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空事業安全監督官の職務）

第三十条の四　航空事業安全監督官は、命を受けて、航空機の航行の安全の確保に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査及び指導に関する事務をつかさどる。

2　航空事業安全監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空事業安全監督官とする。

3　先任航空事業安全監督官は、航空事業安全監督官の所掌に属する事務を管理する。

（航空機検査官の職務）

第三十二条　航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの設計、製造、整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）並びにこれらに使用する材料及び部品に係る検査に関する事務（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3　（略）

4　第二項に規定するもののほか、航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空機検査官とする。

5～7　（略）

（整備審査官の職務）

第三十三条　整備審査官は、命を受けて、整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務をつかさどる。

2・3　（略）

（新設）

（航空従事者試験官の職務）

第三十四条　航空従事者試験官は、命を受けて、航空法第二十九条（同法第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく試験の問題を作成し、及び試験を実施する。

2・3　（略）

（広域空港管理官）

第三十九条の三　高松空港事務所及び那覇空港事務所に、それぞれ広域空港管理官一人を置く。

2　広域空港管理官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務のうち広域的な処理を要する重要事項その他の重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第三十九条の四・第三十九条の五　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

二　国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（削る）

五～八　（略）

九　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十一　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十二　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十三　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十四　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

3　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事務をつかさどる。

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

四　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。

五～八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。

四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

五　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

六　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

七　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

八　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

九　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

（新設）

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前項に規定するもののほか、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前二項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前三項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から前項までに規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

9　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

10　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第七項までに規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

3　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

6　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び第四項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

7　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

9　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第五項及び第六項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第六項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

（削る）

12　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで、第八項及び第九項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

13　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第十項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官（東京空港事務所及び那覇空港事務所を除く。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～6　（略）

7　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

一～七　（略）

8　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

9　新千歳空港事務所の航空管制官は、第七項に規定するもののほか、仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

10　那覇空港事務所の航空管制官は、前三項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

11　航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

10　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第四項及び第六項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

12　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第十項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（東京空港事務所及び那覇空港事務所を除く。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～6　（略）

7　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）

二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三～九　（略）

（新設）

8　仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

9　那覇空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

10　航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一・二　（略）

（削る）

（削る）

12　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は前項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事務をつかさどる。

13　成田空港事務所及び東京空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

14～19　（略）

20　航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、それぞれ二人）を先任航空管制官とする。

21　（略）

22　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあってはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、那覇空港事務所にあっては航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人、新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあってはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を先任航空管制技術官とする。

23～26　（略）

27　那覇空港事務所にあっては航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあってはそれぞれ航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

28　（略）

29　第十七項、第十八項、第二十項及び第二十二項に規定するもののほか、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。

30　（略）

（航空管制官）

第六十五条　（略）

2～5　（略）

6　中部空港事務所、関西空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

7　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

三　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

四　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。

11　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

12　仙台空港事務所、成田空港事務所及び東京空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

13～18　（略）

19　航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、二人）を先任航空管制官とする。

20　（略）

21　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（新千歳空港事務所及び那覇空港事務所にあっては二人、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては三人）を先任航空管制技術官とする。

22～25　（略）

26　福岡空港事務所及び那覇空港事務所にあっては航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、新千歳空港事務所、東京空港事務所及び大阪空港事務所にあっては航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

27　（略）

28　第十六項、第十七項、第十九項及び第二十一項に規定するもののほか、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。

29　（略）

（航空管制官）

第六十五条　（略）

2～5　（略）

6　中部空港事務所、関西空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

7　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

○国土交通省令第三十七号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理課の所掌事務） **第二十二条**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　火山調査研究推進本部の庶務（火山調査委員会が行う事務に関するものに限る。）に関すること。 八　（略） （地震津波対策企画官及び火山対策企画官） **第四十条**　管理課に、地震津波対策企画官及び火山対策企画官それぞれ一人を置く。 ２　地震津波対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関すること。 二　管理課の所掌事務に関する地震及び津波による災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 ３　火山対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三十五条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関すること。 二　管理課の所掌事務に関する火山現象による災害（火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波によるものを除く。）の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 （地震津波対策調整官） **第九十五条**　管区気象台（東京管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ地震津波対策調整官一人を置く。 ２　地震津波対策調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　地震防災対策特別措置法第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関すること。 二　災害の防止のための地震動及び津波の予報及び警報に関すること。 三　災害の防止のための地震に関する情報の収集及び発表に関すること。	（管理課の所掌事務） **第二十二条**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） 七　（略） （地震情報企画官及び火山対策官） **第四十条**　管理課に、地震情報企画官及び火山対策官それぞれ一人を置く。 ２　地震情報企画官は、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３　火山対策官は、命を受けて、管理課の所掌事務に関する火山災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 （地震情報官） **第九十五条**　管区気象台（東京管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ地震情報官一人を置く。 ２　地震情報官は、地震防災対策特別措置法第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（火山対策調整官）

第九十五条の二　管区気象台（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ火山対策調整官一人を置く。

２　火山対策調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　活動火山対策特別措置法第三十五条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関すること。

二　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること。

三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地震火山課の所掌事務）

第百四条　地震火山課は、次に掲げる事務（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地震津波対策調整官及び火山対策調整官の所掌に属するものを、大阪管区気象台にあっては、地震津波対策調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地震津波対策調整官及び火山対策調整官の所掌に属するものを、大阪管区気象台にあっては、地震津波対策調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事故調査情報技術企画官及び事故調査調整官）	（事故調査調整官）
第三条　委員会の事務局に、事故調査情報技術企画官一人及び事故調査調整官九人を置く。	**第三条**　委員会の事務局に、事故調査調整官九人を置く。
２　事故調査情報技術企画官は、参事官のつかさどる職務のうち事故等調査に係る情報技術に関する企画及び立案に関するものを助ける。	（新設）
３　事故調査調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関するものを助ける。	２　事故調査調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関するものを助ける。

（火山防災情報調整官）

第九十五条の二　管区気象台（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ火山防災情報調整官一人を置く。

２　火山防災情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

一　火山災害の防止に係る火山現象の予報及び警報に関すること。

二　火山災害の防止に係る火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地震火山課の所掌事務）

第百四条　地震火山課は、次に掲げる事務（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、火山防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、火山防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（次席地方事故調査官及び統括地方事故調査官）

第七条　委員会の事務局に、次席地方事故調査官七人及び統括地方事故調査官十四人を置く。

2～4　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官）	（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官）
第三十五条の二　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官それぞれ一人を置く。	**第三十五条の二**　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官それぞれ一人を置く。
2～7　（略）	2～7　（略）
8　海上保安新技術活用推進官は、命を受けて、海上保安庁の所掌事務に関する新技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
9　（略）	8　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第七十一条第一項第一号ホ及び第百三条第一項第一号ホ並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十五条第一項第一号ホの規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市再生特別措置法施行規則及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）	（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）
第六条　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。	**第六条**　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）

二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　（略）

ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十六条、第二十七条第二号ロ及び第四十六条の二において同じ。）が付された社債を取得するものであること。

三～五　（略）

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第五号において同じ。）に対する出資又は資金の貸付け

四　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第六号において同じ。）に対する出資又は資金の貸付け

五　認定整備事業者が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

六　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

（認定誘導事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第四十六条の二　法第百三条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　認定誘導事業者（認定誘導事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定誘導事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第五号において同じ。）に対する出資

四　認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定誘導事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定誘導事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第六号において同じ。）に対する出資

五　認定誘導事業者が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　（略）

ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十六条、第二十七条第二号ロ並びに第四十六条の二において同じ。）が付された社債を取得するものであること。

三～五　（略）

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

四　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

（新設）

（認定誘導事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第四十六条の二　法第百三条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

改正後	改正前
六　認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資	（新設）

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法） **第十四条**　法第十五条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする特定目的会社に限る。）に対する出資 二　認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する出資 三　認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う株式会社、合同会社又は特定目的会社（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する出資	（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法） **第十四条**　法第十五条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、専ら認定事業の施行を目的とする認定事業者である特定目的会社に対する出資とする。 （新設） （新設） （新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十一条第三項、第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（身体検査基準及び航空身体検査証明書） **第六十一条の二**　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。	（身体検査基準及び航空身体検査証明書） **第六十一条の二**　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第一種	航空身体検査証明書 第一種航空身体検査証明書

自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第一種又は第二種	第一種航空身体検査証明書又は第二種航空身体検査証明書

２～６　（略）

（航空身体検査証明の有効期間）

第六十一条の三　法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、次の各号に掲げる当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の区分に応じ、当該航空身体検査証明書の交付の日（以下この項において「交付日」という。）から起算して、当該各号の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

一　第一種航空身体検査証明書

技能証明の資格	区分	期間
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年
		交付日における年齢が四十歳以上	六月
	その他の場合	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
	その他の場合		一年

自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第二種	第二種航空身体検査証明書

２～６　（略）

（航空身体検査証明の有効期間）

第六十一条の三　法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日（以下この項において「交付日」という。）から起算して、次の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

技能証明の資格	区分	期間
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年
		交付日における年齢が四十歳以上	六月
	その他の場合	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
自家用操縦士	交付日における年齢が四十歳未満		五年又は交付日から四十二歳の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日で

自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	一年

二　第二種航空身体検査証明書

技能証明の資格	区分	期間
自家用操縦士	交付日における年齢が四十歳未満	五年又は交付日から四十二歳の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満	二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が五十歳以上	一年
一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		

2～4　（略）

自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		あるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満	二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が五十歳以上	一年
准定期運送用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合　交付日における年齢が六十歳未満	一年
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合　交付日における年齢が六十歳以上	六月
	その他の場合	一年

2～4　（略）

第二十二号様式中

「

| ９　適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。） | | |

第24号様式（第61条の２関係）

第１種航空身体検査証明書

（表）

第　　号
CERT.NO.
第１種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 1)

氏　　名
Name
生年月日　　年　　月　　日
Date of Birth (y/m/d)
国籍・本籍
Nationality･Registered Domicile
現　住　所
Address

有効期間　　Valid　from (y/m/d)　　年　　月　　日から
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで
※１　旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合
When the holder of this certificate engages in single-crew commercial air transport operations carrying passengers:
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで
※２　航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（※１の場合を除く。）
When the holder of this certificate engages in commercial air transport operations (except in the case of ※1):
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで

条件事項
Conditions

航空法第31条の規定により、身体検査基準　第１種に適合することを証明する。
This is to certify that the above-mentioned person complies with the Aviation Medical Standards (Class 1) in accordance with Article 31 of Civil Aeronautics Law of Japan.
年　　月　　日
Date of issue (y/m/d)
国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
（指定航空身体検査医）　　印
(Designated Aviation Medical Examiner)

備考　大きさは、縦11.6センチメートル、横8.8センチメートルとする。

（裏）

備　考
Remarks

１　准定期運送用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者が、この証明書の交付の後、定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を取得したときは、※１の操縦を行う場合に限り、この証明書の有効期間の満了日は、下記のとおりとする。
When the holder of a Multi-crew Pilot Certificate, a Private Pilot Certificate, a Class 1 Flight Navigator Certificate, a Class 2 Flight Navigator Certificate, a Flight Engineer Certificate, or a Flight Radiotelephone Operator Certificate has obtained an Airline Transport Pilot Certificate or a Commercial Pilot Certificate after the date of issuance of this certificate and engages in the operation prescribed in ※1, the expiration date of the period of validity of this certificate shall be:
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで

２　自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者が、この証明書の交付の後、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を取得したときは、※２の操縦を行う場合に限り、この証明書の有効期間の満了日は、下記のとおりとする。
When the holder of a Private Pilot Certificate, a Class 1 Flight Navigator Certificate, a Class 2 Flight Navigator Certificate, a Flight Engineer Certificate, or a Flight Radiotelephone Operator Certificate has obtained an Airline Transport Pilot Certificate, a Commercial Pilot Certificate, or a Multi-crew Pilot Certificate after the date of issuance of this certificate and engages in the operation prescribed in ※2, the expiration date of the period of validity of this certificate shall be:
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで

第明治三十種郵便物認可

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

第２種航空身体検査証明書

（表）

第　　号
CERT.NO.
第２種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 2)

氏　　名
Name

生年月日　　年　　月　　日
Date of Birth (y/m/d)
国籍・本籍
Nationality･Registered Domicile
現　住　所
Address

有効期間　　Valid　from (y/m/d)　　年　　月　　日から
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで

条件事項
Conditions

航空法第31条の規定により、身体検査基準　第２種に適合することを証明する。
This is to certify that the above-mentioned person complies with the Aviation Medical Standards (Class 2) in accordance with Article 31 of Civil Aeronautics Law of Japan.
年　　月　　日
Date of issue (y/m/d)
国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(指定航空身体検査医)　　印
(Designated Aviation Medical Examiner)

備考　大きさは、縦11.6センチメートル、横8.8センチメートルとする。

（裏）

備　考
Remarks

1　自家用操縦士の資格を有する者であつて、この証明書の交付の日における年齢が50歳未満のものが、その日の後、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を取得したときは、この証明書の有効期間の満了日は、下記のとおりとする。
When the holder of a Private Pilot Certificate, whose age is under 50 on the date of issuance of this certificate, has obtained a Class 1 Flight Navigator Certificate, a Class 2 Flight Navigator Certificate, a Flight Engineer Certificate,or a Flight Radiotelephone Operator Certificate after that date, the expiration date of the period of validity of this certificate shall be:
to (y/m/d)　　年　　月　　日まで

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十二号様式によりされている申請は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二号様式によりされている申請とみなす。

第三条　この省令の施行の際現に交付されている旧規則第二十四号様式による第一種航空身体検査証明書及び第二種航空身体検査証明書は、それぞれ新規則第二十四号様式によるものとみなす。

第四条　この省令の施行の際現にある旧規則第二十四号様式による用紙については、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格の技能証明を有する者であって、定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准定期運送用操縦士の資格の技能証明を有しないものが、第一種航空身体検査証明書の交付を受ける場合を除き、当分の間、これを使用することができる。

２　前項の規定により旧規則第二十四号様式による用紙を使用して交付された第一種航空身体検査証明書及び第二種航空身体検査証明書は、それぞれ新規則第二十四号様式によるものとみなす。

○国土交通省令第四十二号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（点呼等） **第二十四条**　（略） ２　（略） ３　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一・二　（略） ４・５　（略）	（点呼等） **第二十四条**　（略） ２　（略） ３　一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 一・二　（略） ４・５　（略）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（点呼等） **第七条**　（略） ２　（略） ３　貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。 ４・５　（略）	（点呼等） **第七条**　（略） ２　（略） ３　貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。 ４・５　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十二条の三第一項、第三十二条の七第一項及び第三十二条の十一の規定、同法第三十二条の十三第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第三十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定、同法第三十二条の十六第二項及び第六項、第三十二条の十七第三項、第三十二条の十九並びに第三十二条の二十四第三項の規定、同法第三十二条の二十七第一項及び第三項第四号（これらの規定を同法第三十二条の二十九第二項（同法第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定、同法第三十二条の三十、第三十二条の三十一第二項、第三十二条の三十二、第三十二条の三十三第二項第三号及び第四号、第三十二条の三十六並びに第三十二条の三十八第二項（これらの規定を同法第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第四十五条の三第一項の規定に基づき、並びに同法及び海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）を実施するため、海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証
　第一節　安全統括管理者資格者証（第三条―第十四条）
　第二節　運航管理者資格者証（第十五条―第十七条）
第三章　指定試験機関（第十八条―第三十六条）
第四章　登録安全統括管理者講習機関等（第三十七条―第五十一条）
第五章　雑則（第五十二条・第五十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　海上運送法（以下「法」という。）に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証、指定試験機関並びに登録安全統括管理者講習機関及び登録運航管理者講習機関に関しては、この省令の定めるところによる。

（書類の経由等）

第二条　この省令の規定により、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に申請書を提出し、又は安全統括管理者資格者証若しくは運航管理者資格者証を返納しようとする者は、その住所地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出し、又は返納することができる。

2　この省令（第三章を除く。）の規定により、国土交通大臣に申請書、届出書、帳簿その他の書類を提出しようとする者は、その住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を管轄する地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

第二章　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証

第一節　安全統括管理者資格者証

（輸送の安全に関する実務の経験）

第三条　法第三十二条の三第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　総合安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　人の運送をする船舶運航事業において小型船舶以外の船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。

ロ　地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　大型船舶安全統括管理者試験　前号イ又はロのいずれかの実務の経験

三　小型船舶安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　人の運送をする船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。

ロ　地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

（安全統括管理者資格者証の様式及び交付）

第四条　安全統括管理者資格者証は、第一号様式によるものとする。

2　安全統括管理者資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び生年月日を証明する書類

二　前条に規定する実務の経験を有していることを証明する書類

三　第十一条に規定する安全統括管理者試験合格証明書（申請日以前十年以内に合格した安全統括管理者試験に係るものに限る。）

四　法第三十二条の四各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（安全統括管理者資格者証の訂正）

第五条　安全統括管理者資格者証の交付を受けている者は、その氏名に変更を生じたときは、第三号様式による申請書に当該安全統括管理者資格者証及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって変更の事実を証明する書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、安全統括管理者資格者証の訂正を受けなければならない。

2　安全統括管理者資格者証の交付を受けている者は、前項に規定する安全統括管理者資格者証の訂正に代えて、安全統括管理者資格者証の再交付を受けることができる。

（安全統括管理者資格者証の再交付）

第六条　安全統括管理者資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により安全統括管理者資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた安全統括管理者資格者証を汚し、損じ、若しくは失ったために安全統括管理者資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第三号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一　当該安全統括管理者資格者証（当該安全統括管理者資格者証を失った場合にあっては、その事実を証明する書類）

二　前条第二項の規定により安全統括管理者資格者証の再交付の申請をする場合にあっては、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって変更の事実を証明する書類

（安全統括管理者資格者証の返納）

第七条　安全統括管理者資格者証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その住所地を管轄する地方運輸局長に当該安全統括管理者資格者証（第二号に掲げる場合にあっては、発見した安全統括管理者資格者証）を返納しなければならない。

一　法第三十二条の六の規定により安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられたとき。

二　安全統括管理者資格者証を失ったために前条の規定により安全統括管理者資格者証の再交付を受けた場合において、失った安全統括管理者資格者証を発見したとき。

２　安全統括管理者資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なく、その安全統括管理者資格者証を当該届出義務者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）に返納しなければならない。

３　前二項の場合（第一項第二号の場合を除く。）において、返納すべき安全統括管理者資格者証を失っているときは、その事実を証明する書類を添付して、その旨を返納の手続を行う者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）に届け出なければならない。

（安全統括管理者試験の科目）

第八条　安全統括管理者試験は、当該安全統括管理者試験の区分ごとに、受験者が安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために必要なものとして告示で定める科目について行う。

（安全統括管理者試験の期日等の公表）

第九条　安全統括管理者試験の期日及び場所並びに次条第一項又は第二項に規定する申請書の提出期限その他の告示で定める事項は、国土交通大臣（指定試験機関の行う試験にあっては、指定試験機関。第十一条において同じ。）がインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（受験の申請）

第十条　国土交通大臣が行う安全統括管理者試験を受けようとする者は、第四号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関が行う安全統括管理者試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

（安全統括管理者試験の結果の通知等）

第十一条　国土交通大臣は、安全統括管理者試験を行ったときは、遅滞なく、受験者に対し、当該安全統括管理者試験の結果を通知し、かつ、当該安全統括管理者試験に合格した者に対しては、安全統括管理者試験合格証明書を交付しなければならない。

（安全統括管理者資格者証の有効期間の更新）

第十二条　安全統括管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者は、当該安全統括管理者資格者証の有効期間が満了する日以前六月以内に第五号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一　現に交付を受けている安全統括管理者資格者証の写し

二　第十四条に規定する安全統括管理者講習修了証明書（申請日以前三月以内に修了した安全統括管理者講習に係るものに限る。）

（安全統括管理者講習の科目）

第十三条　安全統括管理者講習は、受講者に安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために必要なものとして告示で定める科目について行う。

（安全統括管理者講習修了証明書の交付）

第十四条　登録安全統括管理者講習機関は、安全統括管理者講習を実施したときは、遅滞なく、当該安全統括管理者講習を修了した者に対し、安全統括管理者講習修了証明書を交付しなければならない。

第二節　運航管理者資格者証

（船舶の運航に関する実務の経験）

第十五条　法第三十二条の七第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　総合運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　大型船舶運航管理者試験　前号イからハまでのいずれかの実務の経験

三　小型船舶運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

（運航管理者資格者証の様式及び交付）

第十六条　運航管理者資格者証は、第六号様式によるものとする。

２　運航管理者資格者証の交付を申請しようとする者は、第七号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一　住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び生年月日を証明する書類

二　前条に規定する実務の経験を有していることを証明する書類

三　次条において読み替えて準用する第十一条に規定する運航管理者試験合格証明書（申請日以前十年以内に合格した運航管理者試験に係るものに限る。）

四　法第三十二条の八各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（準用）

第十七条　第五条から第十四条までの規定は、運航管理者資格者証、運航管理者試験及び運航管理者講習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項及び第六条	第三号様式	第八号様式
第七条第一項第一号	法第三十二条の六	法第三十二条の十
第八条	安全統括管理者の	運航管理者の
第十条第一項	第四号様式	第九号様式
第十一条	安全統括管理者試験合格証明書	運航管理者試験合格証明書
第十二条	第五号様式	第十号様式
第十二条第二号	第十四条に規定する安全統括管理者講習修了証明書	第十七条において読み替えて準用する第十四条に規定する運航管理者講習修了証明書
第十三条	安全統括管理者として	運航管理者として
第十四条（見出しを含む。）	安全統括管理者講習修了証明書	運航管理者講習修了証明書
第十四条	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関

第三章　指定試験機関

（指定の申請）

第十八条　法第三十二条の十二第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　試験事務を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　前号の事務所ごとの試験員の数

四　試験事務の開始予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　指定を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面

ハ　次条の構成員（以下この号及び第三十三条において「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（当該構成員が法人である場合には、その法人の名称）及び構成員の構成割合を記載した書類

二　指定を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面

三　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録

四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

五　指定の申請に関する意思の決定を証明する書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

九　試験員の選任に関する事項を記載した書類

十　試験員の研修に関する計画を記載した書類

十一　指定を受けようとする者が現に行っている業務の概要を記載した書類

十二　申請者が法第三十二条の十三第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

十三　その他参考となる事項を記載した書類

（指定試験機関に係る構成員の構成）

第十九条　法第三十二条の十三第一項第三号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、当該各号に定めるものとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人　社員又は基本財産の拠出者

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社　株主

三　会社法第五百七十五条第一項の持分会社　社員

四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合　組合員

五　中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者

六　その他の法人　当該法人に応じて前各号に定める者に類するもの

（その他の基準）

第二十条　法第三十二条の十三第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　特定の者を差別的に取り扱うものでないこと。

二　安全統括管理者試験又は運航管理者試験（以下「試験」という。）を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三　試験が当該試験の区分ごとに告示で定める内容及び方法の基準に適合するように行われること。

四　前三号に掲げるもののほか、試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第二十一条　指定試験機関は、法第三十二条の十四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

ロ　変更しようとする日

ハ　変更の理由

二　試験事務を行う事務所の新設又は廃止をしようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　新設又は廃止をしようとする事務所の名称及び所在地

ロ　新設又は廃止をしようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止する日

ハ　新設又は廃止の理由

（指定の更新）

第二十二条　第十八条から第二十条までの規定は、法第三十二条の十五第一項の指定の更新について準用する。この場合において、第十八条第二項第十二号中「法第三十二条の十三第二項各号」とあるのは「法第三十二条の十五第二項において準用する法第三十二条の十三第二項各号」と、第十九条中「法第三十二条の十三第一項第三号」とあるのは「法第三十二条の十五第二項において準用する法第三十二条の十三第一項第三号」と、第二十条中「法第三十二条の十三第一項第四号」とあるのは「法第三十二条の十五第二項において準用する法第三十二条の十三第一項第四号」と読み替えるものとする。

（試験員の要件）

第二十三条　法第三十二条の十六第二項の国土交通省令で定める試験員の要件は、当該試験員に行わせる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　安全統括管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務　次のいずれかに該当すること。

イ　人の運送をする船舶運航事業の安全統括管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

ロ　国土交通大臣がイに規定する者と同等以上の能力を有するものと認める者であること。

二　運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務　次のいずれかに該当すること。

イ　人の運送をする船舶運航事業の運航管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

ロ　国土交通大臣がイに規定する者と同等以上の能力を有するものと認める者であること。

（試験員の選任届等）

第二十四条　指定試験機関は、法第三十二条の十六第三項前段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　試験員の氏名及び履歴

二　試験員が法第三十二条の十六第一項の事務を行う事務所の名称及び所在地

２　前項の届出書には、試験員が前条に規定する要件に適合し、及び法第三十二条の十六第五項の者に該当しない者であることを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

３　指定試験機関は、試験員について第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は試験員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（試験員の研修）

第二十五条　指定試験機関は、研修要領及び研修計画を定め、全ての試験員についてその職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

（試験事務規程の認可の申請）

第二十六条　指定試験機関は、法第三十二条の十七第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る試験事務規程を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第三十二条の十七第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（指定試験機関の事務所の管轄区域の公示）

第二十七条　国土交通大臣は、法第三十二条の十七第一項前段の規定による認可をしたときは、次条第二号の管轄区域をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。当該管轄区域の変更に係る同項後段の規定による認可をしたときも、同様とする。

（試験事務規程の記載事項）

第二十八条　法第三十二条の十七第三項の国土交通省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二　試験事務を行う事務所ごとの管轄区域に関する事項

三　試験の実施の方法に関する事項

四　手数料の収納の方法に関する事項

五　安全統括管理者試験合格証明書及び運航管理者試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項

六　試験事務に関する秘密の保持に関する事項

七　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

八　試験事務に関する公正の確保に関する事項

九　不正な受験者の処分に関する事項

十　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第二十九条　指定試験機関は、法第三十二条の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第三十二条の十八第二項の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載等）

第三十条　法第三十二条の十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　試験年月日

二　試験地

三　受験者の受験番号、氏名及び生年月日

四　試験員の氏名

五　受験者の試験の結果

六　合格年月日

七　その他試験に関し必要な事項

２　法第三十二条の十九の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間これを保存しなければならない。

（帳簿の提出）

第三十一条　指定試験機関は、法第三十二条の二十二の規定により試験事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、法第三十二条の十九の帳簿又は当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験事務の実施に係る報告）

第三十二条　指定試験機関は、毎事業年度において三月ごとに一回、その期間内に行った試験の結果について、その報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（役員の変更の報告等）

第三十三条　指定試験機関は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　役員に変更があった場合

二　構成員のうち主たる者に変更があった場合

２　新たに役員が選任されたことにより前項第一号に掲げる場合の報告をするときは、報告書に当該役員が法第三十二条の十三第二項第二号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

３　第一項第二号に掲げる場合の報告をするときは、報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新たに構成員となった者がある場合にあっては、その氏名（法人にあっては、その名称）

二　変更後の構成員の構成割合

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第三十四条　指定試験機関は、法第三十二条の二十二第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする試験事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日

三　休止をしようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（指定試験機関の試験事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第三十五条　国土交通大臣は、法第三十二条の二十四第一項の規定により試験事務を行うこととするときは、当該試験事務を開始する日を官報で公示するものとする。

２　指定試験機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る試験（第一号又は第三号に掲げる場合において、試験事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受け、当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部の休止又は廃止する日

二　法第三十二条の二十三第一項の規定により指定を取り消された場合　当該指定を取り消された日

三　法第三十二条の二十三第一項の規定により期間を定めて試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、法第三十二条の二十四第一項の規定により国土交通大臣が試験事務を行うこととなった場合　前項の当該試験事務を開始する日

3　指定試験機関は、前項各号に掲げる場合には、速やかに試験事務の実施のために必要な書類（同項第一号又は第三号に掲げる場合において、試験事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の試験事務等の指定試験機関への引継ぎ）

第三十六条　国土交通大臣は、法第三十二条の二十四第一項の規定により行っている試験事務を行わないものとする場合には、当該試験事務を終止する日を官報で公示するものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該試験事務を終止する日以後において、前条第三項の規定により提出された書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該指定試験機関に返還するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項に規定する場合又は指定をした場合においては、試験事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を指定試験機関に送付するものとする。

第四章　登録安全統括管理者講習機関等

（登録の手続）

第三十七条　法第三十二条の二十六の登録（第五十一条を除き、以下「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　安全統括管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　講習事務を行う事務所の名称及び所在地

三　講習事務の開始予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面

三　安全統括管理者講習に必要な書籍その他の教材を用いて安全統括管理者講習が行われるものであることを証明する書類

四　安全統括管理者講習を行う講師が法第三十二条の二十七第一項各号に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

五　安全統括管理者講習を行う講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六　登録を受けようとする者が法第三十二条の二十七第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3　登録安全統括管理者講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第三十九条又は第四十条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録安全統括管理者講習機関登録簿の記載事項）

第三十八条　法第三十二条の二十七第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録安全統括管理者講習機関が講習事務を行う事務所の名称

二　登録安全統括管理者講習機関が安全統括管理者講習を開始する日

（役員の選任の届出等）

第三十九条　登録安全統括管理者講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　登録安全統括管理者講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録事項の変更の届出）

第四十条　登録安全統括管理者講習機関は、法第三十二条の二十八の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

2　前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

（登録の更新）

第四十一条　第三十七条及び第三十八条の規定は、法第三十二条の二十九第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十七条第二項第四号中「法第三十二条の二十七第一項各号」とあるのは「法第三十二条の二十九第二項において準用する法第三十二条の二十七第一項各号」と、同項第六号中「法第三十二条の二十七第二項各号」とあるのは「法第三十二条の二十九第二項において準用する法第三十二条の二十七第二項各号」と、第三十八条中「法第三十二条の二十七第三項第四号」とあるのは「法第三十二条の二十九第二項において準用する法第三十二条の二十七第三項第四号」と読み替えるものとする。

（講習事務の実施基準）

第四十二条　法第三十二条の三十の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　講習事務を管理する者（第四号及び次条第六号において「安全統括管理者講習管理者」という。）が次に掲げる要件に適合すること。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　安全統括管理者講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二　安全統括管理者講習が告示で定める内容及び方法の基準に適合するように行われること。

三　第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であって登録安全統括管理者講習機関が選任したものが、安全統括管理者講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四　安全統括管理者講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該安全統括管理者講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

（講習事務規程の記載事項）

第四十三条　法第三十二条の三十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　安全統括管理者講習の受講の申請に関する事項

二　安全統括管理者講習の日程、公示の方法その他安全統括管理者講習の実施の方法に関する事項

三　安全統括管理者講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四　安全統括管理者講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

五　安全統括管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六　安全統括管理者講習管理者の氏名及び履歴

七　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

八　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

九　講習事務に関する公正の確保に関する事項

十　不正な受講者の処分に関する事項

十一　その他講習事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の記載等）

第四十四条　法第三十二条の三十二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　安全統括管理者講習の料金の収納に関する事項

二　安全統括管理者講習の受講の申請の受理に関する事項

三　安全統括管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他安全統括管理者講習の実施状況に関する事項

2　登録安全統括管理者講習機関は、法第三十二条の三十二の帳簿並びに安全統括管理者講習の受講申請書及びその添付書類又は安全統括管理者講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、安全統括管理者講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

（帳簿等の提出）

第四十五条　登録安全統括管理者講習機関は、法第三十二条の三十六の規定により講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、法第三十二条の三十二の帳簿並びに安全統括管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（財務諸表等の表示の方法）

第四十六条　法第三十二条の三十三第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第四十七条　法第三十二条の三十三第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録安全統括管理者講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（講習事務の休廃止の届出）

第四十八条　登録安全統括管理者講習機関は、法第三十二条の三十六の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日

三　休止をしようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（登録安全統括管理者講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第四十九条　国土交通大臣は、法第三十二条の三十八第一項の規定により講習事務を行うこととするときは、当該講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

2　登録安全統括管理者講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る安全統括管理者講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、安全統括管理者講習に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第三十二条の三十六の届出をして講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　法第三十二条の三十七の規定により登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　法第三十二条の三十七の規定により期間を定めて講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、法第三十二条の三十八第一項の規定により国土交通大臣が講習事務を行うこととなった場合　前項の当該講習事務を開始する日

3　登録安全統括管理者講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が法第三十二条の三十八第一項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、速やかに講習事務の実施のために必要な書類（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の講習事務等の登録安全統括管理者講習機関への引継ぎ）

第五十条　国土交通大臣は、法第三十二条の三十八第一項の規定により行っている講習事務を行わないものとする場合には、当該講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該講習事務を終止する日以後において、当該講習事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該講習事務を実施する登録安全統括管理者講習機関に送付するものとする。

（準用）

第五十一条　第三十七条から前条までの規定は、法第三十二条の四十第一項の登録、運航管理者講習及び登録運航管理者講習機関に関する事務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第二項第四号	法第三十二条の二十七第一項各号
第三十七条第二項第六号	法第三十二条の二十七第二項各号
法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第一項各号	
法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第二項各号	

第三十八条の見出し	登録安全統括管理者講習機関登録簿	登録運航管理者講習機関登録簿
第三十八条	法第三十二条の二十七第三項第四号	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第三項第四号
第四十条第一項	法第三十二条の二十八	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十八
第四十一条	法第三十二条の二十九第一項の登録の更新	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十九第一項の登録の更新
	「法第三十二条の二十七第一項各号	「法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第一項各号
	法第三十二条の二十九第二項	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十九第二項
	「法第三十二条の二十七第二項各号	「法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第二項各号
	「法第三十二条の二十七第三項第四号	「法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の二十七第三項第四号
第四十二条	法第三十二条の三十	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十
第四十二条第一号及び第四号並びに第四十三条第六号	安全統括管理者講習管理者	運航管理者講習管理者
第四十三条	法第三十二条の三十一第二項	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十一第二項
第四十三条第五号及び第四十四条第一項第三号	安全統括管理者講習修了証明書	運航管理者講習修了証明書
第四十四条	法第三十二条の三十二	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十二
第四十五条、第四十八条及び第四十九条第二項第一号	法第三十二条の三十六	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十六
第四十五条	法第三十二条の三十二	同項において準用する法第三十二条の三十二
第四十六条	法第三十二条の三十三第二項第三号	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十三第二項第三号
第四十七条	法第三十二条の三十三第二項第四号	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十三第二項第四号
第四十九条及び第五十条第一項	法第三十二条の三十八第一項	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十八第一項
第四十九条第二項第二号及び第三号	法第三十二条の三十七	法第三十二条の四十第二項において準用する法第三十二条の三十七

第五章　雑則

（手数料）

第五十二条　次の各号に掲げる者に係る法第四十五条の三第一項の国土交通省令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　法第四十五条の三第一項第一号に掲げる者　千七百円

二　法第四十五条の三第一項第二号に掲げる者　六百八十円

三　法第四十五条の三第一項第三号に掲げる者　一万八千二百円

四　法第四十五条の三第一項第四号に掲げる者　千三百五十円

五　法第四十五条の三第一項第五号に掲げる者　八千七百円

六　法第四十五条の三第一項第六号に掲げる者　千七百円

七　法第四十五条の三第一項第七号に掲げる者　六百八十円

八　法第四十五条の三第一項第八号に掲げる者　一万八千二百円

九　法第四十五条の三第一項第九号に掲げる者　千三百五十円

十　法第四十五条の三第一項第十号に掲げる者　八千七百円

（職権の委任）

第五十三条　海上運送法施行令第四条第一項第二号に掲げる職権を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一　法第三十二条の三第一項の規定による安全統括管理者資格者証の交付にあっては、その交付を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

二　法第三十二条の五第二項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新にあっては、その更新を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

三　法第三十二条の六の規定による安全統括管理者資格者証の返納の命令にあっては、その返納の命令の対象となる者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

四　法第三十二条の七第一項の規定による運航管理者資格者証の交付にあっては、その交付を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

五　法第三十二条の九第二項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新にあっては、その更新を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

六　法第三十二条の十の規定による運航管理者資格者証の返納の命令にあっては、その返納の命令の対象となる者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

第１号様式（第４条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

安全統括管理者資格者証

資格者証番号　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿号

氏　　名

生年月日　　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

海上運送法第32条の３第１項の規定により、

を交付する。

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

有効期間　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から
＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

地方運輸局長
運輸監理部長　　印

第２号様式（第４条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

安全統括管理者資格者証交付申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　―
住　　所	
電話番号	（　　）

※　資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．試験情報

試験の区分	①	総合安全統括管理者試験
	②	大型船舶安全統括管理者試験
	③	小型船舶安全統括管理者試験

※　試験の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

資格者証を受領しました。　　受領者サイン＿＿＿＿＿＿＿＿（申請時には記入しないこと。）

第３号様式（第５条、第６条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

安全統括管理者資格者証　訂正／再交付　申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

※　資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

※　資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．資格者証の区分

①	総合安全統括管理者資格者証
②	大型船舶安全統括管理者資格者証
③	小型船舶安全統括管理者資格者証

※　資格者証の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

３．訂正・再交付の理由等

訂正・再交付の理由	氏名の変更　　汚損　　破損　　亡失	
申請前に有していた資格者証の記載内容	資格者証番号	
	氏名	
	生年月日	
訂正事項の新旧	新	旧

資格者証を受領しました。　　受領者サイン＿＿＿＿＿＿＿＿（申請時には記入しないこと。）

第４号様式（第10条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

安全統括管理者試験受験申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

希望受験地	
受験番号	※
試験実施日	※

※　※の欄は記入しないこと。

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

24mm
30mm
写真

※　受験票及び合格証明書に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．試験情報

試験の区分	①	総合安全統括管理者試験
	②	大型船舶安全統括管理者試験
	③	小型船舶安全統括管理者試験

※　試験の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

３．現に資格者証の交付を受けている場合、当該資格者証の内容

資格者証の区分	①	総合安全統括管理者資格者証
	②	大型船舶安全統括管理者資格者証
	③	小型船舶安全統括管理者資格者証
資格者証番号		
有効期限		

※　資格者証の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第５号様式（第12条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

安全統括管理者資格者証更新申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

※　資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．現に交付を受けている資格者証

資格者証の区分	①	総合安全統括管理者資格者証
	②	大型船舶安全統括管理者資格者証
	③	小型船舶安全統括管理者資格者証
資格者証番号		
有効期限		

※　資格者証の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

資格者証を受領しました。　　受領者サイン＿＿＿＿＿＿＿＿（申請時には記入しないこと。）

第６号様式（第16条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

運航管理者資格者証

資格者証番号　第＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿号

氏　　名

生年月日　　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

海上運送法第32条の７第１項の規定により、

を交付する。

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

有効期間　＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から
＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

地方運輸局長
運輸監理部長　　印

第７号様式（第16条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

運航管理者資格者証交付申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

※　資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．試験情報

試験の区分	①	総合運航管理者試験
	②	大型船舶運航管理者試験
	③	小型船舶運航管理者試験

※　試験の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

資格者証を受領しました。　　受領者サイン＿＿＿＿＿＿＿＿（申請時には記入しないこと。）

第８号様式（第17条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

運航管理者資格者証　訂正／再交付　申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

※　資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

※　資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．資格者証の区分

①	総合運航管理者資格者証
②	大型船舶運航管理者資格者証
③	小型船舶運航管理者資格者証

※　資格者証の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

３．訂正・再交付の理由等

訂正・再交付の理由	氏名の変更　　汚損　　破損　　亡失	
申請前に有していた資格者証の記載内容	資格者証番号	
	氏名	
	生年月日	
訂正事項の新旧	新	旧

資格者証を受領しました。　　受領者サイン＿＿＿＿＿＿＿＿（申請時には記入しないこと。）

第９号様式（第17条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

運航管理者試験受験申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

希望受験地	
受験番号	※
試験実施日	※

※　※の欄は記入しないこと。

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

24mm
30mm
写真

※　受験票及び合格証明書に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．試験情報

試験の区分	①	総合運航管理者試験
	②	大型船舶運航管理者試験
	③	小型船舶運航管理者試験

※　試験の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

３．現に資格者証の交付を受けている場合、当該資格者証の内容

資格者証の区分	①	総合運航管理者資格者証
	②	大型船舶運航管理者資格者証
	③	小型船舶運航管理者資格者証
資格者証番号		
有効期限		

※　資格者証の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第10号様式（第17条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

運航管理者資格者証更新申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

収　入
印　紙

１．申請者

姓（ふりがな） □　旧姓の併記を希望	（　　） 旧姓：　　（　　）
名（ふりがな）	（　　）
生年月日	年　　月　　日
郵便番号	〒　　—
住　　所	
電話番号	（　　）

※　資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、□にチェックを入れること。

２．現に交付を受けている資格者証

資格者証の区分	①	総合運航管理者資格者証
	②	大型船舶運航管理者資格者証
	③	小型船舶運航管理者資格者証
資格者証番号		
有効期限		

※　資格者証の区分の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

資格者証を受領しました。　　受領者サイン＿＿＿＿＿＿＿＿（申請時には記入しないこと。）

○国土交通省環境省令第二号

広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）を実施するため、広域臨海環境整備センター法施行規則及び自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎

広域臨海環境整備センター法施行規則及び自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令

（広域臨海環境整備センター法施行規則の一部改正）

第一条　広域臨海環境整備センター法施行規則（昭和五十六年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別記様式（第19条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

改正前

別記様式（第19条関係）

（表）

第　　号

官職

氏名

広域臨海環境整備センター法第33条第２項の立入検査員証

国土交通大臣　印

環　境　大　臣　印

年　　月　　日発　行

年　　月　　日限り有効

六・五センチメートル

九センチメートル

（裏）

広域臨海環境整備センター法抜すい

（報告及び検査）

第33条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第37条　第33条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員、清算人又は職員は、10万円以下の罰金に処する。

（自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部改正）

第二条　自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令（平成十四年環境省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別記様式（第五条関係） （第１面） 第　　号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 職　　名 氏　　名 生年月日　　年　　月　　日生 写真 年　　月　　日交付 年　　月　　日限り有効 発行者　　印 （第２面） この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。 法令の条項 ／ 該当の有無 （備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。 ２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 ３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。 ４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。 ５　裏面には、参照条文を記載することができる。 ６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。	**別記様式**（第五条関係） 表 12センチメートル 第　　号 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第５項の規定による身分証明書 職名及び氏名 写真 年　　月　　日生 年　　月　　日発行 年　　月　　日限り有効 地方運輸局長　　印 8センチメートル 裏 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法抜すい 第41条　都道府県知事は、第33条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ２　都道府県知事は、第34条及び第35条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ３　都道府県知事は、第36条第１項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ４　都道府県知事は、第37条及び第39条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ６　第１項から第４項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第43条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者に対する第33条から第35条まで、第36条第１項、第37条から第39条まで及び第41条第１項から第４項までの規定の適用については、第33条、第34条、第35条、第39条第２項及び第41条第１項から第４項までの規定中「都道府県知事」とあり、第33条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあり、第36条第１項及び第37条中「当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあり、並びに第38条及び第39条第１項中「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第33条、第34条、第35条、第36条第１項各号列記以外の部分及び第37条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。 第50条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 七　第34条、第37条若しくは第41条第１項から第４項まで（これらの規定を第43条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第41条第１項から第４項まで（第43条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―八二

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第十二条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定を囲んだ破線又は当該規定に付した傍線により改正することをいう。

2　次条から第十二条までの表中の破線及び傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

四　改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次の表により改正する。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～七　（略）

八　勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
勤務時間法第六条第三項の申告の文書	申告・割振り簿	三年	廃棄
勤務時間法第六条第三項の設定又は割振りの文書	申告・割振り簿	三年	廃棄
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～七　（略）

八　勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
勤務時間法第六条第三項又は第四項の申告の文書	フレックスタイム制の申告簿	三年	廃棄
勤務時間法第六条第三項の割振りの文書	フレックスタイム制の割振り簿	三年	廃棄
勤務時間法第六条第四項の設定及び割振りの文書	フレックスタイム制の割振り簿	三年	廃棄
（略）	（略）	（略）	（略）

規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）	第四条の三第二項又は第二十九条第二項の証明書類	（略）	（略）	廃棄
	第四条の三第三項又は第三十三条の報告の文書	育児介護等職員に該当しないこととなった場合の各省各庁の長への報告の文書	三年	
	第七条第四項の申告の文書	申告・割振り簿		
	第九条第一項の明示の文書	フレックスタイム制適用職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り等の明示の文書		
	第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書	超勤代休時間の指定を希望しない旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の申出の文書		
	第二十七条第一項の休暇簿	休暇簿（年次休暇用） 休暇簿（病気休暇用）		

規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）	第四条第三項又は第四条の四第四項の変更の文書	フレックスタイム制の割振り等の変更に係る申告簿 フレックスタイム制の割振り等の変更に係る割振り簿	（略）	廃棄
	第四条の四第二項（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の証明書類	フレックスタイム制の申告の事由を確認するための証明書類	三年	
	第四条の六第一項の状況変更届	状況変更届		
	第七条第四項の休憩時間申告簿	休憩時間申告簿		
	第九条第一項の明示の文書	フレックスタイム制適用職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り等の明示の文書		
	第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書	超勤代休時間の指定を希望しない旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の申出の文書		
	第二十七条第一項の休暇簿	休暇簿（年次休暇用） 休暇簿（病気休暇用） 休暇簿（特別休暇用）		
	第二十七条第三項の届出の文書	女子職員が出産した場合の届出の文書		

休暇簿（特別休暇用）	女子職員が出産した場合の届出の文書	第二十七条第三項の届出の文書				
休暇簿（介護休暇用）	年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定に係る通知の文書の写し	第二十九条第一項の通知の文書の写し				
フレックスタイム制の基準に係る別段の定めについての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書	第三十三条の要求の文書				
勤務時間法第二十条第一項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間（当該状態ごとにその指定が三回に達し、又はその期間が通算して六月に達したものに限	協議に係る定めによらなくなる日に係る特定日以後三年	第三条第四項の協議に関する文書	第二十八条第一項の介護休暇の休暇簿			

年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定に係る通知の文書の写し	第二十九条第一項の通知の文書の写し					
病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の事由を確認するための証明書類	第二十九条第二項の証明書類					
勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況についての報告の文書	第三十三条の報告の文書					
勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書	第三十三条の要求の文書					
特定専門スタッフ職員についての協議の文書 フレックスタイム制の基準に係る別段の定めについての協議の文書 これらの協議に対する回答の文書	第三条第二項又は第五項（第四条の三第二項において準用する場合を含む。）の協議に関する文書					
休暇簿（介護休暇用）	第二十八条第一項の介護休暇の休暇簿					
勤務時間法第二十条第一項に規定する一の継続する状態ごとの指定	協議に係る定めによらなくなる日に係る特定日以後三年					

		第三十二条の承認に関する文書
	休暇簿（介護時間用）	週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について
る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日に係る特定日以後三年	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日に係る特定日以後三年	承認に係る定めによらなくなる日に係る特定日以後三年

		第三十二条の承認に関する文書
	休暇簿（介護時間用）	週休日、勤務時間の割振り、週休日
期間（当該状態ごとにその指定が三回に達し、又はその期間が通算して六月に達したものに限る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日に係る特定日以後三年	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日に係る特定日以後三年	承認に係る定めによらなく

（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
附　則 （改正後の人事院規則一五―一四における暫定再任用職員に関する経過措置） **第二十二条**　暫定再任用職員は、規則一―八二（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）第十一条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、同規則第十八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。 ２　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、規則一―八二第十一条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項及び第二項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。	**附　則** （改正後の人事院規則一五―一四における暫定再任用職員に関する経過措置） **第二十二条**　暫定再任用職員は、第三十四条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、同規則第十八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。 ２　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規定による改正後の規則一五―一四第三条第一項及び第三項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条の三の規定を適用する。

改正後			改正前		
九～二十　（略）			九～二十　（略）		
備考			備考		
一～五　（略）			一～五　（略）		
					規則一五―一四―四〇（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）
				第九条第二項の通知の文書の写し	附則第二条の協議に関する文書
		の別段の定めの承認の文書 当該承認の申請の文書		フレックスタイム制の勤務時間の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し	フレックスタイム制の基準に係る経過措置についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書
	第九条第二項の通知の文書の写し				
	フレックスタイム制の勤務時間の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し				
					廃棄
					協議に係る勤務時間の割振りの基準によらなくなる日に係る特定日以後三年
					なる日に係る特定日以後三年
				第九条第二項の通知の文書の写し	
				フレックスタイム制の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し	
					一年
				当該承認の申請の文書	
					代休日の指定についての別段の定めの承認の文書
					休時間の指定又は
					日直勤務、超勤代
					間、休息時間、宿
					の振替等、休憩時

（人事院規則九―七の一部改正）

第四条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（俸給の支給）	（俸給の支給）
第一条の四～第二条　（略）	**第一条の四～第二条**　（略）
第三条　職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合においては、発令の前日までの分の俸給は、その給与期間の現日数から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日並びに同条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた俸給の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の俸給は、その者のその月に受ける俸給額からその者が従前所属していた俸給の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになつた俸給の支給義務者において支給する。	**第三条**　職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合においては、発令の前日までの分の俸給は、その給与期間の現日数から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた俸給の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の俸給は、その者のその月に受ける俸給額からその者が従前所属していた俸給の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになつた俸給の支給義務者において支給する。
2　（略）	2　（略）

（人事院規則九―一五の一部改正）

第五条　人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（宿日直手当の額）	（宿日直手当の額）
第二条　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。	**第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円（人事院の定めるものにあつては、七千四百円）	三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ(1)、ホ(1)、ト(1)チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円（人事院の定めるものにあつては、七千四百円）
四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万千円	四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号ト(1)に掲げる勤務については、二万千円
2～4　（略）	2～4　（略）

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第六条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当に係る勤務期間）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
一～八　（略）	一～八　（略）

九　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、令和七年国際博覧会特措法第三十一条、令和九年国際園芸博覧会特措法第二十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（第一条第四号に掲げる職員として在職した期間にあつては、勤務日以外の日。次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

十～十三　（略）

（人事院規則九―八二の一部改正）

第七条　人事院規則九―八二（俸給の半減）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（勤務しない期間の範囲）	（勤務しない期間の範囲）
第四条　給与法附則第六項の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（一日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、勤務時間を割り振らない日（同条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）、給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等その他の勤務しない日（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の人事院が定める日を除く。）が含まれるものとする。	**第四条**　給与法附則第六項の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（一日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等その他の勤務しない日（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の人事院が定める日を除く。）が含まれるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（俸給の日割計算）	（俸給の日割計算）
第六条　月又は給与法第九条ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）の中途において俸給の半額が減ぜられることとなつた場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによつて計算する。	**第六条**　月又は給与法第九条ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）の中途において俸給の半額が減ぜられることとなつた場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによつて計算する。

（人事院規則一〇―七の一部改正）

第八条　人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（保育時間）	（保育時間）
第十条　各省各庁の長は、生後一年に達しない子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる女子職員が請求した場合には、人事院の定める保育時間中は、その者を勤務させてはならない。	**第十条**　各省各庁の長は、生後一年に達しない子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる女子職員が請求した場合には、人事院の定める保育時間中は、その者を勤務させてはならない。
（年少職員の時間外勤務の制限）	（年少職員の時間外勤務の制限）
第十三条　各省各庁の長は、年少職員に正規の勤務時間等以外の時間における勤務（規則一五―一四第十三条第一項第一号又は第三号に掲げる勤務を除く。）をさせてはならない。ただし、前条第二号に掲げる勤務については、この限りでない。	**第十三条**　各省各庁の長は、年少職員に正規の勤務時間等以外の時間における勤務（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十三条第一項第一号又は第三号に掲げる勤務を除く。）をさせてはならない。ただし、前条第二号に掲げる勤務については、この限りでない。
（船員の特例）	（船員の特例）
第十四条　各省各庁の長は、規則一〇―八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）第一条に規定する船員（以下「船員」という。）である女子職員（以下「女子船員」という。）を妊娠中船内で作業に従事させてはならない。ただし、女子船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合にあつては、当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事させることを妨げない。	**第十四条**　各省各庁の長は、人事院規則一〇―八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）第一条に規定する船員（以下「船員」という。）である女子職員（以下「女子船員」という。）を妊娠中船内で作業に従事させてはならない。ただし、女子船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合にあつては、当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事させることを妨げない。
2～5　（略）	2～5　（略）
別表第二　年少職員の危険有害業務（第十一条関係）	**別表第二**　年少職員の危険有害業務（第十一条関係）
一・二　（略）	一・二　（略）
三　ボイラー（規則一〇―四別表第一備考第一号に定めるボイラー（同表備考第二号に定める小型ボイラーを除く。）をいう。次号において同じ。）の取扱いの業務	三　ボイラー（人事院規則一〇―四別表第一備考第一号に定めるボイラー（同表備考第二号に定める小型ボイラーを除く。）をいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
四～二十六　（略）	四～二十六　（略）

（人事院規則一〇―一一の一部改正）

第九条　人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（育児を行う職員の早出遅出勤務）	（育児を行う職員の早出遅出勤務）
第三条　各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第二条第二項の規定により勤務時間を定められた職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。	**第三条**　各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる職員（勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）がその子（同項第一号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事院の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。
一　小学校就学の始期に達するまでの子	一　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
二　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子	二　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、人事院の定めるもの

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）

第十三条　第三条から前条まで（第五条第一項第三号から第五号まで、第八条第一項第三号から第五号まで及び前条第一項第三号から第五号までを除く。）の規定は、勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第三条中「次に掲げる子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」とあるのは「勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第五条第一項第一号、第八条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、第九条中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び第十条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第九条中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第十一条第二項中「、第九条」とあるのは「、それぞれ第九条に規定する支障の有無」と、同条第三項中「第九条又は前条の」とあるのは「前条の」と、「第九条又は前条に」とあるのは「同条に」と、前条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（人事院規則一〇―一五の一部改正）

第十条　人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。 一・二　（略） 三　職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 イ～ハ　（略） ニ　勤務時間法第六条第三項の規定により規則一五―一四第四条の三第一項第二号イの子を養育する職員として申告をした職員について勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ること。 ホ～ヌ　（略） 四　職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 イ　勤務時間法第六条第三項の規定により規則一五―一四第四条の三第一項第二号ロの要介護者を介護する職員として申告をした職員について勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ること。 ロ～チ　（略）	（定義） **第二条**　この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。 一・二　（略） 三　職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 イ～ハ　（略） ニ　勤務時間法第六条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ること。 ホ～ヌ　（略） 四　職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 イ　勤務時間法第六条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ること。 ロ～チ　（略）

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十一条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第一条の二）	第一章　総則（第一条）
第二章　正規の勤務時間等（第一条の三―第十二条の二）	第二章　正規の勤務時間等（第一条の二―第十二条の二）
第三章～第六章　（略）	第三章～第六章　（略）
附則	附則
第一章　総則	**第一章**　総則
（健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保）	（新設）
第一条の二　各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、勤務時間法第四条第一項に規定する職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。	
第一条の三　（略）	**第一条の二**　（略）
（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）	（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準）
第三条　各省各庁の長は、勤務時間の割振り等（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第六条第二項、第二十一条第五項及び第二十二条第一項第十五号を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第四条の三までにおいて同じ。）を行う場合には、勤務時間法第六条第三項に規定する申告（次条第一号及び第七条を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事院の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。	**第三条**　勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　第四条の三第一項に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。	一　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
二　一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき一日を限度として職員が指定する日（第四号において「特例対象日」という。）については、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができること。	イ　一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十五分（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあって
（削る）	

（削る）

三　前二号の規定にかかわらず、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日については、七時間四十五分（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第六条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること。

四　月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの間において、標準休憩時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

五　始業の時刻を午前五時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

（削る）

は、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間（勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間をいう。ロ及び第四条の七において同じ。）ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第六条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号イにおいて同じ。）とすること。

ロ　単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次項及び第四条の三第一項において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日（休日等を除く。）については、イに定めるあらかじめ定める時間未満とすることができること。

（新設）

二　月曜日から金曜日まで（前号ロに定めるあらかじめ定める日を除く。）の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。次項及び第四条の三第一項第三号において同じ。）を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三　始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2　次の各号に掲げる職員については、各省各庁の長が始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合（第一号に規定する特定専門スタッフ職員（給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める職員をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあっては、公務の能率の向上に特に資すると認める場合）には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号及び同項第三号に定める基準に適合するものとなるように勤務時間法第六条第三項の規定に基づき勤務時間を割り振ることができる。

一　給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下この号において「特定研究職員」という。）、任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この号において「任期付研究員」という。）若しくは試験研究に関する業務の遂行を支援する業

務に従事する職員（特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）又は特定専門スタッフ職員　次に掲げる基準

イ　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

(1)　一日につき二時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

(2)　区分期間ごとにつき一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日（休日等を除く。）については、二時間未満とすることができること。

ロ　月曜日から金曜日まで（イ(2)に定めるあらかじめ定める日を除く。）のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

二　矯正施設（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号に規定する矯正施設をいう。以下同じ。）の長である矯正医官（同条第二号に規定する矯正医官をいう。以下同じ。）以外の矯正医官であって、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に関する調査研究に従事するもの　次に掲げる基準

イ　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

(1)　一日につき二時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

(2)　区分期間ごとにつき一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日（休日等を除く。）については、二時間未満とすることができること。

ロ　月曜日から金曜日まで（イ(2)に定めるあらかじめ定める日を除く。）の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間が、勤務時間の一部となるようにすること。

3　定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号及び第二号又は前項各号（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。

4　職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロに定める基準によらないことができるものとする。

5　各省各庁の長は、第一項又は第二項（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事院と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事院が定める基準に適合するものであるときは、当該人事院との協議を要しないものとする。

2　定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、前項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3　職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

4　各省各庁の長は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事院と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事院が定める基準に適合するものであるときは、当該人事院との協議を要しないものとする。

（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第三条の二　各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一　勤務時間法第六条第三項に規定する申告及び第七条第四項に規定する休憩時間の申告があった場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二　勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

第四条　申告は、第三条に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに第四条の三第一項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの手続）

第四条　勤務時間法第六条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2　各省各庁の長は、次の各号に掲げる前項の規定による申告（次項第二号を除き、以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

一　次号に掲げる申告以外の申告　当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二　前条第二項に定める基準に係る申告及び特定専門スタッフ職員の申告（始業及び終業の時刻について当該特定専門スタッフ職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合の勤務時間の割振りに係るものに限る。）　これらの申告どおりに勤務時間を割り振るものとする。ただし、これらの申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3　各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一　職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二　職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合において、同項の規定により休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。

三　前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

4　申告並びに第二項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

（申告・割振り簿）

第四条の二　申告及び勤務時間の割振り等は、申告・割振り簿により行うものとし、申告・割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

（単位期間等）

第四条の三　勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める期間（第三項において「単位期間」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　次号に掲げる職員以外の職員　四週間（四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として人事院の定める場合にあっては、人事院の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）

二　次のいずれかに該当する職員（以下この条において「育児介護等職員」という。）であって、当該職員として申告をしたもの　一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間

イ　小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下このイ及び第二十二条第一項第八号において「養子縁組里親」という。）である職員若しくは同法第六条の四第一号に規定する養育里親（第二十二条第一項第八号において「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童を含む。第二十三条第一項第二号を除き、以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

ロ　勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（第二十二条第一項第十二号及び第二十三条の二第二項において「要介護者」という。）を介護する職員

ハ　イ又はロに掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事院が定める職員

2　各省各庁の長は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3　育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

（新設）

（単位期間）

第四条の二　勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める期間は、同項の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事院の定める場合にあっては、人事院の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、同条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（削る）

（削る）

（勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第四条の三　勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　勤務時間法第六条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、区分期間ごとにつき一日を限度とすること。

二　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

イ　一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

ロ　区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日を限度として職員があらかじめ指定する日（次号において「特例対象日」という。）（休日等を除く。）については、イに定めるあらかじめ定める時間未満とすることができること。

三　月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を指定した職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

四　始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2　第三条第三項から第五項までの規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第一号及び第二号又は前項各号（いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」とあるのは「第四条の三第一項第二号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第三号」と、同条第四項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロ」とあるのは「第四条の三第一項第三号」と、同条第五項中「第一項又は第二項（いずれも」とあるのは「第四条の三第一項第二号から第四号まで（」と読み替えるものとする。

（勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの手続）

第四条の四　勤務時間法第六条第四項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2　各省各庁の長は、前項の規定による申告（第四項第二号を除き、以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3　各省各庁の長は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、各省各庁の長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

（削る）

4　各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一　職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二　職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合において、同項の規定により休憩時間を置くために週休日及び勤務時間の割振りを変更するとき。

三　前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

5　第四条第四項の規定は、第一項、第三項及び前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申告並びに第二項」とあるのは「第四条の四第二項に規定する申告並びに同条第三項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第四項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

（勤務時間法第六条第四項の適用職員）

第四条の五　勤務時間法第六条第四項第一号のその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

2　勤務時間法第六条第四項第一号のその他人事院規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一　祖父母、孫及び兄弟姉妹

二　職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

3　勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　小学校就学の始期に達するまでの子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

二　勤務時間法第六条第四項第一号に規定する配偶者等であって、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

（削る）

（削る）

（削る）

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第五条　各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（勤務時間法第八条第一項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

２・３　（略）

（週休日の振替等）

第六条　勤務時間法第八条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、次項第三号及び次条第二項において同じ。）の人事院規則で定める期間は、勤務時間法第八条第一項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

２　各省各庁の長は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第二十一条第五項及び第二十二条第一項第十五号において同じ。）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間法第十条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

一　週休日の振替（勤務時間法第八条第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

第四条の五の二　勤務時間法第六条第四項第二号の人事院規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第九条第一項に規定する健康管理医が認めるものとする。

（勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当しないこととなった場合の届出）

第四条の六　第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第四条の五第三項各号に掲げる職員又は前条に規定する職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届け出なければならない。

２　前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に関し必要な事項は、事務総長が定める。

３　第四条の四第二項の規定は、第一項の届出について準用する。

（勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当しないこととなった場合の週休日及び勤務時間）

第四条の七　第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第四条の五第三項各号に掲げる職員又は第四条の五の二に規定する職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第五条　各省各庁の長は、勤務時間法第七条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（勤務時間法第八条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

２・３　（略）

（週休日の振替等）

第六条　勤務時間法第八条の人事院規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

２　各省各庁の長は、週休日の振替（勤務時間法第八条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は四時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を勤務時間法第八条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間法第十条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

二　勤務時間を割り振らない日の振替（勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

三　四時間の勤務時間の割振り変更（勤務時間法第八条第一項の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

3　（略）

（休憩時間）

第七条　（略）

2　各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項又は第三項の規定により勤務時間を割り振る場合（勤務時間法第八条第一項の規定によりこれらの勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合を含む。）において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、連続する正規の勤務時間が六時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。

3　（略）

4　各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合には、職員からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事院の定めるところにより、当該申告と異なる休憩時間を置くことができるものとする。

5　前項に規定する休憩時間の申告は、勤務時間法第六条第三項に規定する申告をする際に、併せて、第四条の二に規定する申告・割振り簿により、第一項から第三項まで及び第三条に定める基準に適合するように、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければならない。

6　（略）

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第九条　（略）

2　各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、人事院の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）

第十条　勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務（人事院が定める基準に適合するものに限る。）とする。

一　（略）

3　（略）

（休憩時間）

第七条　（略）

2　各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項から第四項までの規定により勤務時間を割り振る場合において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、連続する正規の勤務時間が六時間三十分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。

3　（略）

4　各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振る場合において、第四条第一項又は第四条の四第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について前三項に定める基準に適合する申告があったときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告が第一項又は前項に定める基準に適合するものであって、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。

5　前項の規定による休憩時間の申告は、休憩時間申告簿により行うものとし、休憩時間申告簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

6　（略）

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第九条　（略）

2　各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、人事院の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間）

第十条　勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務（人事院が定める基準に適合するものに限る。）とする。

一　（略）

二　矯正医官（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第二号に規定する矯正医官をいう。）が行う施設外勤務（矯正施設（同条第一号に規定する矯正施設をいう。第十三条第一項第三号ホにおいて同じ。）の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。）

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第十二条の二　第三条から第四条の二まで、第四条の三（第一項第一号を除く。）並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

2　（略）

（宿日直勤務）

第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる当直勤務

イ～ハ　（略）

ニ　国立児童自立支援施設又は障害者支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務

ホ　矯正施設における次に掲げる当直勤務

(1)・(2)　（略）

ヘ～チ　（略）

（削る）

リ～ル　（略）

2　（略）

（病気休暇）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

5　療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らない日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

6　（略）

（特別休暇）

第二十二条　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～七　（略）

八　生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立につ

二　矯正医官が行う施設外勤務（矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。）

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第十二条の二　第三条、第四条、第四条の三から第四条の七まで並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

2　（略）

（宿日直勤務）

第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる当直勤務

イ～ハ　（略）

（新設）

ニ　刑務所等の矯正施設における次に掲げる当直勤務

(1)・(2)　（略）

ホ～ト　（略）

チ　障害者支援施設又は国立児童自立支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務

リ～ル　（略）

2　（略）

（病気休暇）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

5　療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

6　（略）

（特別休暇）

第二十二条　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～七　（略）

八　生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規

いて家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

九～十一　（略）

十二　要介護者の介護その他の人事院が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

十三・十四　（略）

十五　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年の七月から九月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の六月から十月までの期間）内における、週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

十六～十八　（略）

2～4　（略）

（介護休暇）

第二十三条　勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一　祖父母、孫及び兄弟姉妹

二　職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

2　勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

3　（略）

4　各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

九～十一　（略）

十二　勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事院が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

十三・十四　（略）

十五　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年の七月から九月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の六月から十月までの期間）内における、週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

十六～十八　（略）

2～4　（略）

（介護休暇）

第二十三条　勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

（新設）

（新設）

（新設）

2　（略）

3　各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第六項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

５　職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

６　各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

７　第四項又は前項の規定にかかわらず、各省各庁の長は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

８　（略）

（第二章から第四章までの規定についての別段の定め）

第三十二条　各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条第一項から第三項まで、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

（人事院規則一五―一五の一部改正）

第十二条　人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（勤務時間）	（勤務時間）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
２　各省各庁の長は、期間業務職員（規則八―一二（職員の任免）第四条第十三号に規定する期間業務職員をいい、人事院の定めるものを除く。以下この項において同じ。）について、期間業務職員の申告を考慮して当該期間業務職員の勤務時間を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、期間業務職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事院の定める期間ごとの期間につき常勤職員の一週間当たりの勤務時間を超えないように当該期間業務職員の勤務時間を定めることができる。	（新設）

４　職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

５　各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第三項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

６　第三項又は前項の規定にかかわらず、各省各庁の長は、それぞれ、申出の期間又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

７　（略）

（第二章から第四章までの規定についての別段の定め）

第三十二条　各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条第一項から第四項まで、第四条の三、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

（年次休暇以外の休暇）

第四条　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一～十二　（略）

十三　非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第四条の三第一項第二号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五―一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

（勤務時間法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。）は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号。附則第四条において「令和五年改正法」という。）第三条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に勤務時間法第六条第三項（育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合又は勤務時間法第六条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ろうとする場合（規則一五―一四第四条の二の規定により職員が選択する期間（以下この条において「選択単位期間」という。）が一週間である場合を除く。）において、単位期間（勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）の初日としようとする日から起算して四週間（選択単位期間が二週間又は三週間である場合にあっては、それぞれ二週間又は三週間）を経過する日が、施行日以後に到来するときは、同規則第四条の二の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を一週間、二週間又は三週間とすることができる。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の規則一―三四別表の八の表勤務時間法の項、規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項及び規則一五―一四―四〇（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の八の表勤務時間法の項及び規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げるものを除く。）の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

（雑則）

第四条　前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―八―五三

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（年次休暇以外の休暇）

第四条　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一～十二　（略）

十三　非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

２・３　（略）

改正後	改正前
（定年の特例） **第二条**　法第八十一条の六第二項ただし書の人事院規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師（第四号及び第五号に掲げる施設等にあっては、人事院が定める医師又は歯科医師に限る。）とする。 一　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は少年鑑別所 二～五　（略） 2　（略） **附　則** （令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年改正法による改正前の法第八十一条の二第二項各号に掲げる職員に相当する職員の定年等） **第二条**　法附則第八条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師とする。 一・一の二　（略） 二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は少年鑑別所 三～九　（略） 2～6　（略）	（定年の特例） **第二条**　法第八十一条の六第二項ただし書の人事院規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師（第四号及び第五号に掲げる施設等にあっては、人事院が定める医師又は歯科医師に限る。）とする。 一　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院 二～五　（略） 2　（略） **附　則** （令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年改正法による改正前の法第八十一条の二第二項各号に掲げる職員に相当する職員の定年等） **第二条**　法附則第八条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師とする。 一・一の二　（略） 二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院 三～九　（略） 2～6　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一―三

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一　管区行政評価局等の特定管理監督職群　管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに行政評価事務所の所長 二　総合通信局等の特定管理監督職群　総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに情報通信政策研究所の部長、総合企画推進官、課長及び研修管理官並びに総合通信局の部長、総合通信調整官、次長、課長及び室長並びに沖縄総合通信事務所の次長、総合通信調整官及び課長 三～六　（略）	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一　管区行政評価局等の特定管理監督職群　管区行政評価局の部長及び地域総括評価官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官及び部長並びに行政評価事務所の所長 二　総合通信局等の特定管理監督職群　総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに情報通信政策研究所の部長及び課長並びに総合通信局の部長、総合通信調整官、次長、課長及び室長並びに沖縄総合通信事務所の次長、総合通信調整官及び課長 三～六　（略）

七　四国運輸局の特定管理監督職群　四国運輸局の総務部長、鉄道部長、自動車交通部長、自動車技術安全部長、海事振興部長、技術・防災課長、安全指導推進官、首席鉄道安全監査官、整備・保安課長、技術課長及び保安・環境調整官並びに四国運輸局運輸支局の支局長及び次長並びに四国運輸局運輸支局の事務所の所長	七　四国運輸局の特定管理監督職群　四国運輸局の自動車技術安全部長、技術・防災課長、安全指導推進官、首席鉄道安全監査官、整備・保安課長、技術課長及び保安・環境調整官並びに四国運輸局運輸支局の次長
七の二　九州運輸局の特定管理監督職群　九州運輸局の安全防災・危機管理調整官、計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整官並びに九州運輸局運輸支局の次長（人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の所長	（新設）
八　（略）	八　（略）
九　管区海上保安本部等の特定管理監督職群　海上保安学校分校の分校長並びに管区海上保安本部の情報管理官、会計管理官、部次長、技術管理官、企画調整官、課長、海洋情報企画調整官及び交通企画調整官並びに海上保安監部の部長並びに海上保安部の部長並びに海上保安航空基地の基地長並びに海上保安署の署長並びに海上交通センターの所長並びに航空基地の基地長並びに人事院が定める官職	九　管区海上保安本部等の特定管理監督職群　管区海上保安本部の情報管理官、会計管理官、部次長、技術管理官、企画調整官、課長、海洋情報企画調整官及び交通企画調整官並びに海上保安署の署長並びに人事院が定める官職
十～十二　（略）	十～十二　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―七五

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） **第二十五条**　補償法第十二条ただし書の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合	（休業補償を行わない場合） **第二十五条**　補償法第十二条ただし書の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―三―四九

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（奨学援護金の支給）

第十五条　（略）

第十六条　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者にあつては、一人につき月額一万五千円

二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万円

三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万九千円

四　（略）

（就労保育援護金の支給）

第十八条　（略）

２　（略）

３　就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）一人につき月額八千円とする。

４　（略）

（障害特別援護金の支給）

第十九条の四　実施機関は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき障害等級に該当する程度の障害が存する者には、障害特別援護金として、千四百三十五万円（通勤による負傷又は疾病の場合（既に公務上の負傷又は疾病による障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合を除く。）にあつては、九百十五万円）を超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

（遺族特別援護金の支給）

第十九条の五　実施機関は、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族で人事院が定めるものには、遺族特別援護金として、公務上の死亡の場合にあつては千七百三十五万円を、通勤による死亡の場合にあつては千四十五万円を、それぞれ超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

改正前

（奨学援護金の支給）

第十五条　（略）

第十六条　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者にあつては、一人につき月額一万四千円

二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額一万八千円

三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万八千円

四　（略）

（就労保育援護金の支給）

第十八条　（略）

２　（略）

３　就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）一人につき月額一万二千円とする。

４　（略）

（障害特別援護金の支給）

第十九条の四　実施機関は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき障害等級に該当する程度の障害が存する者には、障害特別援護金として、千五百四十万円（通勤による負傷又は疾病の場合（既に公務上の負傷又は疾病による障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合を除く。）にあつては、九百十五万円）を超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

（遺族特別援護金の支給）

第十九条の五　実施機関は、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族で人事院が定めるものには、遺族特別援護金として、公務上の死亡の場合にあつては千七百三十五万円を、通勤による死亡の場合にあつては千百十五万円を、それぞれ超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（就労保育援護金の額に関する経過措置）

２　この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間における施行日前から引き続き規則一六―三第十八条第一項に該当する者に対するこの規則による改正後の規則一六―三第十八条第三項の規定の適用については、同項中「八千円」とあるのは、「八千円（令和六年四月一日前から引き続き保育児である者にあつては、一万円）」とする。

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（行政文書の作成等） **第八条**　［1～3　略］ 4　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務（軽微なものを除く。）の記録が、保存期間が満了したときには原則として国立公文書館に移管するものとして作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 5　行政文書は、他の法令等の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第十条第三項において同じ。）により作成し、又は取得することが規定されている場合、当該行政文書を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下この項、第十条第三項及び第十四条第二項第二号において同じ。）により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、電磁的方式により作成し、又は取得するものとする。 ［6～9　略］ （行政文書ファイル保存要領） **第十四条**　［略］ 2　行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一　略］ 二　電子行政文書（電磁的記録（電磁的方式で作られた記録をいう。次条第四項において同じ。）である行政文書をいう。）の保存場所及び保存方法 ［三～五　略］ （移管又は廃棄） **第十五条**　［1・2　略］ 3　文書管理者は、前二項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由を明らかにして、国立公文書館に意見を提出しなければならない。	（行政文書の作成等） **第八条**　［1～3　同上］ 4　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に政府全体として対応する会議その他の会合の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 5　行政文書は、他の法令等の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第十条第三項において同じ。）により作成し、又は取得することが規定されている場合、当該行政文書を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下この項、第十条第三項及び第十五条第四項において同じ。）により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、電磁的方式により作成し、又は取得するものとする。 ［6～9　同上］ （行政文書ファイル保存要領） **第十四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一　同上］ 二　電子行政文書（電磁的記録である行政文書をいう。）の保存場所及び保存方法 ［三～五　同上］ （移管又は廃棄） **第十五条**　［1・2　同上］ 3　文書管理者は、前二項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、利用制限を行うべき箇所及び理由を明らかにして、国立公文書館に意見を提出しなければならない。

4　文書管理者は、電磁的記録である行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する場合には、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該行政文書ファイル等を一般の利用に供するために必要な措置を講ずるものとする。

5　［略］

6　文書管理者は、移管した文書について法第十六条第一項の規定による利用の請求があった場合において、国立公文書館から利用の制限に関する確認があったときは、利用制限を行うべき箇所及び理由を明らかにするために必要な措置を講ずるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（映像と音声の送受信による通話の方法による審理） **第十四条の七の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理の期日における手続を行うことができる。 2　前項の期日に出頭しないでその手続に関与した事件関係人は、その期日に出頭したものとみなす。 3　第一項に規定する方法によって審理の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審理の調書に記載しなければならない。	［新設］
（進行協議） **第十四条の八**　［略］ 2　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。	（進行協議） **第十四条の八**　［同上］ ［新設］
4　文書管理者は、電磁的記録（電磁的方式で作られた記録をいう。）である行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する場合には、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該行政文書ファイル等を一般の利用に供するために必要な措置を講ずるものとする。 5　［同上］ ［項を加える。］	4　文書管理者は、電磁的記録である行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する場合には、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該行政文書ファイル等を一般の利用に供するために必要な措置を講ずるものとする。 5　［略］ 6　文書管理者は、移管した文書について法第十六条第一項の規定による利用の請求があった場合において、国立公文書館から利用の制限に関する確認があったときは、利用制限を行うべき箇所及び理由を明らかにするために必要な措置を講ずるものとする。

3　進行協議に出頭しないで前項の手続に関与した事件関係人は、その進行協議に出頭したものとみなす。	［新設］
4　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。	［新設］
5　裁定委員会は、進行協議における手続を行うときは、委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与） **第十四条の二**　調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停の手続に関与させることができる。 2　前項の手続を行ったときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。 （映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭） **第十五条の二**　調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調停の手続を行うことができる。 2　前項の手続に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その手続に出頭したものとみなす。	［新設］ ［新設］

3　第一項に規定する方法によって調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。	
（映像と音声の送受信による通話の方法による審問） **第四十一条の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審問の期日における手続を行うことができる。 2　前項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。 3　第一項に規定する方法によって審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならない。	［新設］
（進行協議） **第四十三条の四**　［略］ 2　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。 ［3　略］ 4　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 ［5　略］	（進行協議） **第四十三条の四**　［同上］ 2　裁定委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。 ［3　同上］ 4　裁定委員会は、第二項の規定により、進行協議における手続を行うときは、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。 ［新設］ ［5　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。